

香川県次世代育成支援行動計画

◆後期計画◆

安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

～ 子育て・子育てをみんなで支えるかがわ ～

香 川 県



© ｲﾗｽﾄ／池原昭治



「安心して子どもを生み育てることができる環境づくり」

香川県の人口は平成 11 年をピークに減少傾向にあり、平成 20 年の人口動態統計によると、本県の出生数は 8,600 人と過去最低となるなど、少子化が急速に進行しています。このことが、子どもの成長にさまざまな影響を及ぼすとともに、人口構成の高齢化に一層拍車をかけ、地域社会の活力の低下を招くなど、社会や経済に深刻な影響を与えることが懸念されています。

このような現状を踏まえ、県では、少子化の流れを変え、次世代育成支援の施策のさらなる推進を図るため、このたび、平成 17 年 3 月に策定した「香川県次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成 17 年度～平成 21 年度）を見直し、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間に取り組む次世代育成支援の指針となる「香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

この計画では、父母その他の保護者が、子育てについて最も重要な責任を有するという基本理念のもと、「安心して子どもを生み育てることができる環境づくり～子育て・子育てをみんなで支えるかがわ～」を目指して、地域における子育て支援の充実や仕事と生活の両立支援、また、特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進などに取り組んでまいります。

今後は、この計画に沿って、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体、NPO など幅広い関係者が、それぞれの役割に応じ連携・協力しながら、子どもや保護者を支えていくことができるよう、次世代育成支援のための施策を総合的かつ効果的に進めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

また、この計画を実行するに当たっては、県議会における附帯決議を十分に踏まえ、次世代育成支援対策に取り組んでまいります。

終わりに、計画の策定に当たり、県議会や県児童福祉審議会児童家庭部会をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成 22 年 3 月

香川県知事 真 鍋 武 紀

「香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）の
策定について」に対する附帯決議

今議会で可決された香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）は、子どもを心身ともに健全な大人へと成長させる上で大変重要なものであるが、「子どもの権利の尊重」の項目においては、心身ともに未熟な子どもに対し、子どもの権利のみが尊重され、義務を果たし、また社会的ルールを守るという観点が欠落している。権利には必ず義務を伴い、責任が生じるものである。

子どもの権利ばかりが強調されると、卒業式で国旗掲揚や国歌斉唱しなくなったり、しつけとしての行為さえ虐待ということになる。また、「児童養護施設等において、第三者機関による苦情解決制度などの普及・充実に努める」とあるが、恣意的な人選により、本来行われるべき指導が阻害されることも懸念される。また、「等」という表記はどこまでを指しているのかがあいまいで、拡大解釈されるおそれがある。

香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）を実行するに当たっては、心身ともに未熟な子どもに対して、社会的なルールや道徳観などを教えることが、大人の重要な役割であることから、子どもが間違った考えや方向に進んで行かないよう、大人が注意し、正していくことにより、子どもに社会の一員としてその役割と責任を自覚させ、健全な成長を促すよう、特に下記の４項目に留意して次世代育成支援対策に取り組むべきである。

記

- 1 「子どもの権利の尊重」に係るすべての取り組みは、そもそも子どもの健全な成長は、家庭での保護者による適切なしつけや指導、学校などの教育機関における適切な指導を当然の前提とするものであることを踏まえて推進されなければならない。
 - 2 学校などの教育機関における、「児童の権利に関する条約」などの啓発や学習の取り組みは、子どもの健全な成長の観点からも、権利には義務が伴うことをしっかり踏まえて推進されなければならない。
 - 3 小中高などの学校運営が、一義的に法規に基づいてなされるものであることは言うまでもなく、「子どもの意見を尊重した学校運営」の名の下に、法規に基づく校長の権限や判断等が侵害されることがあってはならない。
 - 4 児童養護施設等における意見や苦情を密室化させないための「第三者機関による苦情解決制度」の普及・充実は、あくまで当該施設等の運営を改善するためのものであり、一般的な子どもの権利侵害に対応するための第三者機関新設の根拠とされるものではない。
- 以上、決議する。

平成２２年３月２４日

香 川 県 議 会

◆ 目 次 ◆

香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）

第1 はじめに

I	計画の基本的事項	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画の対象	1
II	計画の基本理念	2

第2 少子化の現況と次世代育成支援に向けた課題

I	少子化の現況	4
II	香川県次世代育成支援行動計画（前期計画）の進捗状況	23
III	次世代育成支援に向けた課題	27
IV	主な課題と施策の方向性	39

第3 総 論

I	基本目標	41
II	基本方針と施策の視点	42
1	みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり	42
2	安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり	42
3	子どもが健やかに育つかがわづくり	42
III	施策体系	43

第4 各 論

I	みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり	44
1	地域における子育て支援の充実	44
(1)	社会全体での子育て支援ネットワークの充実	44
(2)	相談・援助体制の充実	49
(3)	地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実	51
2	子育て家庭にやさしい生活環境の整備	55
(1)	子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり	55
(2)	ゆとりとうるおいのある生活環境の整備	57
(3)	子どもの安全を確保するための活動の推進	59
(4)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	61

Ⅱ	安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり	64
1	すこやか親子支援の推進	64
	(1) 安心できる母子保健医療体制の充実	64
	(2) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援	66
	(3) 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進	68
2	仕事と生活の両立支援	72
	(1) 多様な働き方の実現と働き方の見直し	72
	(2) 育児休業を取得しやすい環境の整備	73
	(3) 働きながら子育てをしやすい環境の整備	74
	(4) 就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実	76
3	子育てに伴う経済的負担の軽減	80
	(1) 子育て費用に対する社会的支援	80
	(2) 保育料や教育費の負担軽減	81
Ⅲ	子どもが健やかに育つかがわづくり	82
1	能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援	82
	(1) 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進	82
	(2) 家庭教育への支援の充実	86
	(3) 地域の教育力の向上	87
	(4) 若者の社会的・経済的自立の支援	89
2	特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進	93
	(1) 児童虐待防止対策の推進	93
	(2) 社会的養護体制の充実	96
	(3) 障害のある子どもやひとり親家庭の子どもに対する支援	98
	(4) 子どもの権利の尊重	101

第5 計画の推進方法

Ⅰ	計画推進のための連携・協力	104
Ⅱ	計画の進行管理	105

第6 資料

Ⅰ	数値目標一覧	106
Ⅱ	用語の解説	109
Ⅲ	参考	115

第1 はじめに

I 計画の基本的事項

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象

II 計画の基本理念

第1 はじめに

I 計画の基本的事項

1 計画の策定趣旨

本県の人口は平成11年をピークに減少傾向にあり、平成21年6月に公表された、平成20年の人口動態統計によれば、本県の出生数は過去最低となるなど、今後、少子化の進行による、高齢化の一層の進行に加え、子どもの成長への影響や、地域社会の活力の低下など、社会や経済への深刻な影響が懸念されています。

こうした中、本県では、平成17年3月に策定した「香川県次世代育成支援行動計画」に基づき、少子化の流れを変え、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう、社会全体が一体となって、次世代の育成支援に取り組んできたところです。

しかし、少子化の流れが変わることはなく、次世代育成支援のための施策のさらなる推進を図るため、すべての県民がそれぞれの立場で次世代育成支援に取り組むための指針となる「香川県次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、次世代育成支援対策推進法第9条の規定に基づき、都道府県行動計画として定めるものであり、すべての県民がそれぞれの立場で次世代育成支援に取り組むための指針となるものです。

計画は、5年を1期として、平成17年3月に策定した「香川県次世代育成支援行動計画」(計画期間：平成17年度～21年度)を引き継ぐもので、前期・後期をあわせて10年間で集中的・計画的な取組みを推進します。

本県の総合計画である「香川県新世紀基本構想」に基づく香川づくりの一環として、次世代育成支援対策の分野における基本指針を示すものです。

本計画は「健やか香川21ヘルスプラン」、「香川県地域福祉支援計画」、「かがわ障害者プラン」、「香川県保健医療計画」、「かがわ男女共同参画プラン」、「香川県教育基本計画」などとの整合性を図り、連携を強化するものです。

本計画の一部は、保育所保育指針等を踏まえた本県における保育所保育の質の向上のためのアクションプログラムでもあります。

3 計画の期間

本計画の期間は、次世代育成支援対策推進法第9条および附則第1条の規定に基づき、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

4 計画の対象

これから生まれてくる子どもから成長して次代を育む親となるまでの子どもと、子どもを育成し、または子どもを育成しようとする家庭や、それらを取り巻く行政、保育所、学校、地域社会、企業、関係団体などさまざまな主体を対象とします。

Ⅱ 計画の基本理念

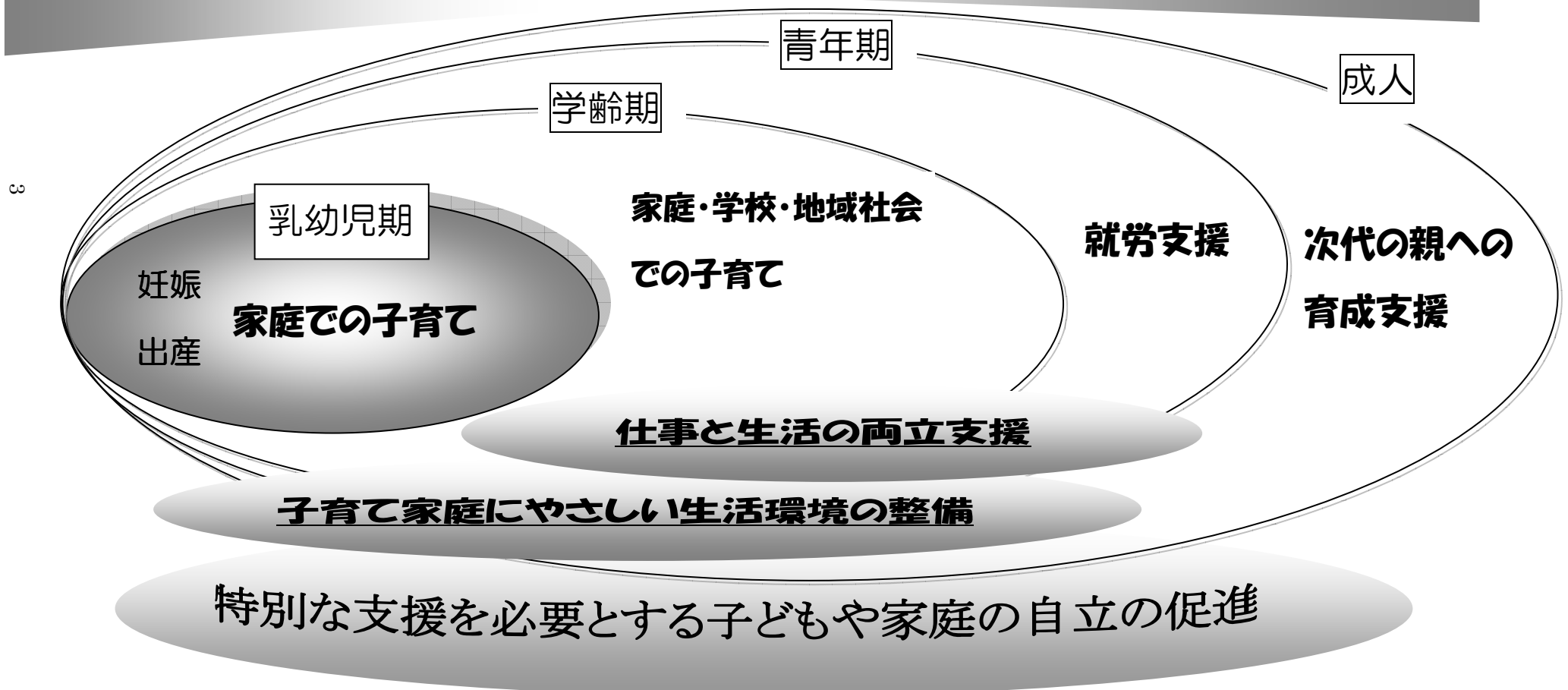
父母その他の保護者が、子育てについて最も重要な責任を有するとの基本的な認識のもとに、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう行政、学校、企業、地域社会など社会全体が、連携して次世代育成支援に取り組んでいきます。

<ライフステージに応じた次世代育成支援施策>

地域における子育て支援の充実

すこやか親子支援の推進

能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援



第2 少子化の現況と次世代育成支援に向けた課題

- I 少子化の現況
- II 香川県次世代育成支援行動計画
（前期計画）の進捗状況
- III 次世代育成支援に向けた課題
- IV 主な課題と施策の方向性

第2 少子化の現況と次世代育成支援に向けた課題

I 少子化の現況

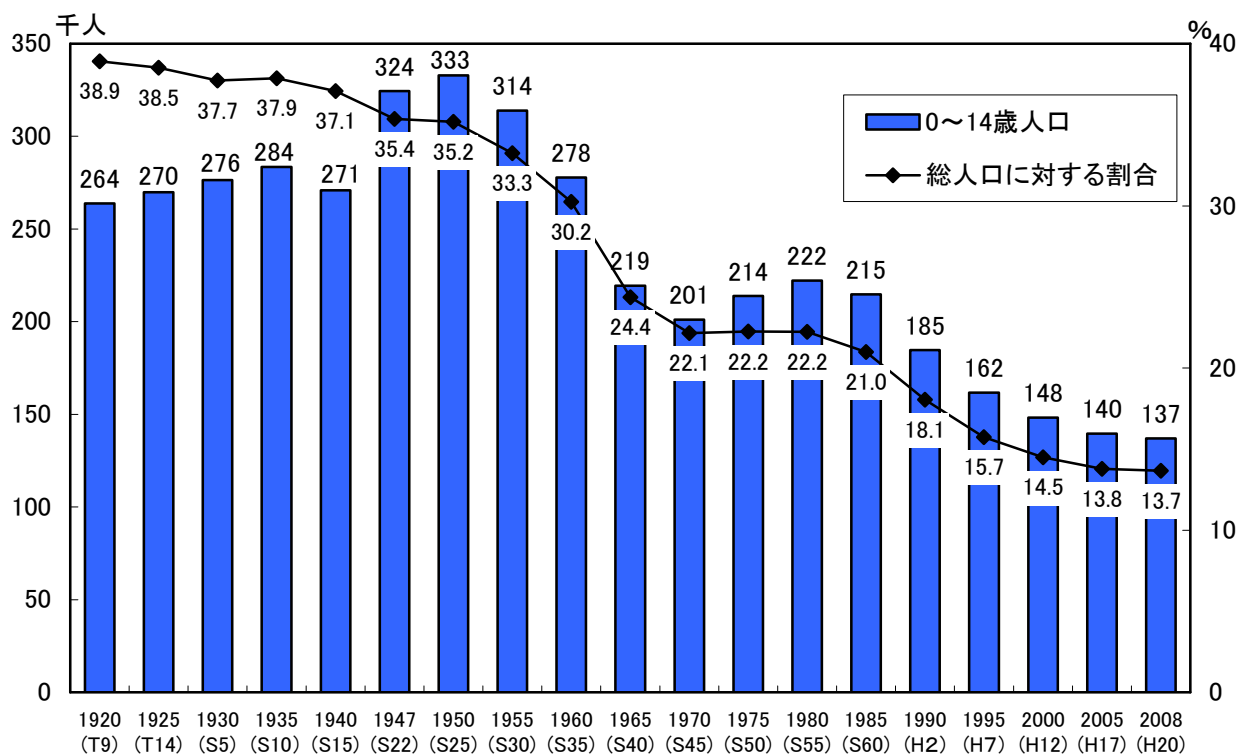
1 少子化の現状

(1) 子どもの数の減少

本県の年少人口（0～14 歳）は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代半ばに一時的に増加傾向を示したものの、その後は徐々に減り続け、2008（平成 20）年の調査では、1950（昭和 25）年の約 41%に当たる 13 万 7 千人にまで減少しています。

また、総人口に占める年少人口の割合は、1920（大正 9）年には 38.9%であったものが、1960（昭和 35）年には 30.2%、2000（平成 12）年は 14.5%、2008（平成 20）年は 13.7%と減少傾向にあります。

年少人口の推移（香川県）

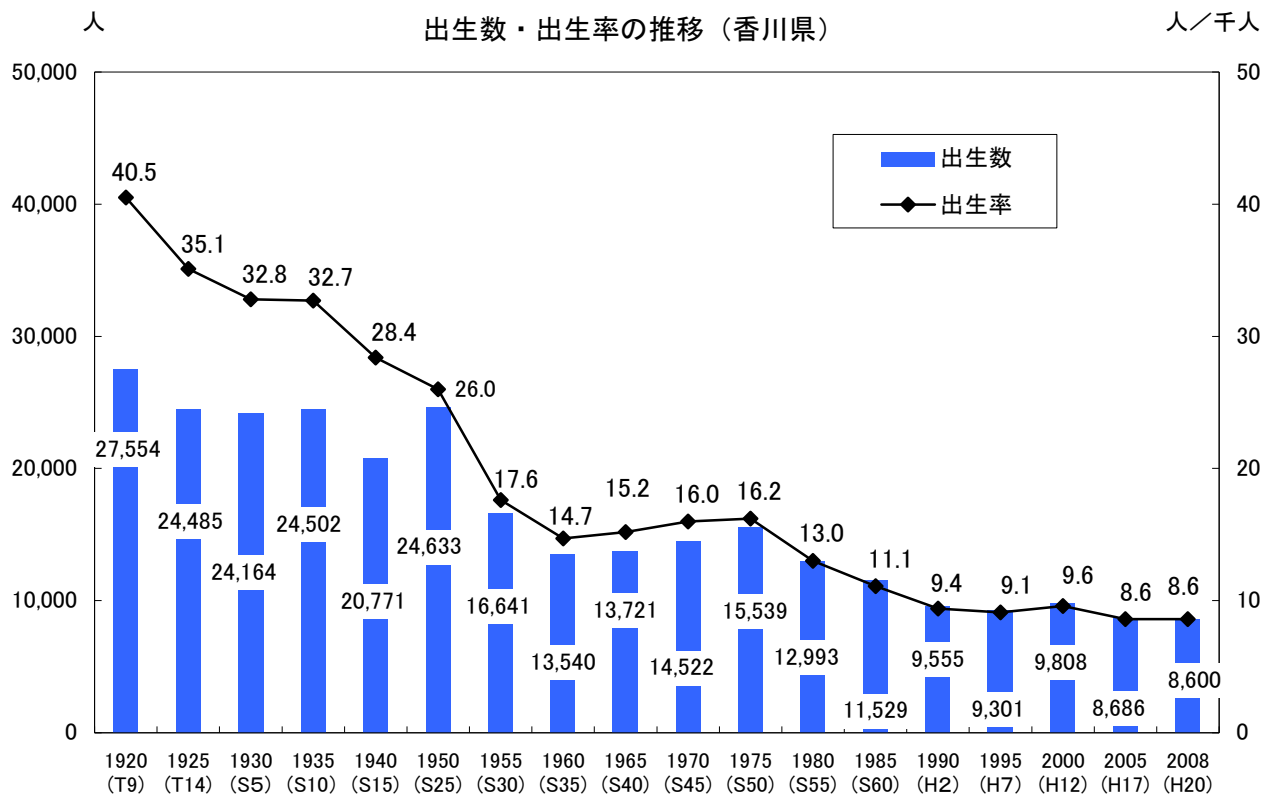


1920 年～2005 年 総務省「国勢調査」2008 年「香川県人口移動調査」

(2) 出生数の減少

本県の出生数は、1947（昭和22）年をピークとするいわゆる第1次ベビーブームを過ぎると急速に減少しはじめ、その後、昭和40年代後半から一時的に増加傾向となり、1973（昭和48）年には、16,399人を記録（第2次ベビーブーム期）したものの、1974（昭和49）年からは再び減少に転じ、1989（平成元）年以降は1万人を割って推移しています。

近年は、第二次ベビーブーム世代の女性が出産期を迎えているため、横ばい傾向にありますが、今後、出生数は急速に下降するものと予想されています。

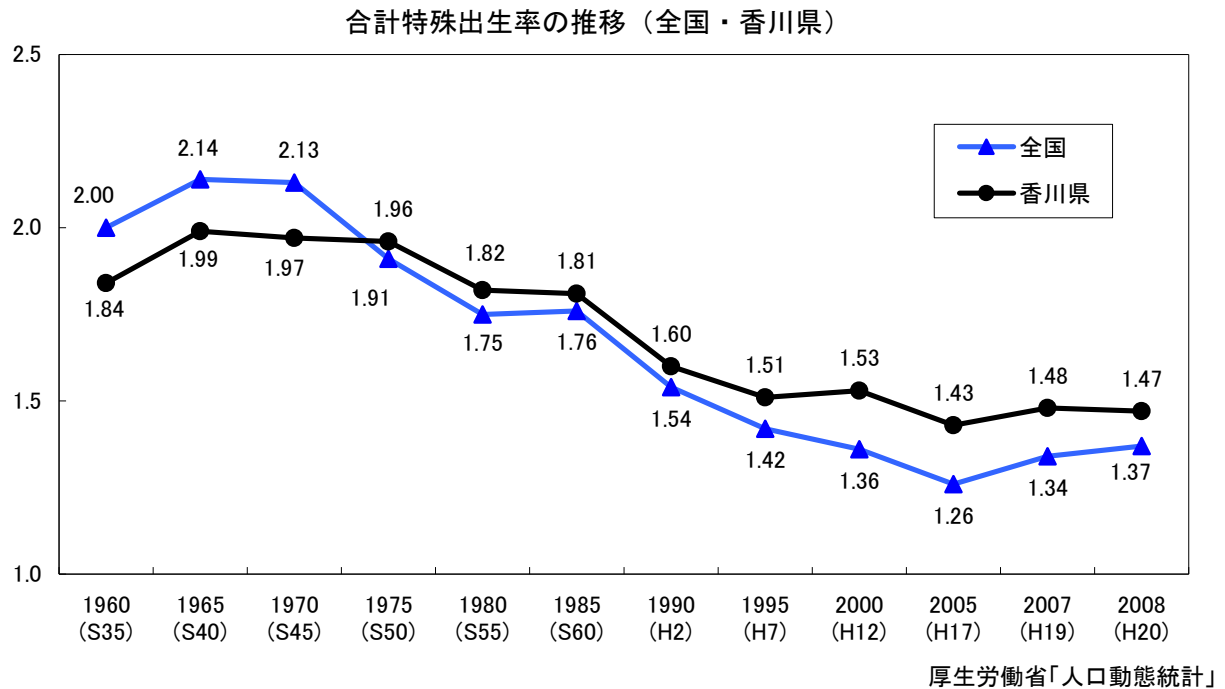


厚生労働省「人口動態統計」

$$\text{※出生率} = \frac{1 \text{ 年間の出生数}}{10 \text{ 月 1 日現在人口}} \times 1,000$$

(3) 合計特殊出生率の低下

一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率については、本県、全国ともに横ばい傾向が続いており、2008（平成20）年は本県 1.47、全国 1.37となっています。現在の人口を維持するためには2.07前後の水準（人口置換水準）が必要であることから考えると、極めて憂慮すべき状況といえます。



※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{母親の年齢別出生数} \\ \text{年齢別女子人口} \end{array} \right\}}{15 \text{ 歳から } 49 \text{ 歳までの合計}}$$

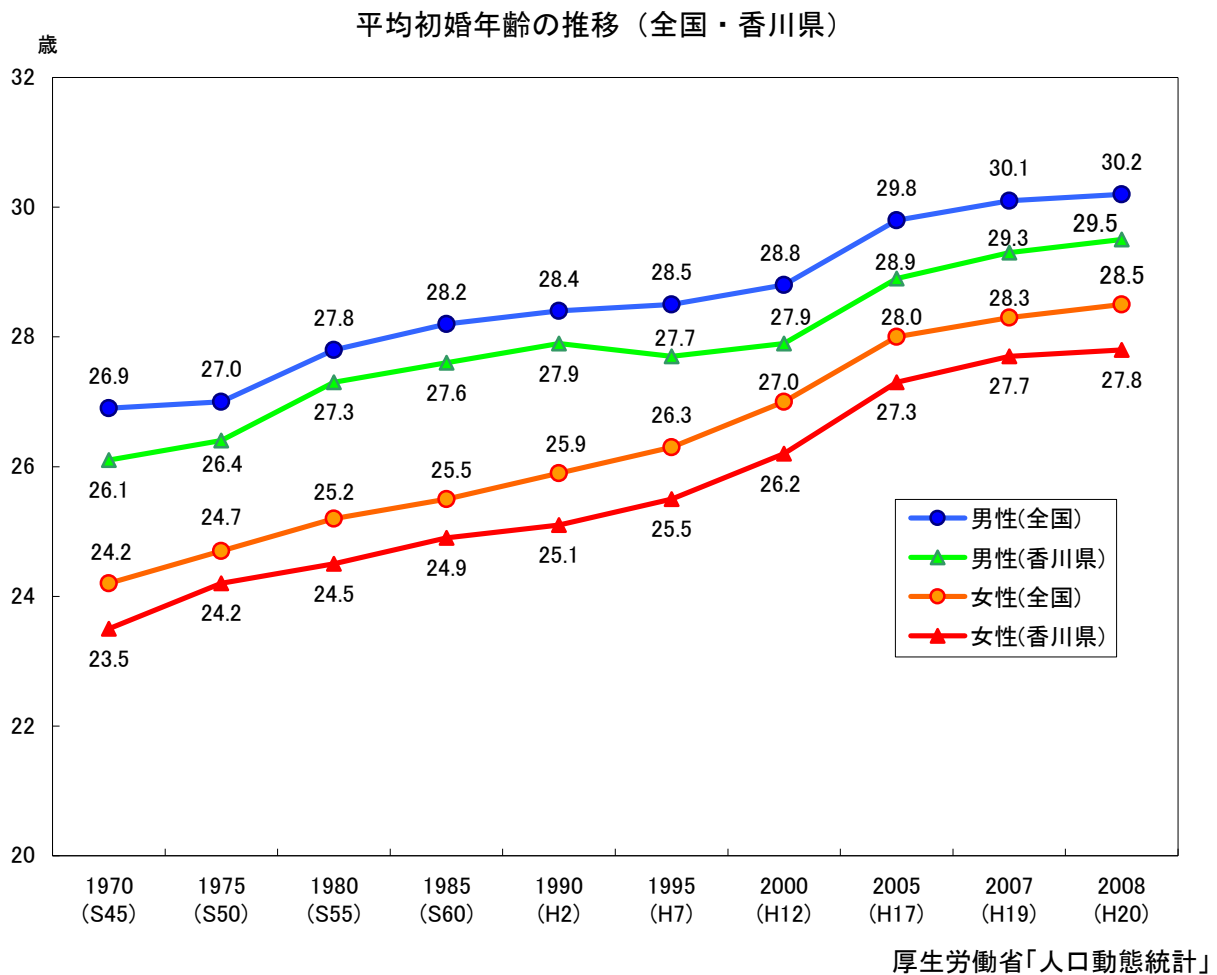
2 少子化の原因

本県の合計特殊出生率の低下は、主として晩婚化の進行や未婚率の上昇、さらには夫婦そのものの出生力の低下がその原因であると考えられます。

(1) 晩婚化の進行と未婚率の上昇

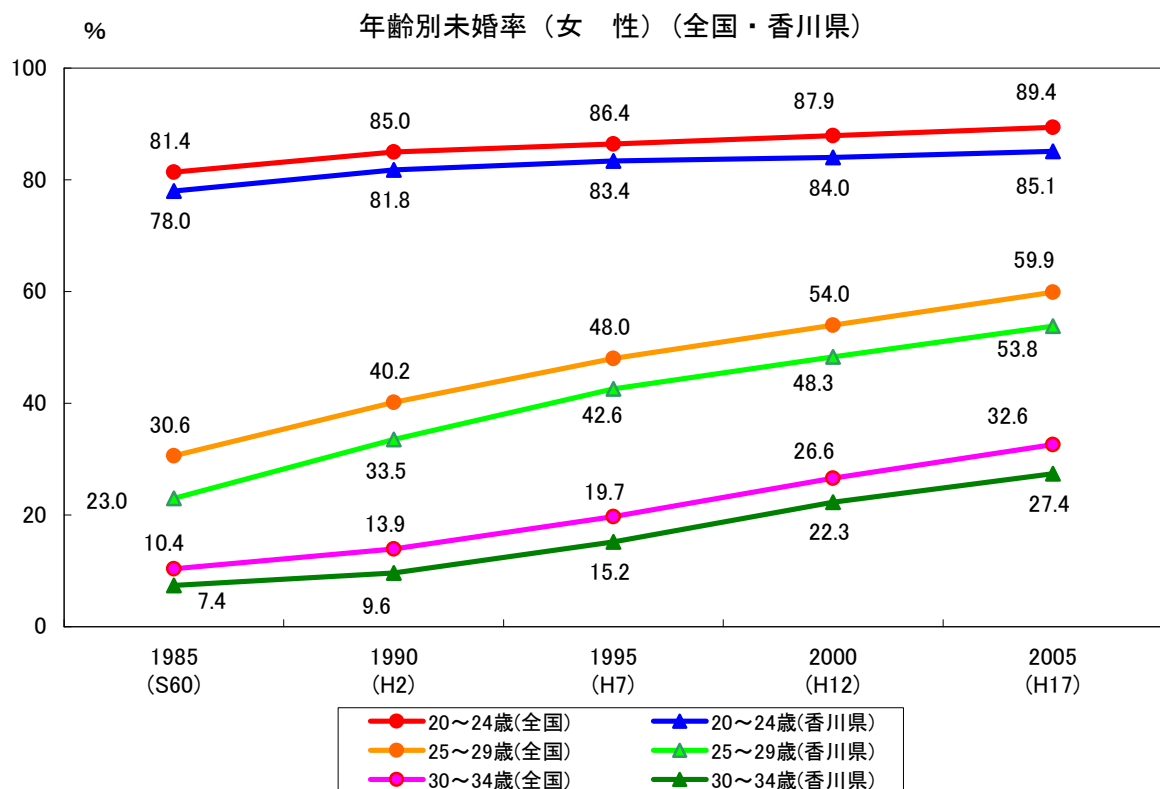
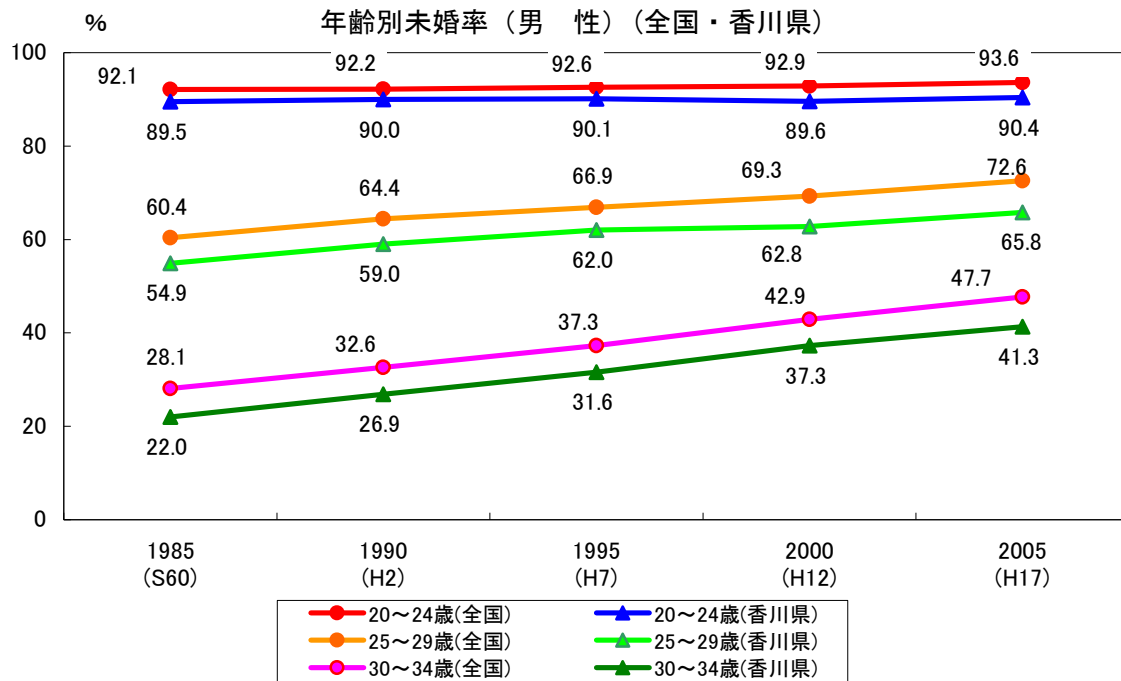
① 晩婚化の進行

2008（平成 20）年の本県の平均初婚年齢は、男性 29.5 歳、女性 27.8 歳で、全国に比べて、男女とも 0.7 歳低くなっていますが、1970（昭和 45）年と比べて男性で 3.4 歳、女性で 4.3 歳上昇しており、本県においても晩婚化は全国と同様に進行していることがうかがえます。



② 未婚率の上昇

本県の年齢別未婚率について 1985（昭和 60）年から 2005（平成 17）年の推移をみると、男性は 30 歳代前半、女性は 20 歳代後半から 30 歳代前半で上昇しています。



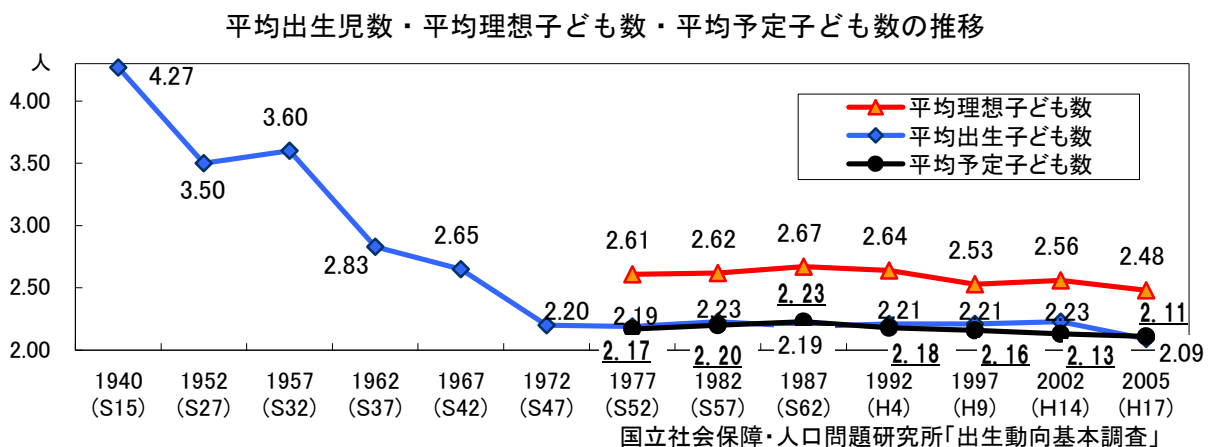
総務省「国勢調査」

(2) 夫婦の出生子ども数と理想子ども数・予定子ども数

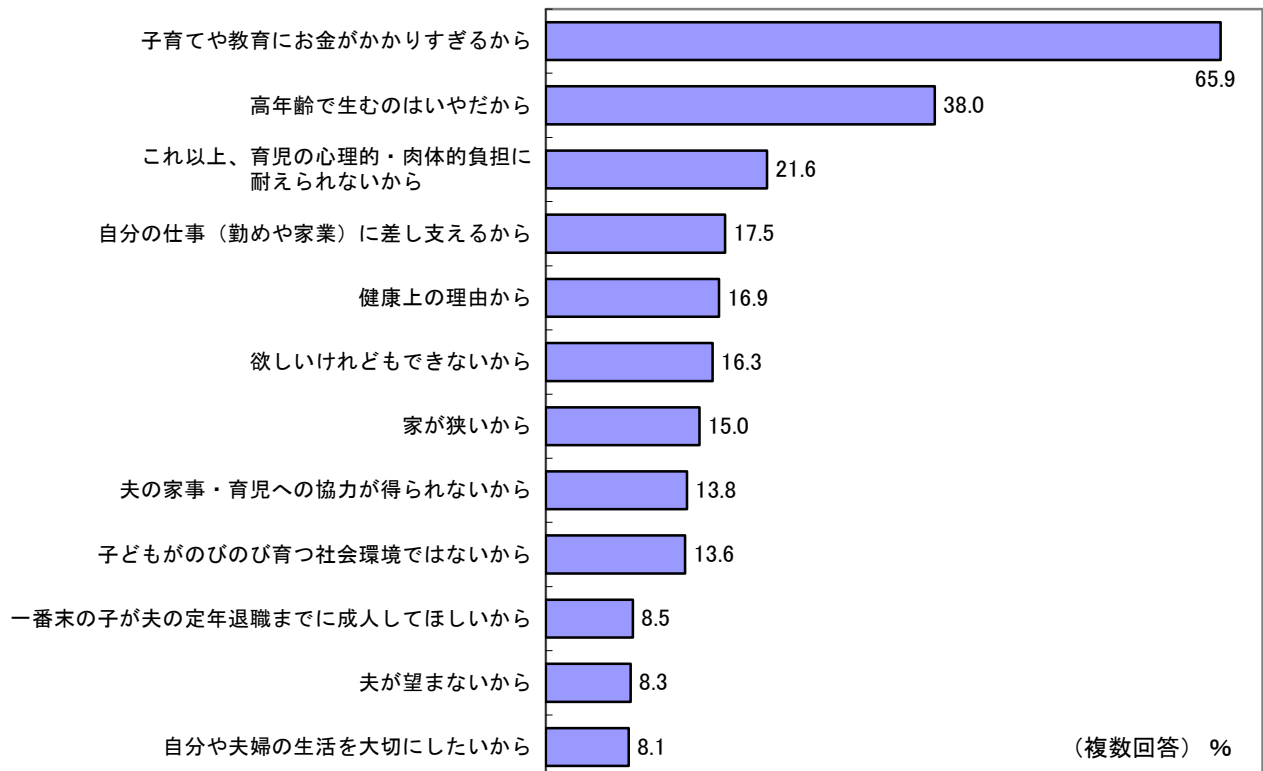
国立社会保障・人口問題研究所によると、夫婦の平均出生子ども数は、1940（昭和15）年の4.27人から年々低下し、1972（昭和47）年に2.2人となって以降、2.2人前後で安定して推移しています。

他方、平均理想子ども数は1977（昭和52）年の調査以降、2.6人前後で推移していましたが、2005（平成17）年の調査では2.5人を下回り、2.48人と減少しています。同時に調査している平均予定子ども数（実際に持つつもりの子どもの数）も、2.2人前後を推移していたのが、2005（平成17）年の調査では2.11人とやや減少しています。

夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る原因としては、「子育てや教育のための経済的負担」や「育児の心理的、肉体的負担」が考えられます。



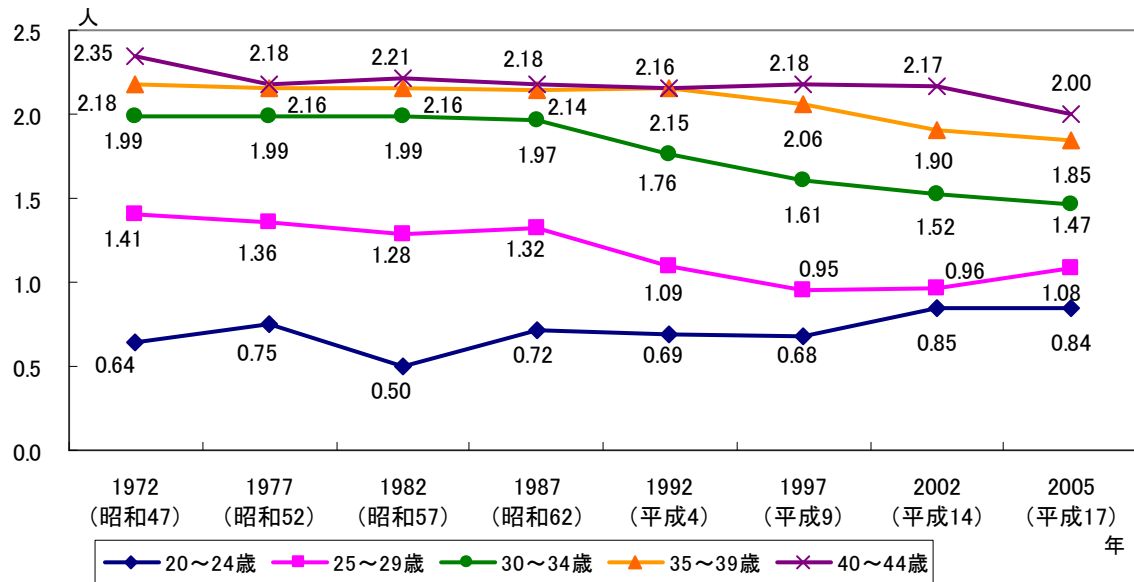
予定子ども数が理想子ども数を下回る原因（全国）



国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(第13回)」(2005年)

(3) 妻の年齢別にみた平均出生児数の推移

晩婚化の進行に加え、少子化の原因の一つに夫婦そのものの出生力の低下があげられており、国立社会保障・人口問題研究所の調査では、25歳から39歳の年齢層において、1992（平成4）年から平均出生児数が減少傾向にあり、夫婦の出生力の低下がうかがえます。



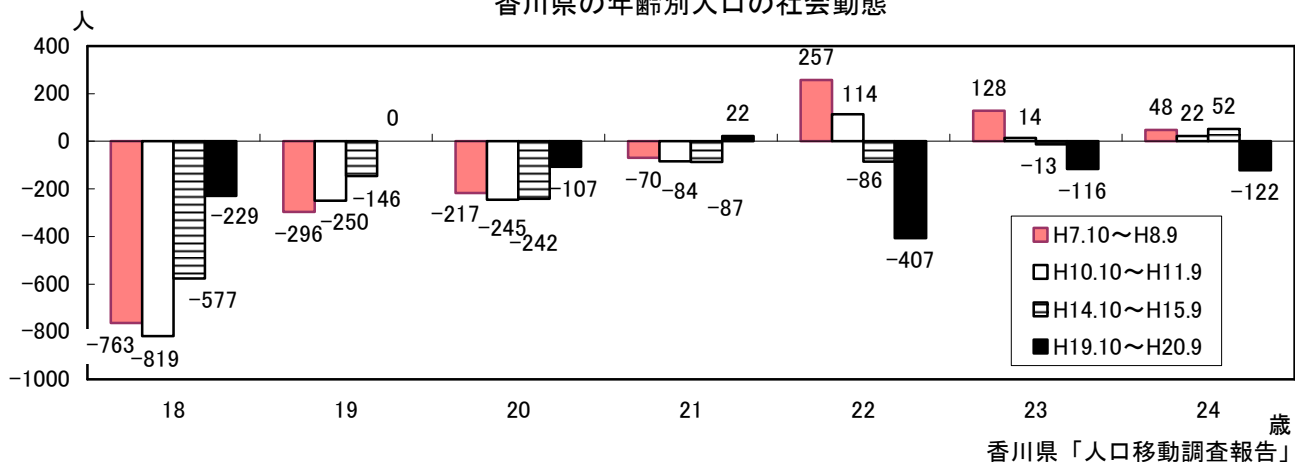
国立社会保障・人口問題研究所「出生力調査」「出生動向基本調査」

(4) 若年層の転出

本県の年齢別人口の社会動態をみると、平成19年10月から20年9月までの1年間で、18歳から24歳までの人口は、計959人の社会減少（転出超過）となっています。平成7年から8年、10年から11年、14年から15年の時点においても同様に、このような若年層の転出は継続しています。これは、高校・大学卒業者が進学または就職のため、県外へ転出していくのに対し、Uターン就職者や県外からの転入者が多くないことが原因であると考えられます。

こうした若年層の県外転出は結果として、県内で結婚して子どもを生み育てる世代の減少をもたらしており、本県の出生率低下の原因のひとつとなっていると考えられます。

香川県の年齢別人口の社会動態



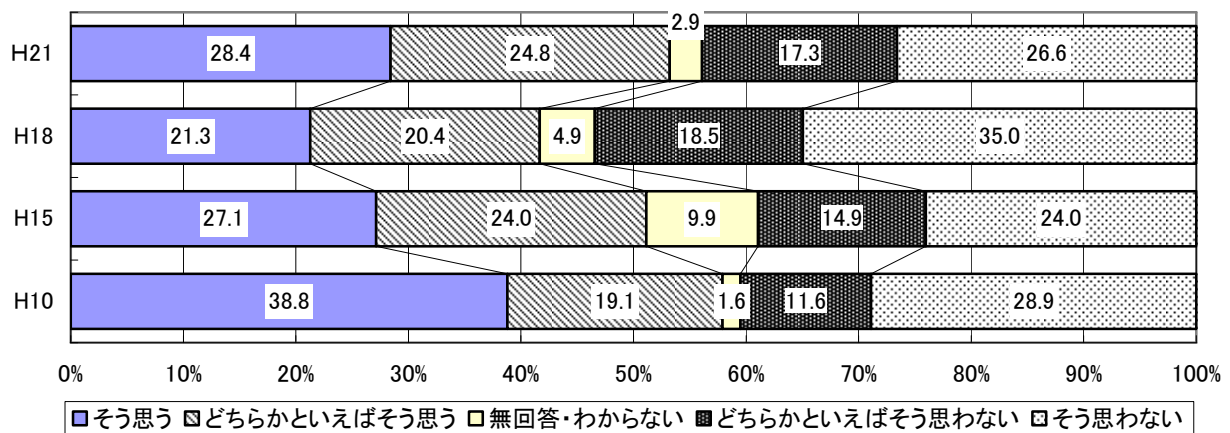
3 少子化の原因の背景

(1) 結婚や出産についての考え方の変化

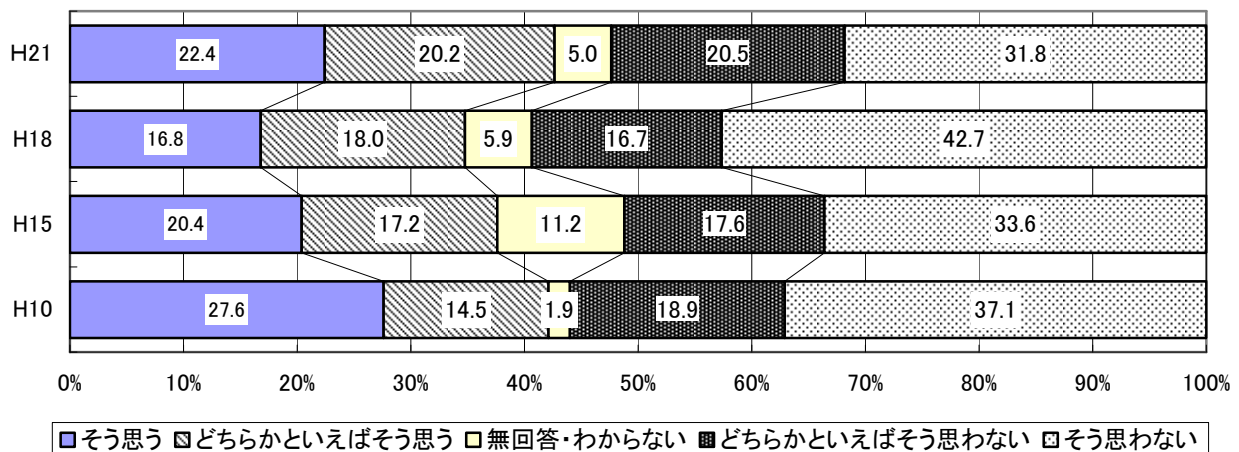
「香川県県政世論調査」の結果によると、「結婚は個人の自由であるから結婚はしなくてもよい」といった考えに対し、18年度は否定回答割合が肯定的回答を上回っていましたが、21年度は逆転しています。

一方で「結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない」といった考え方に対しては、否定回答割合が18年度に比べ21年度は、7.1%低くなっており、結婚に対する価値観の変化がうかがえます。

結婚は個人の自由であるから結婚しなくてもよいと回答した人の割合



結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はないと回答した人の割合



香川県「県政世論調査」(平成21年度)

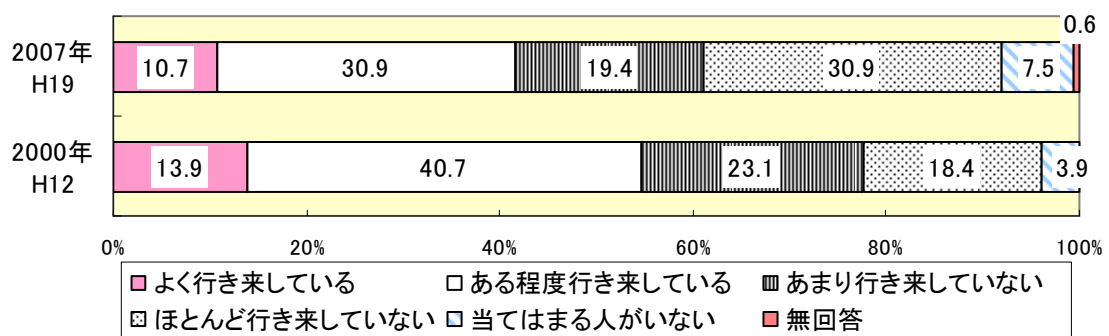
(2) 家庭や地域における子育て環境の変化

核家族化の進行や地域社会で子どもたちの数が減少し、近所との付き合いが薄くなる中で、育児に対する孤立感や疲労感が高まっており、子育てに対する不安感や負担感を感じている人が多くなっています。

① 近所との付き合いの状況

平成 19 年度版国民生活白書によると全国的に、近所の人との付き合いについて「行き来している」という回答が 2007（H19）年に 41.6%で 2000（H12）年の 54.6%よりも減少しています。地域の近隣関係の希薄化が進行しているのがうかがえます。

近所との付き合いの程度（全国）

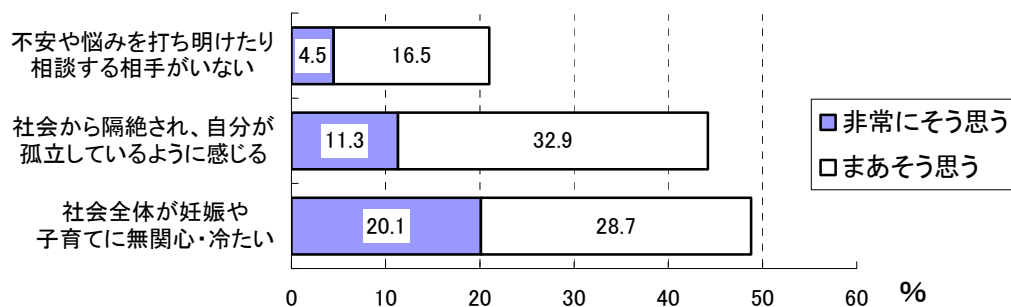


内閣府「国民生活白書」（平成 19 年度版）

② 子育て中の母親の意識

妊娠中もしくは出産後 3 年未満の女性に対して、「周囲や世間の人々に対してどのように感じていますか。」との問いに対して、「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」との回答をした人が、「非常にそう思う」、「そう思う」を合計すると 48.8% となり、子育て中の母親の育児への孤立感がうかがえます。

子育て中の母親の意識（全国）



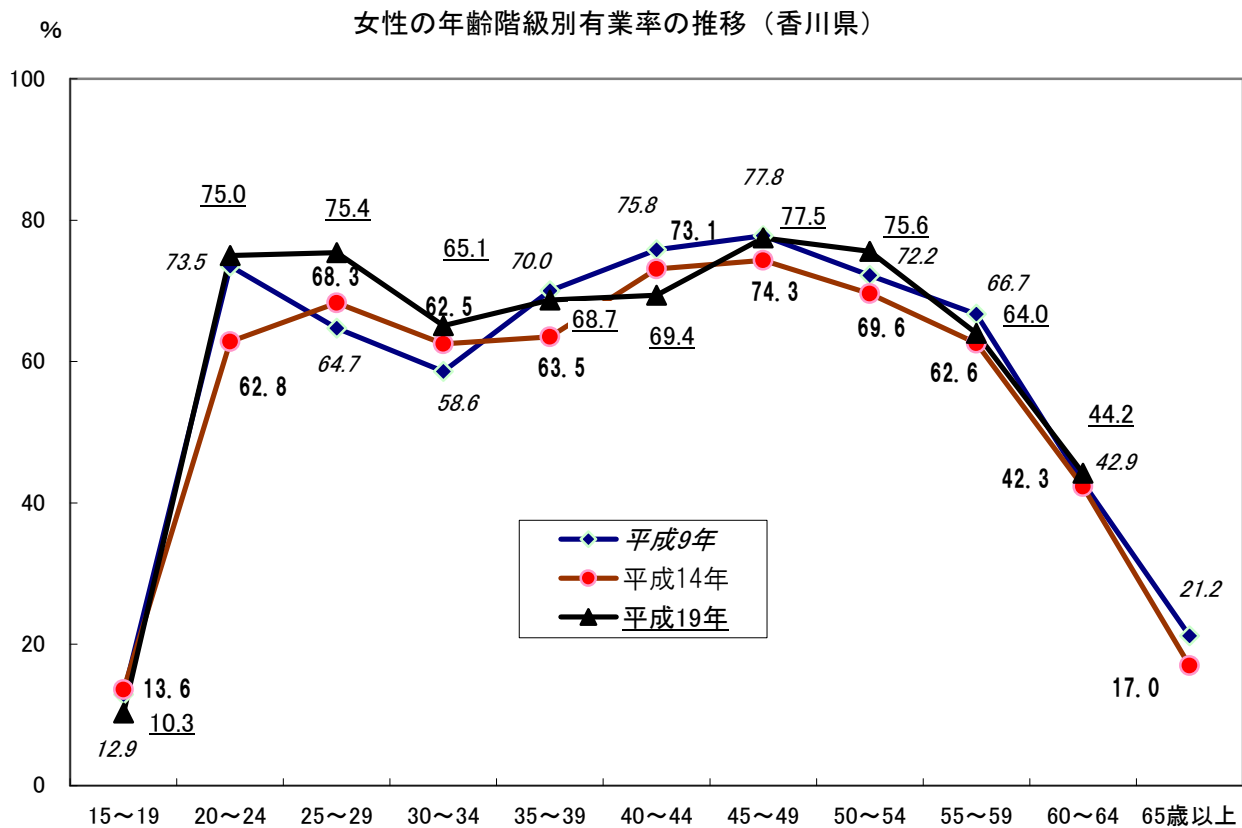
内閣府「国民生活白書」（平成 20 年度版）

(3) 仕事と子育てを巡る環境の変化

平成 19 年 12 月「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略会議において、就労と子育ての二者一択構造の解消には「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

① 女性の有業率の変化

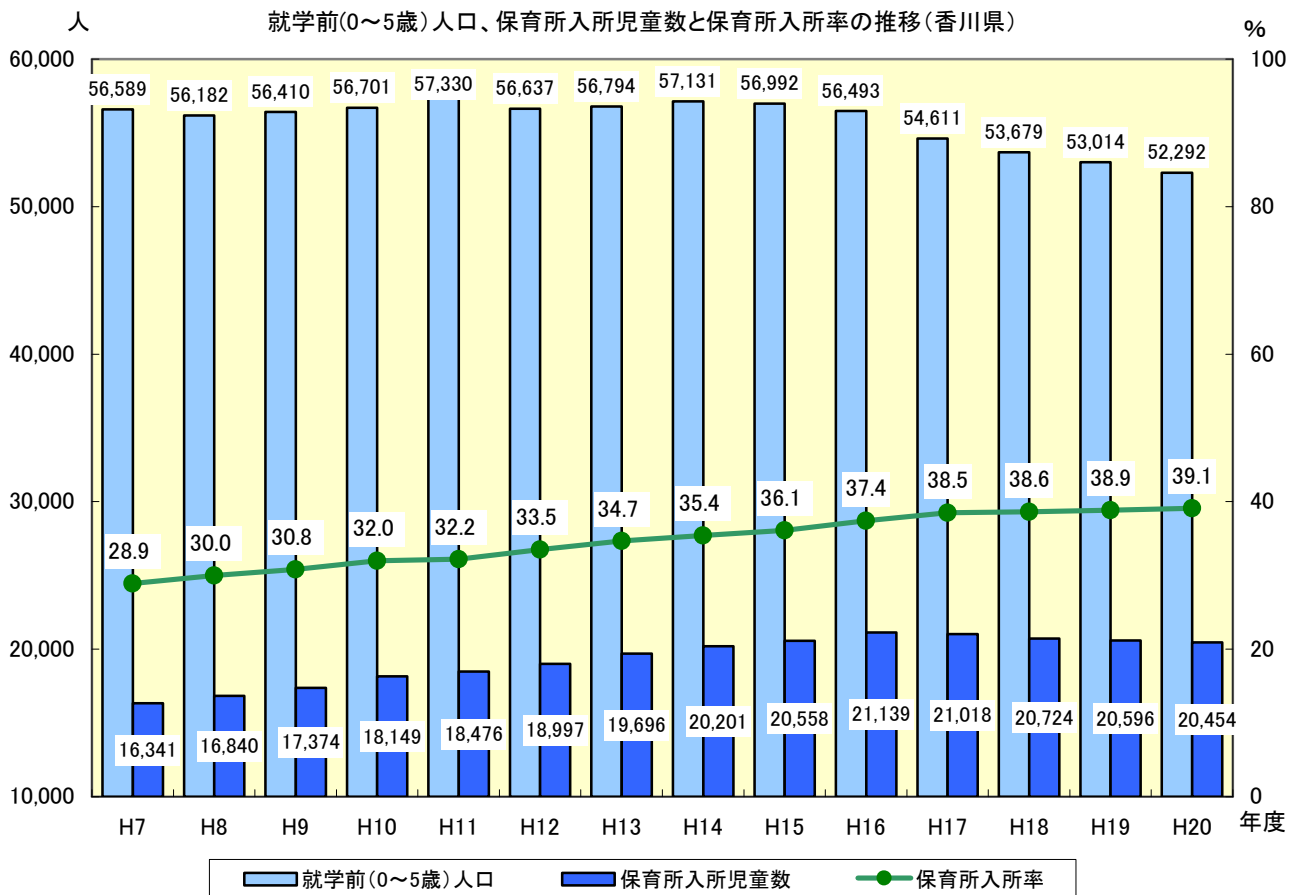
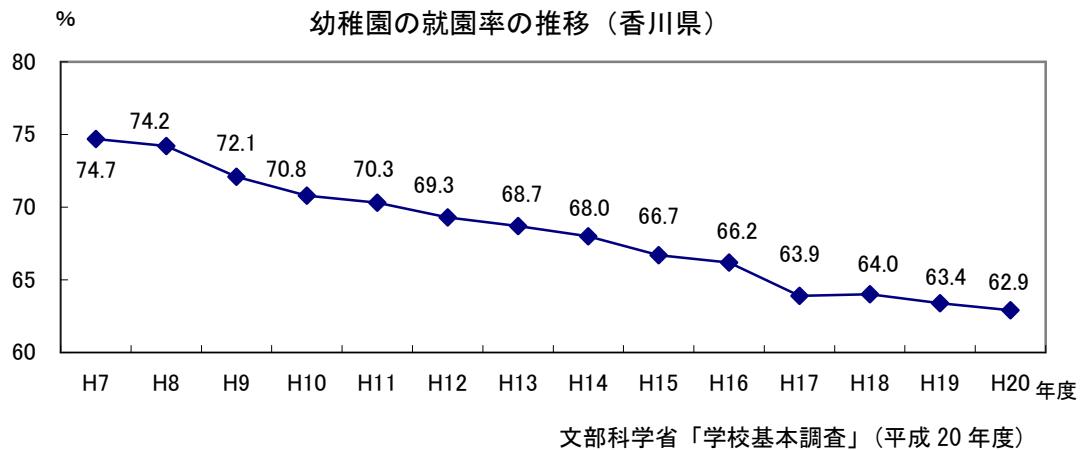
女性の高学歴化や就業意識の高まりなどを背景として、女性の社会進出が進み、共働き家庭がより一般化してきています。本県の女性の有業率（15 歳以上人口に占める有業者の割合）を年代別に見ると、30 歳代を谷とし、20 歳代と 40 歳代が山になる、いわゆる M 字型曲線を示しています。これを平成 9 年と平成 19 年までで比較してみますと、年々、谷（25～34 歳）での有業率は上昇し、M 字型が緩やかになっています。



総務省「就業構造基本調査」(平成 19 年)

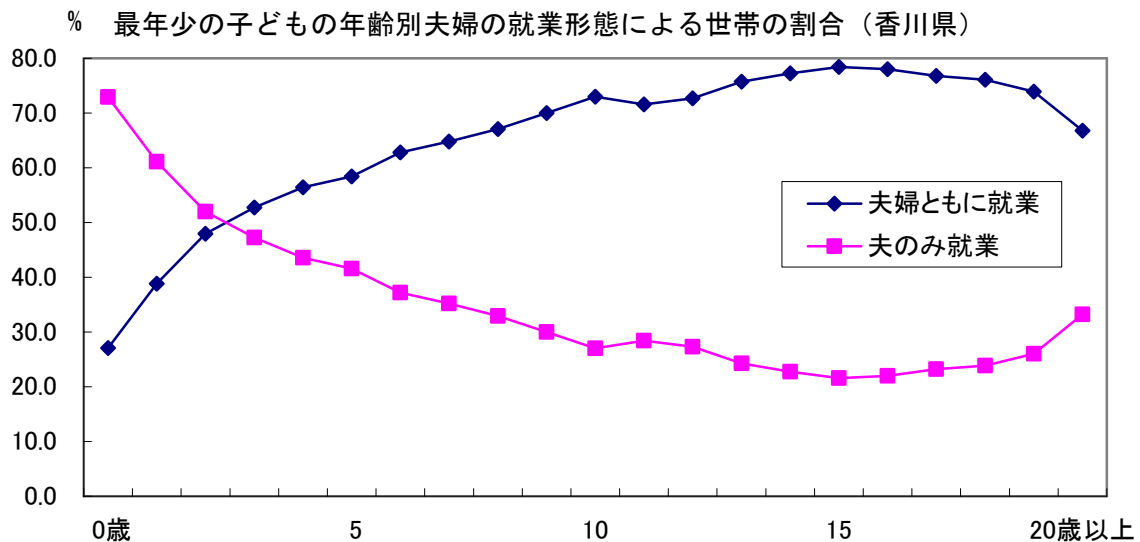
② 育児と就業

本県の就学前（0～5歳）の子ども人口の10年間の推移をみると、57,000人程度から52,000人程度に減少しています。幼稚園の就園率（3月幼稚園修了者数／小学校第1学年児童数）は10年間で7.4ポイント低下しています。保育所入所児童数は平成16年度をピークに減少に転じていますが、保育所入所率（保育所入所児童数／就学前人口）は10年間で6.9ポイント増加しています。このことから、女性の就業意識やライフスタイルの変化、さらには保育サービス施策の推進などの結果、子どもを保育所に預けて就業している人の割合が増加しているものと考えられます。



「香川県人口移動調査」(各年10月1日現在)
香川県子育て支援課(各年10月1日現在)

また、総務省「国勢調査（平成17年）」によると、夫婦のいる一般世帯のうち、子どものいる世帯について、最年少の子ども年齢別に就業状態をみると、「夫のみ就業」の世帯の割合より「夫婦ともに就業」の世帯の割合が高くなるのは、最年少の子どもの年齢が3歳の時点となっています。このことから、最年少の子どもが幼稚園に入園する3歳前後頃から妻が働く傾向が顕著になることがわかります。



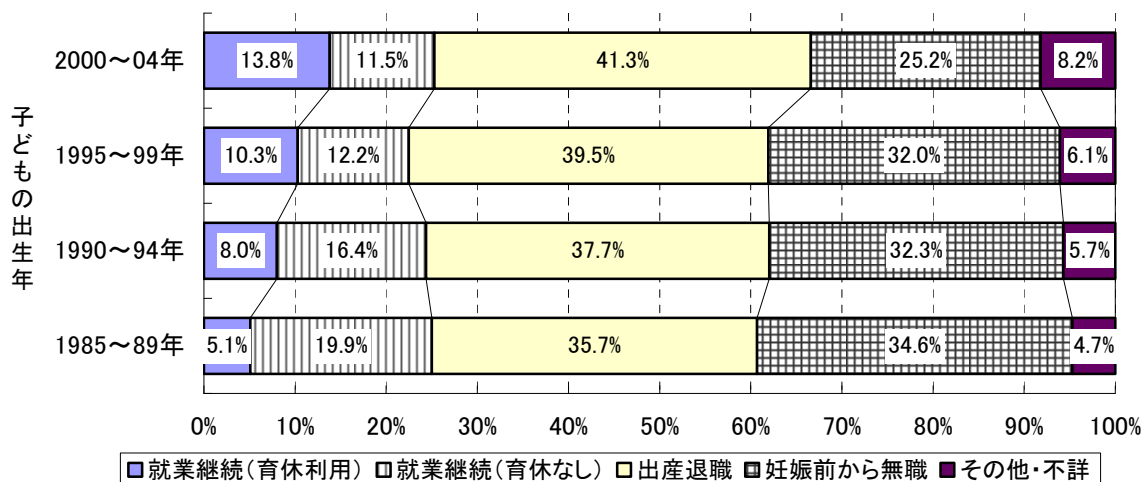
総務省「国勢調査」(平成17年)

③ 育児休業制度の利用と女性の就労状況

女性の育児休業制度の利用は増えているものの、出産前後で就業継続している女性の割合はほとんど変化がない状況です。

一方で、出産を期に退職する女性の割合は増え続けており、就業と出産・子育てが、二者択一になっている状況が解消されていないことがわかります。

子どもの出生年別、第1子出産前後の就業経歴の構成(全国)



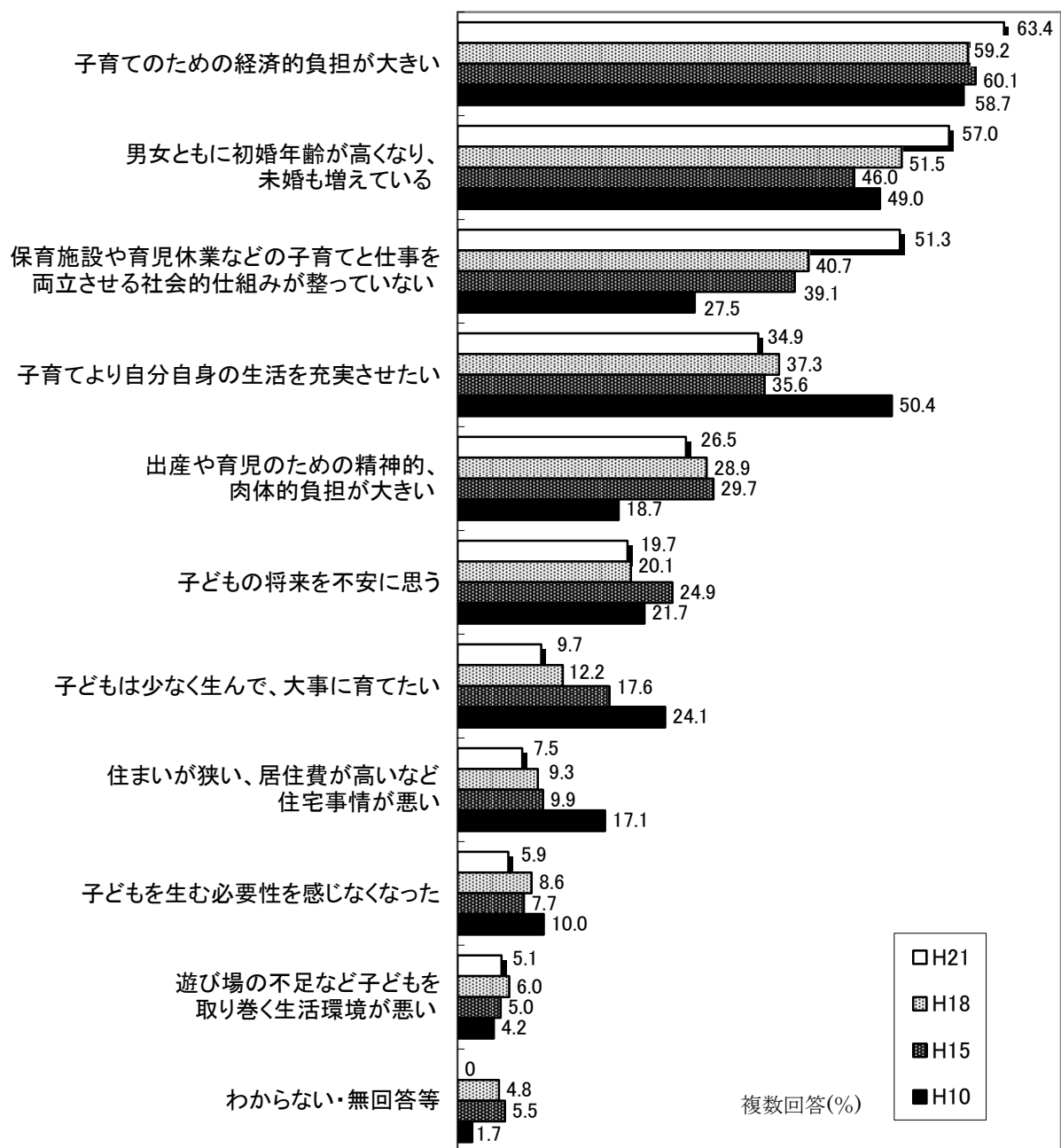
国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(第13回)」(2005年)

(4) 子育てに係る経済的負担の増大

「香川県県政世論調査（平成 10、15、18、21 年度）」の「出生率低下の原因」に関する設問で、「子育てのための経済的負担が大きい」が、最も回答数が多い項目となっています。また、「子育てと仕事を両立させられる社会的仕組みが整っていない」など、仕事と家庭の両立支援に関する項目の回答数が多くなっています。

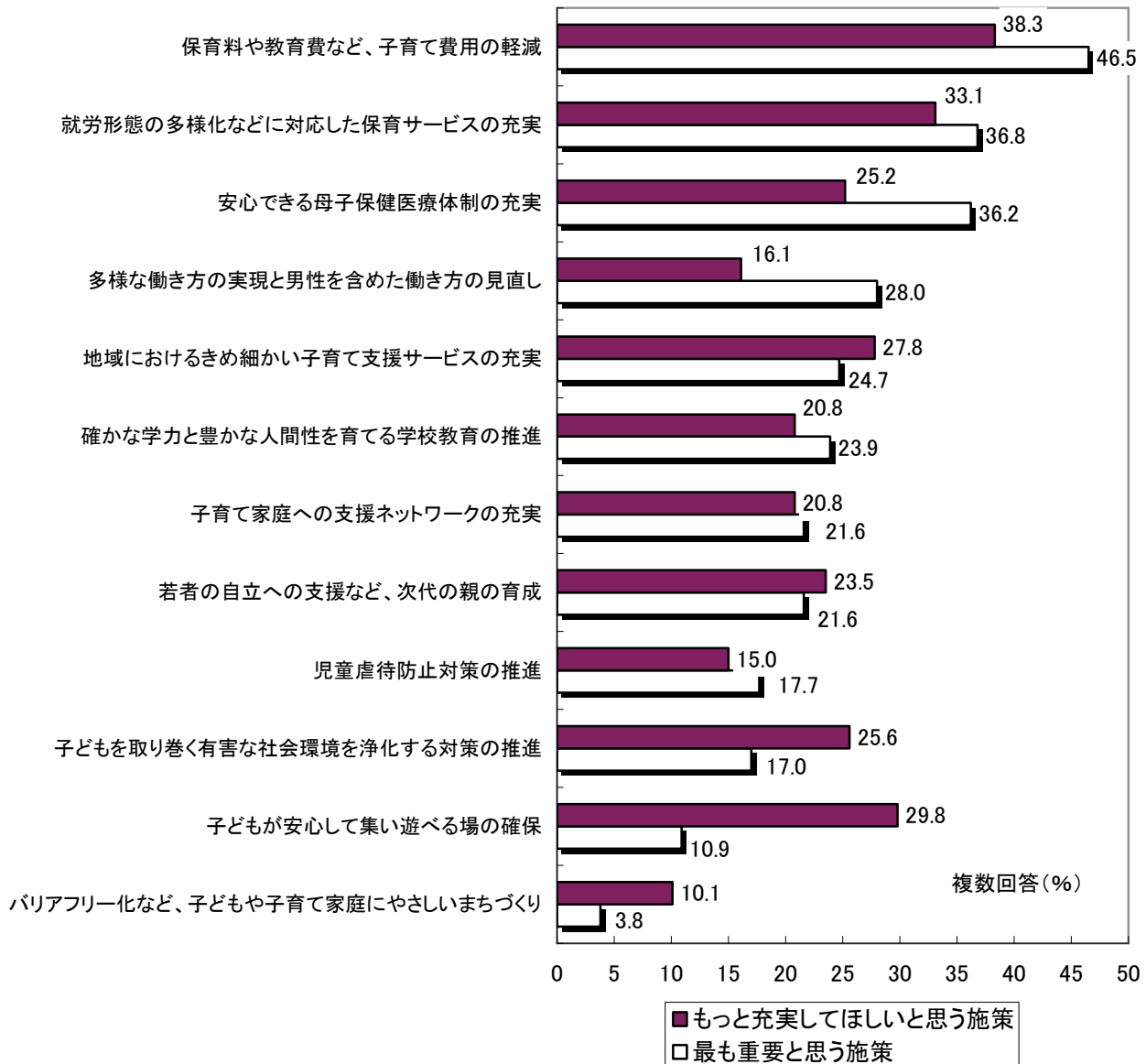
女性の就労希望や、それぞれが希望する出産、子育てを実現でき、子育てに経済的にも余裕がもてるような、多様な働き方の選択が可能な社会が求められていると考えられます。

出生率低下の原因(香川県)



香川県「県政世論調査」（平成 10、15、18、21 年度）

子育て支援施策のうち最も重要と思う施策ともっと充実してほしいと思う施策



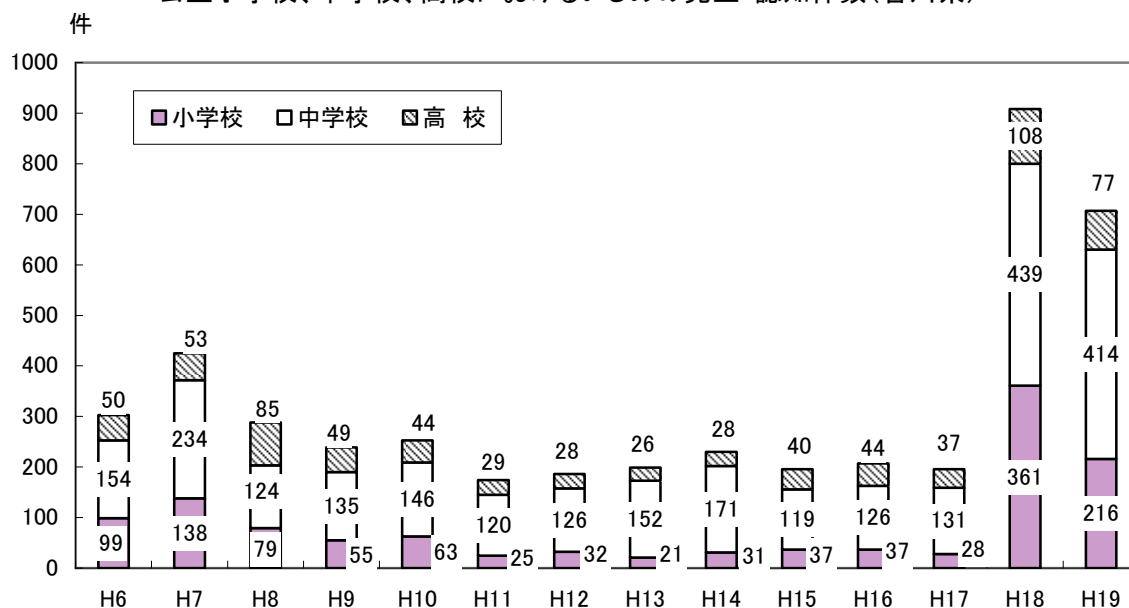
香川県「県政世論調査」(平成 21 年度)

(5) 子育ての状況

① いじめの発生件数と不登校児童生徒数の推移

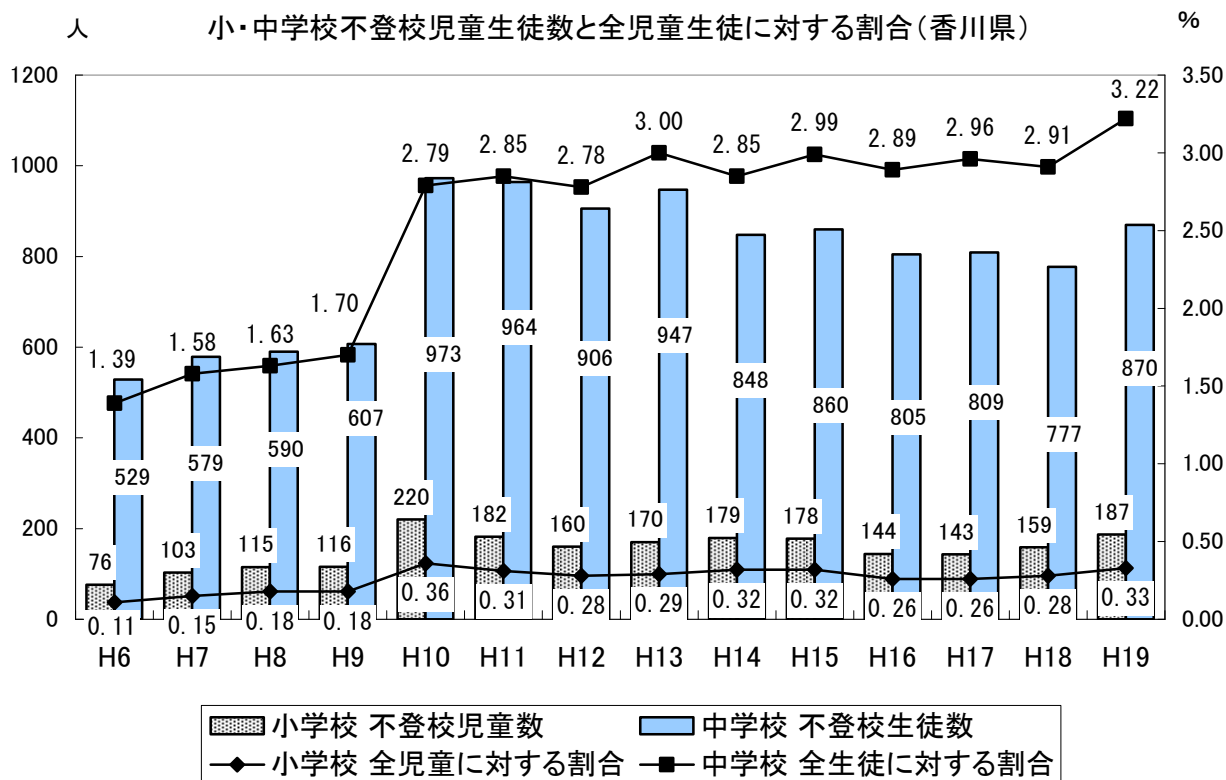
公立小学校、中学校、高校におけるいじめの認知件数については、平成 19 年度は 707 件で、内訳は小学校 216 件、中学校 414 件、高校 77 件となっており、中学校が一番多い状況となっています。また、認知件数の推移については、平成 18 年度の 908 件と比較すると 201 件の減少となっています。

公立小学校、中学校、高校におけるいじめの発生・認知件数(香川県)



平成 17 年度までは発生件数、18,19 年のは認知件数
香川県教育委員会

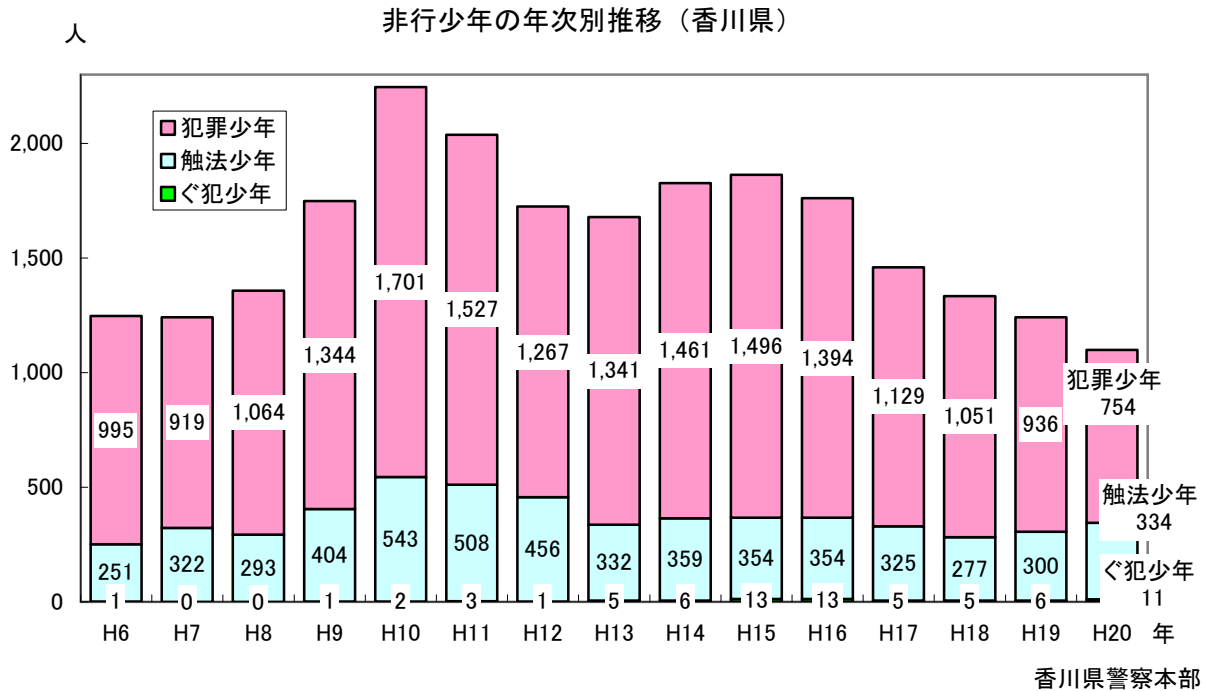
公立小学校、中学校における不登校児童生徒数の推移については、下図のグラフのとおりで、小学校、中学校ともに近年は減少傾向が見られていましたが、平成 19 年度は増加に転じています。また、全児童生徒に対する割合について小学校は横ばい傾向にありますが、中学校は上昇しています。



香川県教育委員会「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

② 少年非行犯罪件数の推移とその内訳

1994（平成6）年からの推移をみると、1996（平成8）年から増加傾向となり、1998（平成10）年をピークに減少傾向にありましたが、2002（平成14）年、2003（平成15）年は増加に転じています。その後は、徐々に減少し、2008（平成20）年は1,099人となっています。犯罪少年についても1998（平成10）年に1,701人でしたが、2008（平成20）年は710人と減少しています。

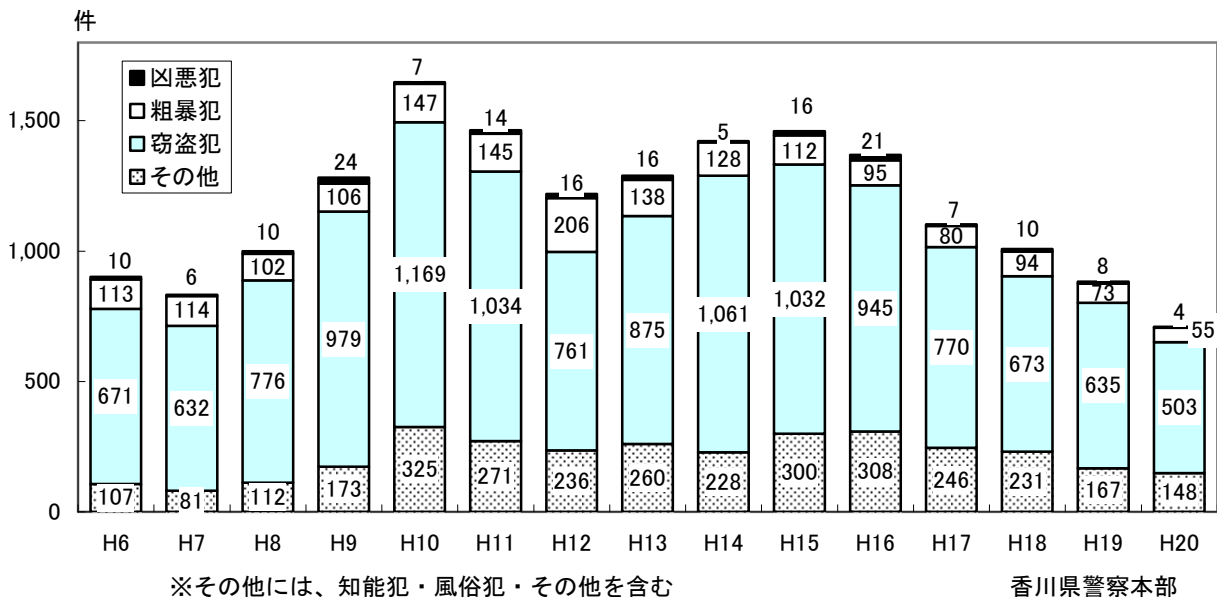


犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年：14歳未満の少年で刑罰法令に触れる行為をした少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監護に服さないなど、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、または、刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

刑法少年の罪種別状況（香川県）

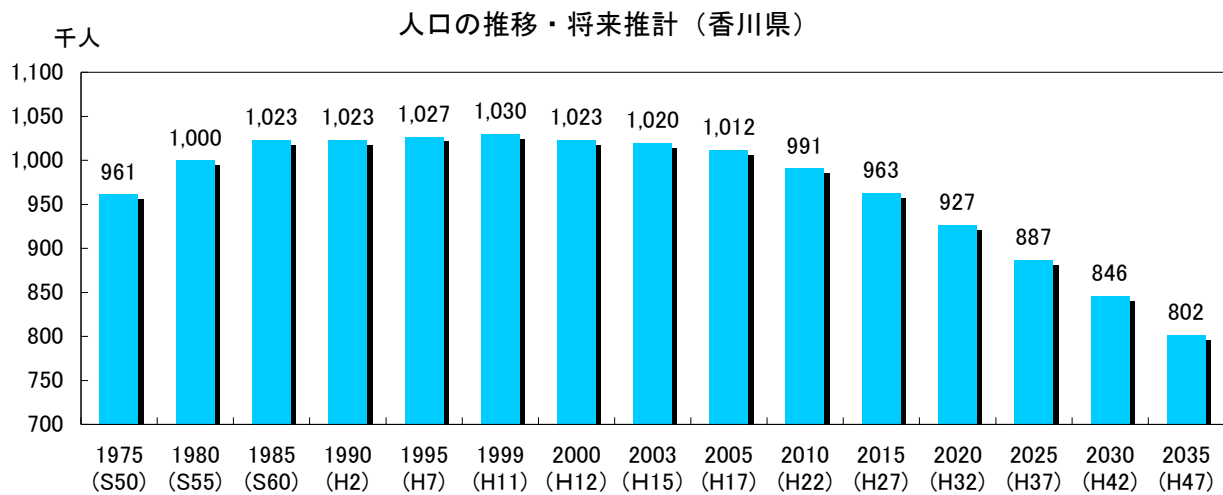


4 少子化の影響とその行方

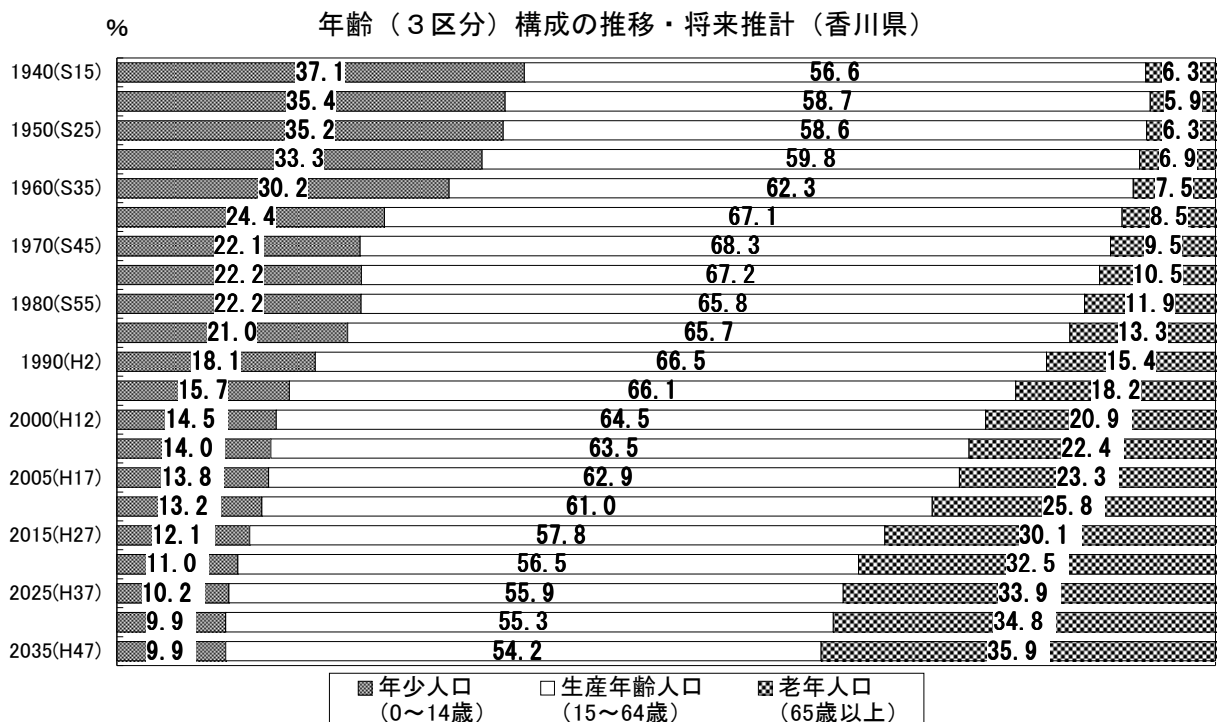
① 人口の推移と将来推計

少子化の直接的な影響としては、①人口が減少すること、②若年世代に対する高齢者の割合が増加することの2つが懸念されています。

本県の人口は、1999（平成11）年の1,030,388人をピークに減少傾向が続いています。本県の将来推計人口によると、2010年には1,000千人を下回り、この頃から減少傾向が一層顕著となり、2025年には、90万人を割る見通しとなっています。



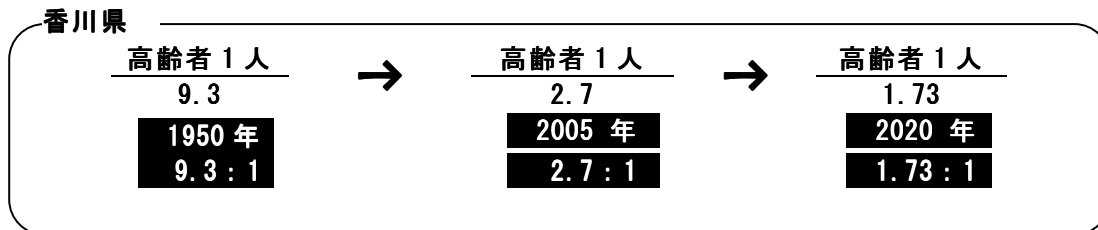
国立社会保障・人口問題研究所（平成17年までは確定数、平成22年以降は推計）



国立社会保障・人口問題研究所（平成17年までは確定数、平成22年以降は推計）

② 高齢化の進行

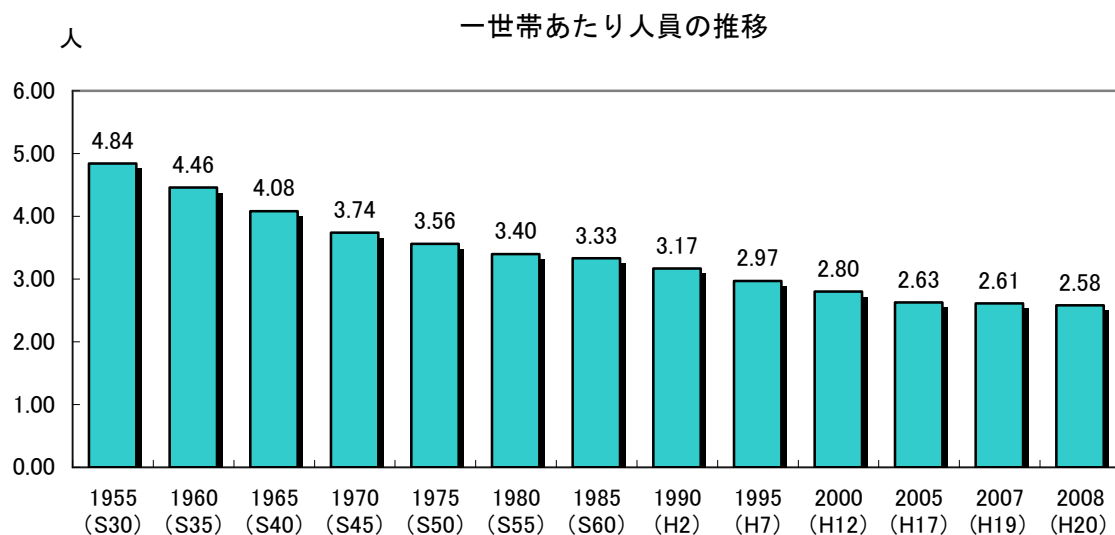
本県では、全国を上回るペースで高齢化が進行し、2015年には老年人口（65歳以上）が全体の約30%を占めると予想されており、生産年齢人口（15～64歳）と老年人口の比率をみると、1950（昭和25）年が9.3：1であったのに対し、2005（平成17）年は2.7：1、2020年には1.73：1になるなど、深刻な状況が予想されています。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」

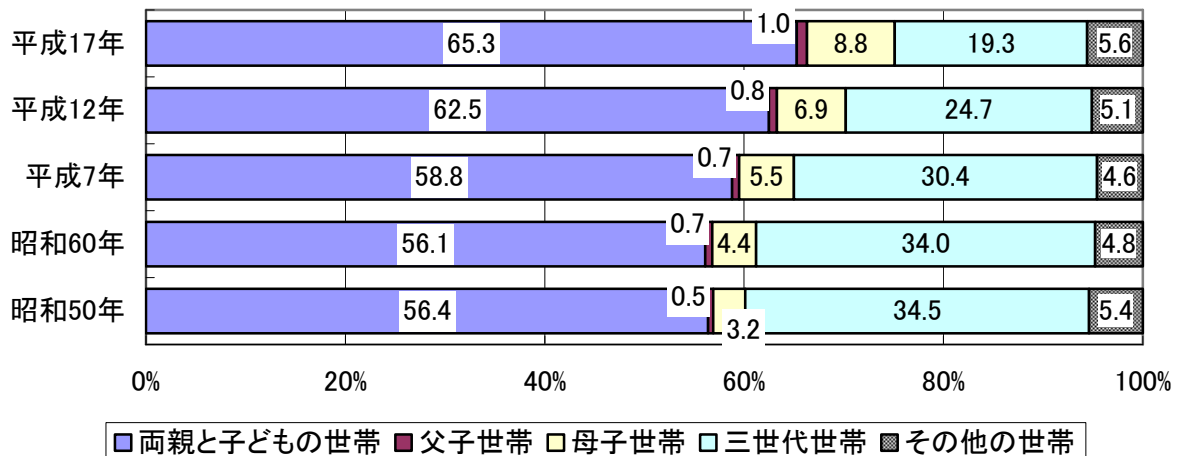
③ 家庭における子育て力の低下

一世帯あたりの世帯員数は、夫婦のみの世帯や単独世帯の増加により年々減少しており、2008（平成20）年には2.58人となっています。また、18歳未満の子どもがいる世帯に占める三世帯同居の割合も減少し、両親と子どもの核家族世帯が増加しています。さらに、ひとり親家庭（父子世帯・母子世帯）も増加傾向にあります。このような状況を背景に、子育ての知識や技術が若い世代に伝わりにくく、緊急時に子どもの世話を頼める人がいないなど家庭の子育て力が低下しています。



1955年～2005年総務省「国勢調査」
2008年「香川県人口移動調査」

18歳未満の子どもがいる世帯の家族構成の推移(香川県)



総務省「国勢調査」

④ 経済社会の活力への影響

本県においては、1999（平成 11）年をピークに総人口は減少傾向にあり、経済社会の活力を支える生産年齢人口（15～64 歳）も減少していくことが見込まれ、社会の活力や労働力の確保という点で、経済成長にマイナスの影響を与えることが予想されています。

⑤ 社会保障負担等の増大

社会保障給付費（年金や医療保険等の社会保障制度を通じて国民に提供される年間の給付総額）については年々増大しており、今後も、少子高齢化が進み、労働力人口が少なくなると、現役世代の負担はさらに増大することが予想されています。

少子化の影響 (社会経済的に深刻な影響)

- ◇ 少子化の進行・・・・・・・・・・→ 人口減少社会の到来
- ◇ 単独世帯や夫婦のみの世帯の増加・→ 「家族」概念の変容、社会的扶養の必要性
- ◇ 子どもの交流機会の減少・・・・・・・・・・→ 子どもの社会性の発達に関する影響
- ◇ 地域の過疎化・高齢化・・・・・・・・・・→ 地域社会の活力の低下
- ◇ 労働力人口の減少・・・・・・・・・・→ 経済成長にマイナスの影響
- ◇ 急速な高齢化の進行・・・・・・・・・・→ 社会保障負担等が増大

II 香川県次世代育成支援行動計画（前期計画）の進捗状況

1 計画の進捗状況

平成 17 年 3 月に策定した「香川県次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成 17 年度～21 年度）においては、67の数値目標を設定し、計画の実施状況について、進行管理を行ってきました。

67の数値目標のうち、平成 20 年度末における進捗状況は、評価可能な55項目のうち30項目は順調に推移しているといえます。

施策体系別にみると、「地域における子育て支援の充実」や「能力・個性を伸ばす教育」が順調に推移しています。

前期計画で重点的かつ計画的な展開を図っていくことが必要な主要施策としてまとめた3つの「重点化プログラム」については、「仕事と子育ての両立の推進」と「次代の親づくり」がやや進捗に遅れがみられ、地域での子育て支援や就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実、若者の自立支援などを図るための事業を引き続き、重点的に推進していくことが必要となっています。

さらに、少子化の現況からも、依然として少子化の傾向に歯止めがかかっておらず、今後とも県、市町、関係団体、県民がお互いに協力し、適切な役割分担のもとで、次世代育成支援施策の推進について重点的に取り組んでいく必要があります。

(1) 施策体系ごとの施策の進捗状況

① 地域における子育て支援の充実

地域における子育て支援拠点として、地域子育て支援センターやつどいの広場の設置促進など、地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実に努めました。

【目標と進捗状況】

目標項目	平成 16 年度 【計画策定時】	平成 20 年度末 【現 況】	平成 21 年度末 【目 標】
地域子育て支援センター設置か所数	42か所	49か所	52か所
つどいの広場設置か所数	2か所	11か所	10か所

児童虐待相談対応件数は年々増加しています。相談窓口等の相談体制が整備されてきたことにもよりますが、今後も児童虐待の未然防止、早期発見等に一層取り組む必要があります。

【目標と進捗状況】

目標項目	平成 16 年度 【計画策定時】	平成 20 年度末 【現 況】	平成 21 年度末 【目 標】
児童相談所での虐待相談対応件数	317件	489件	450件
児童虐待防止ネットワーク設置市町数	23市町	16市町	全市町

「香川県県政世論調査(平成 21 年度)」では、地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実を、もっと充実してほしいと回答した人は、27.8%と高く、12項目のうち4位となり、施策のさらなる充実が望まれています。

② すこやか親子支援の推進

総合周産期医療センターや食育ネットワークの設置か所数は、目標数値を達成し施策の推進が図られました。また、乳児死亡率や周産期死亡率は、ほぼ現行水準を維持しており、今後もこの水準を維持する必要があります。

【目標と進捗状況】

目標項目	平成 16 年度 【計画策定時】	平成 20 年度末 【現 況】	平成 21 年度末 【目 標】
総合周産期医療センター	1 病院	2 病院	2 病院
食育ネットワーク設置数	—	5	4

「香川県県政世論調査(平成 21 年度)」では、妊婦や乳幼児の健康診査など、安心できる母子保健体制の充実を、最も重要と思う施策と回答した人が36.2%と12項目の選択肢のうち3位となり、母子保健医療体制の充実の重要性について、認識の高さがうかがえます。

③ 仕事と子育ての両立の推進

保育所入所待機率（年度当初）や病児・病後児保育実施施設数などは目標数値を達成していますが、延長保育実施か所数など目標数値に達していない項目があり、年度途中では待機児童が発生していることから、引き続き、就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実を図る必要があります。

香川県独自の取り組みである“子育て・介護”応援企業認証マークの交付事業所数は目標数値を達成し、働きながら子育てしやすいかがわづくりの意識啓発に努めました。また、年間総労働時間数は減少傾向にはありますが、さらなる対策の推進が必要です。

【目標と進捗状況】

目標項目	平成 16 年度 【計画策定時】	平成 20 年度末 【現 況】	平成 21 年度末 【目 標】
保育所入所待機率（年度当初）	0.13%	0%	0%
延長保育実施か所数	107か所	117か所	139か所
一時保育実施か所数	66か所	76か所	73か所
病児・病後児保育実施施設数	7施設	12施設	12施設
放課後児童クラブ設置か所数	145か所	183か所	160か所
“子育て・介護”応援企業認証マーク交付事業所数（平成 14 年度からの累計）	117事業所	204事業所	200事業所
年間総労働時間数	1,901 時間	1,864 時間	1,800 時間

「香川県県政世論調査（平成 21 年度）」では、就労形態の多様化などに対応した保育サービスの充実が、最も重要と思う施策、もっと充実してほしい施策のいずれにおいても第 2 位となっており、県民の期待の高さがうかがえます。

④ 能力・個性を伸ばす教育

子ども読書週間への取り組みや、総合型スポーツクラブ数が目標数値を達成しており、家庭や地域の教育力の向上が図られています。

【目標と進捗状況】

目標項目	平成 16 年度 【計画策定時】	平成 20 年度末 【現 況】	平成 21 年度末 【目 標】
家で、読み聞かせ、または読書を週 1 回以上行っている子どもの割合(3～5 歳)	71%	90%	90%
活発な活動がされている総合型地域スポーツクラブ数	7 クラブ	21 クラブ	20 クラブ

⑤ 次代の親づくり

乳幼児とふれあう機会づくりによる子育てマインドの形成やインターンシップを通じての就労観・職業観の育成に努めました。今後も、香川の将来を担う子どもが自立した個人として成長し、次代の親となるよう引き続き支援していく必要があります。

【目標と進捗状況】

目標項目	平成 16 年度 【計画策定時】	平成 20 年度末 【現 況】	平成 21 年度末 【目 標】
幼稚園・保育所との交流活動を実施している県立高校の割合	65%	76%	70%
インターンシップ（職場体験活動）を実施している学校の割合	中学校 95% 高校 68%	中学校 96% 高校 74%	中学校 100% 高校 100%

⑥ ゆとりとうるおいのある地域環境の整備

施設整備等を伴う事業が中心の施策であり、財政状況の影響が大きい事業ですが、個別指標においても計画的に事業の進捗が図られています。

「香川県県政世論調査（平成 21 年度）」では、子どもが安心して集い遊べる場の確保について、最も重要と思う施策と回答した人の割合は、10.9%と12項目中11位だったのに対して、もっと充実してほしいと回答した人の割合は、29.8%と第3位となるなど、今後も施策の推進が望まれています。

⑦ 子育てに伴う経済的負担の軽減

児童手当などの充実、乳幼児医療費などの負担軽減、税制上の控除措置などの見直しへの要望など普及啓発に努めてきました。

「香川県県政世論調査（平成 21 年度）」では、最も重要・もっと充実してほしいと思う施策と回答した人の割合は、いずれも1位となっており、今後も施策の充実に努めていく必要があります。

＜「香川県県政世論調査(平成21年度)結果」からの抜粋＞

問3 以下の具体的な子育て支援施策について、あなたが、(1)最も重要と思う施策、(2)もっと充実してほしいと思う施策を、次の中からそれぞれ3つずつ選んで回答欄に番号を記入してください。

問3 (1)最も重要と思う施策

区 分	回答者数	構成比	順位
合計	1,213		
保育料や教育費など、子育て費用の軽減	564	46.5	1
就労形態の多様化などに対応した保育サービスの充実	446	36.8	2
妊婦や乳幼児の健康診査など、安心できる母子保健医療体制の充実	439	36.2	3
多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し	340	28.0	4
地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実	300	24.7	5
確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進	290	23.9	6
子育て家庭への支援ネットワークの充実	262	21.6	7
若者の自立への支援など、次代の親の育成	262	21.6	7
児童虐待防止対策の推進	215	17.7	9
子どもを取り巻く有害な社会環境を浄化する対策の推進	206	17.0	10
子どもが安心して集い遊べる場の確保	132	10.9	11
バリアフリー化など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり	46	3.8	12

問3 (2)もっと充実してほしいと思う施策

区 分	回答者数	構成比	順位
合計	1,213		
保育料や教育費など、子育て費用の軽減	464	38.3	1
就労形態の多様化などに対応した保育サービスの充実	402	33.1	2
子どもが安心して集い遊べる場の確保	361	29.8	3
地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実	337	27.8	4
子どもを取り巻く有害な社会環境を浄化する対策の推進	310	25.6	5
妊婦や乳幼児の健康診査など、安心できる母子保健医療体制の充実	306	25.2	6
若者の自立への支援など、次代の親の育成	285	23.5	7
子育て家庭への支援ネットワークの充実	252	20.8	8
確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進	252	20.8	9
多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直し	195	16.1	10
児童虐待防止対策の推進	182	15.0	11
バリアフリー化など、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり	123	10.1	12

【調査の概要】

調査地域：香川県全域

調査対象：県内在住の満20歳以上の男女 3,000人

抽出方法：選挙人名簿層化二段無作為抽出

調査方法：郵送による配布及び回収

調査期間：平成21年6月25日～7月13日

回収結果：有効回収数 1,213（有効回収率 40.4%）

Ⅲ 次世代育成支援に向けた課題

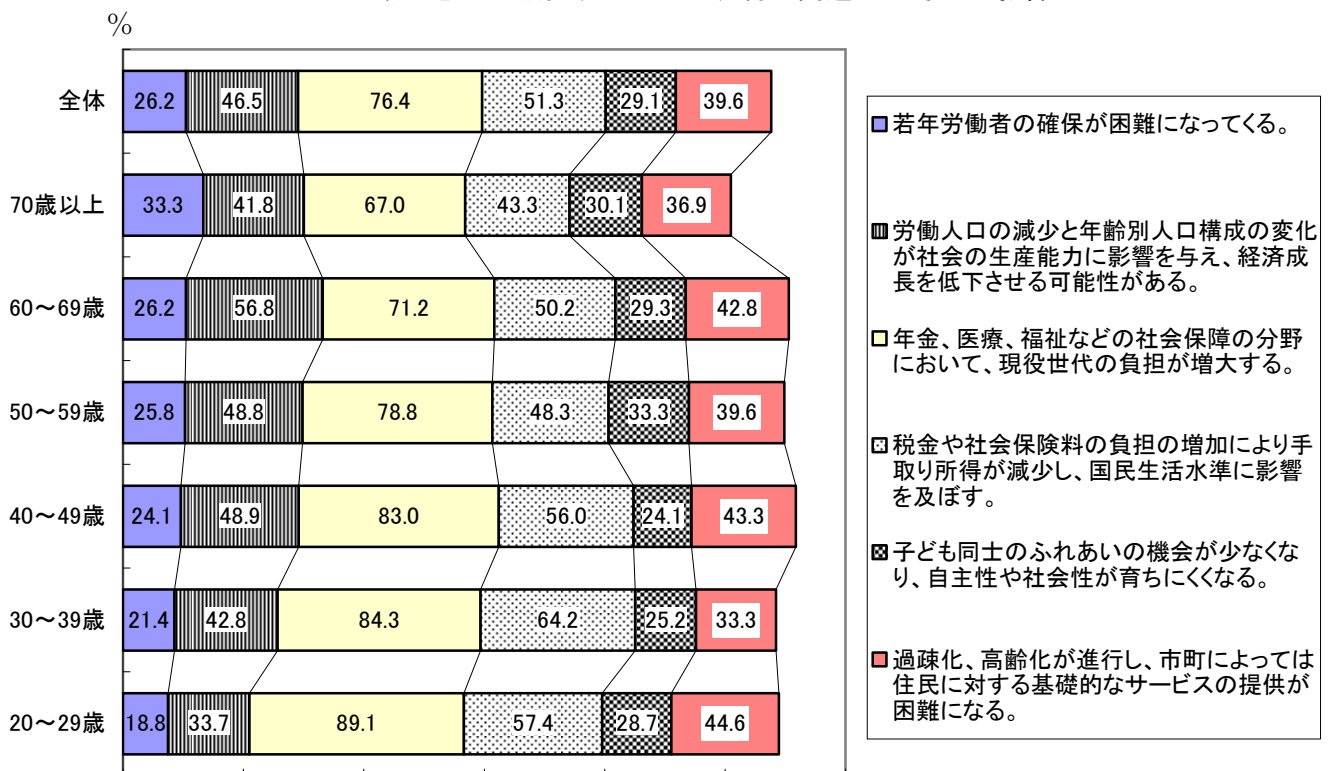
1 少子化に対する危機感

合計特殊出生率が低水準で推移するなか、「香川県県政世論調査(平成18年度)」によると、子どもの数が急速に減少することで、特に問題だと考える影響として、「年金・医療・福祉などの社会保障の分野において現役世代の負担が増大する」と県民の8割近くの人を感じています。続いて、「税金・社会保険料の負担の増加により手取り所得が減少し、国民の生活水準に影響を及ぼす」との回答が多くなっており、県民の多くが少子化による生活への影響に対する危機感を感じています。

また、年代別にみると、特に若い世代でこの傾向が顕著で、現役世代の将来にわたっての生活の安定が、少子化の流れを変える大きな鍵となっています。このため、社会保障制度の見直しを含め、国全体として少子化対策に取り組んでいく必要があります。

さらに県としては、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりのために、行政、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体など社会全体が一体となって、次世代育成支援に参加することによって、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう、支援施策の推進を図ることが必要です。

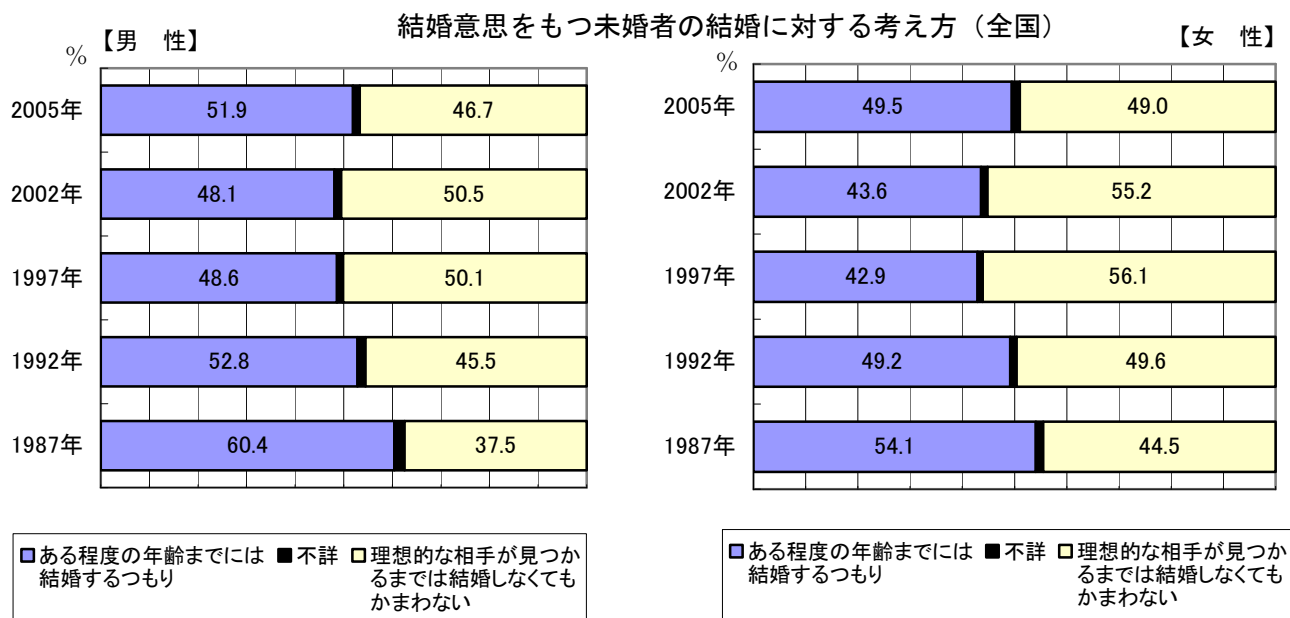
子どもの数が急速に減少することで、特に問題だと考える影響



「香川県県政世論調査(平成18年度)」

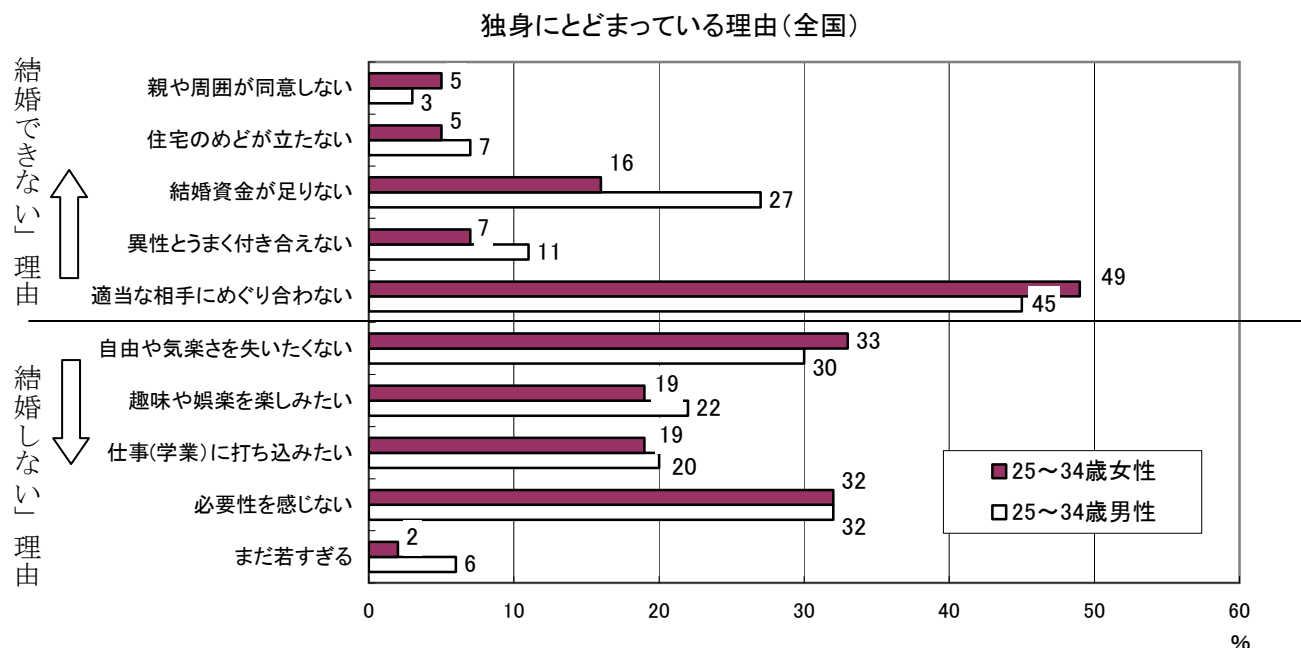
2 価値観の理想と現実のギャップ

結婚と出産に関する全国調査における、結婚する意思のある未婚者のうち「ある程度の年齢までに結婚するつもり」と回答した人は減少傾向にありましたが、2005年の調査では「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」と回答した人を逆転し、増加に転じています。



国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

「未婚者の独身にとどまっている理由」によると、男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最も多く、続いて「必要性を感じない」「自由や気楽さを失いたくない」を選ぶ人が多く、「結婚しない」理由よりも、「結婚できない」理由が高くなっており、結婚に関して理想どおりになっていない現実があります。



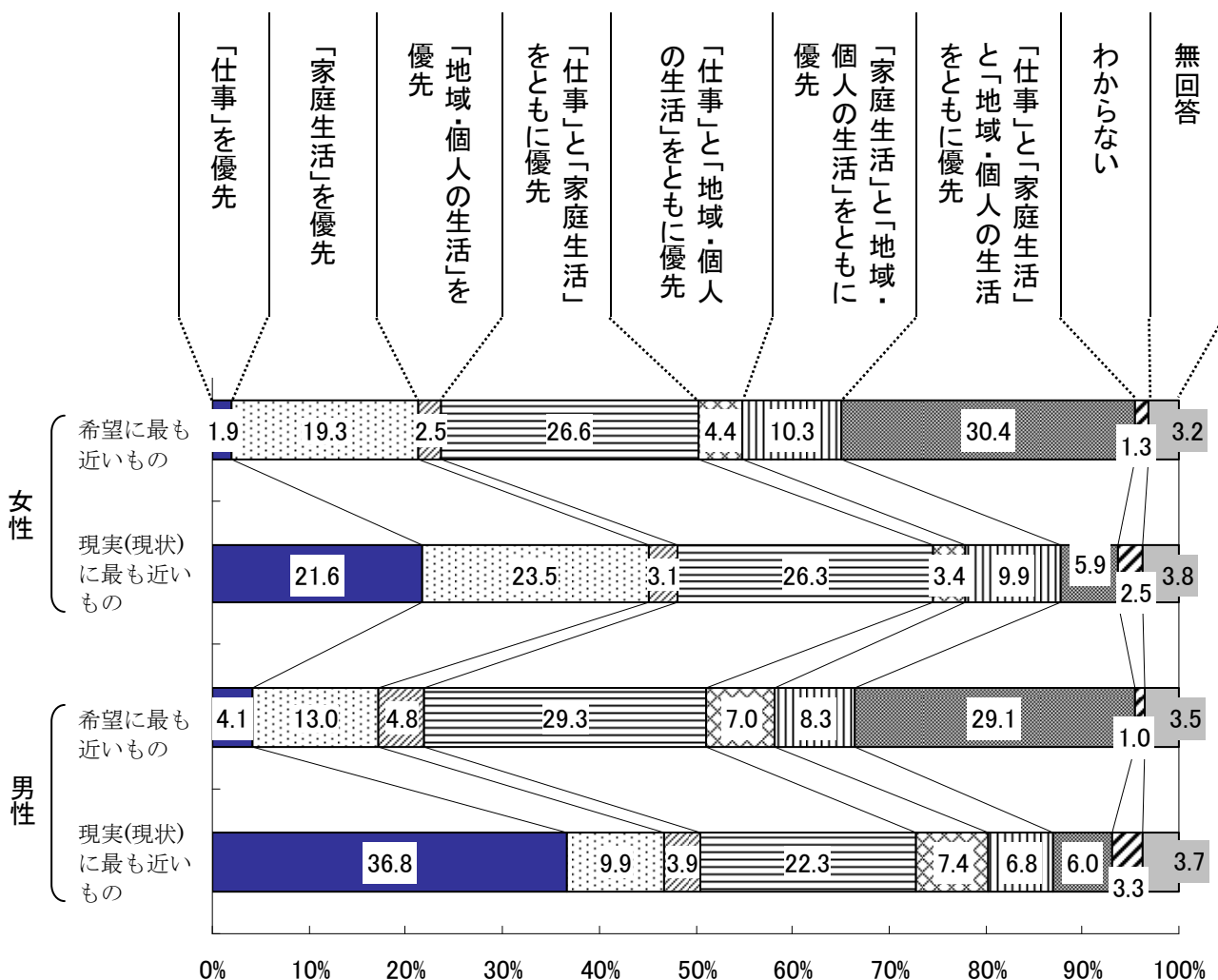
国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(2005年)」

また、「香川県県政世論調査（平成 21 年度）」によると、生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、「仕事を優先」とする割合は、希望に最も近いものでは、女性は1.9%、男性は4.1%と低くなっていますが、現実（現状）に最も近いものでは、女性は21.6%、男性は36.8%と、希望と現実（現状）の間に大きな開きがあります。

このように、仕事と家庭生活等を両立できるような働き方・生き方を希望する人が増えていますが、希望どおりになっていない現実があります。

このような、結婚や仕事と生活における、理想と現実のギャップをなくするために、若者が社会的・経済的に自立できるよう支援することや、仕事と生活の両立の支援のための施策を推進することが必要です。

生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、希望に最も近いもの、現実（現状）にもっとも近いもの



「香川県県政世論調査（平成 21 年度）」

3 子育てに対する不安感、負担感

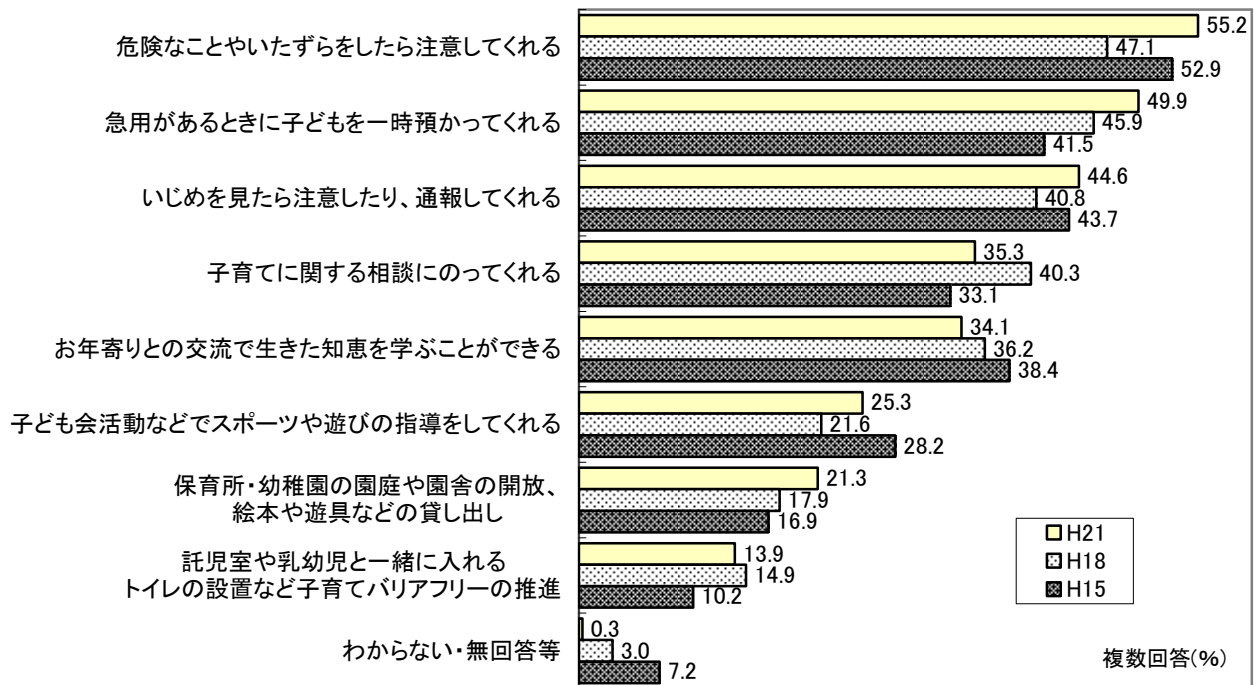
核家族化の進行や地域社会で子どもたちの数が減少し、近所との付き合いが薄くなる中で、子育てに対する不安感や負担感を感じている人が多くなっています。

平成21年度に行った「香川県県政世論調査」での、「地域全体で子育て支援をしていくために地域に期待すること」の問いでは、「危険なことやいたずらをしたら注意してくれる」や「急用があるときに子どもを一時預かってくれる」と回答した人が増加しており、地域社会の結びつきの希薄化を反映しているといえます。

今後、さらに、すべての子育て家庭を対象とした、地域における子育て支援サービスのより一層の充実や、子育てボランティア等との連携強化に努める必要があります。

また、その拠点となるファミリー・サポート・センターや地域子育て支援センターなどの設置をさらに促進する必要があります。

地域全体で子育て支援をしていくために地域に期待すること（香川県）



「香川県県政世論調査(平成15・18・21年度)」

4 子どもや子育て家庭を巡る生活環境の変化

中学生以下の子どもの事故件数は減少傾向にありますが、平成20年は566件の事故が発生しています。

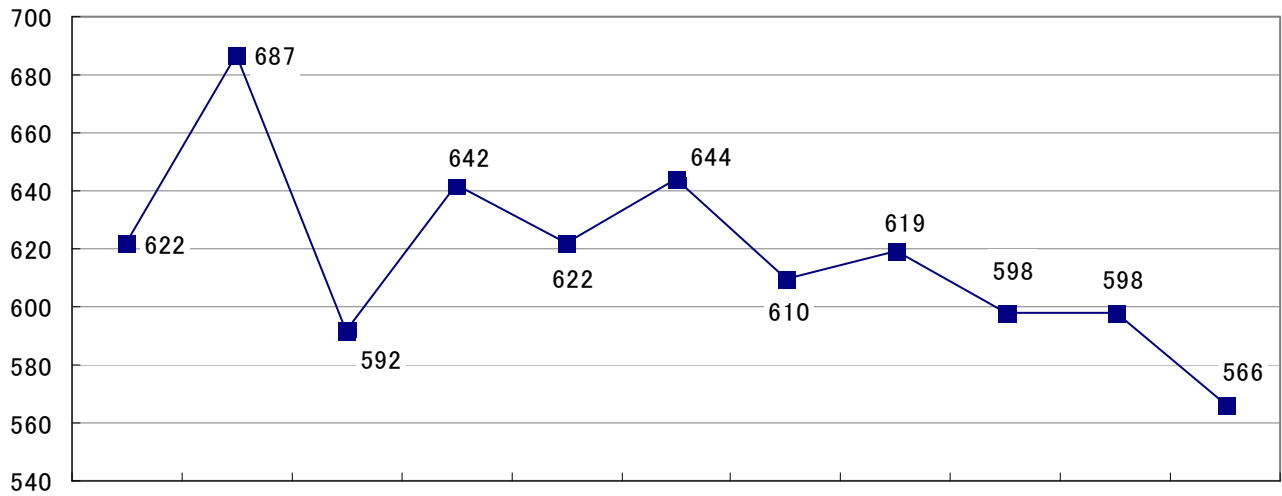
地域において、子育て家庭がゆとりとうるおいのある住生活を送ることのできる環境の整備が求められています。道路交通環境や公共施設など生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進するなど、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりが必要です。

また、刑法犯犯罪少年検挙数も減少傾向にありますが、児童虐待や児童買春・児童ポルノ事件等、少年が被害者となる事件が依然として後を絶たないなど、少年の非行防止・保護の両面において予断を許さない状況にあります。

こうしたことから、県民や事業者などによる事故や犯罪の防止のための自主的な活動の推進、事故や犯罪の防止に配慮した学校、道路、公園、駐車場、住宅など、安全で安心なまちづくりに向けた取り組みが必要です。

件

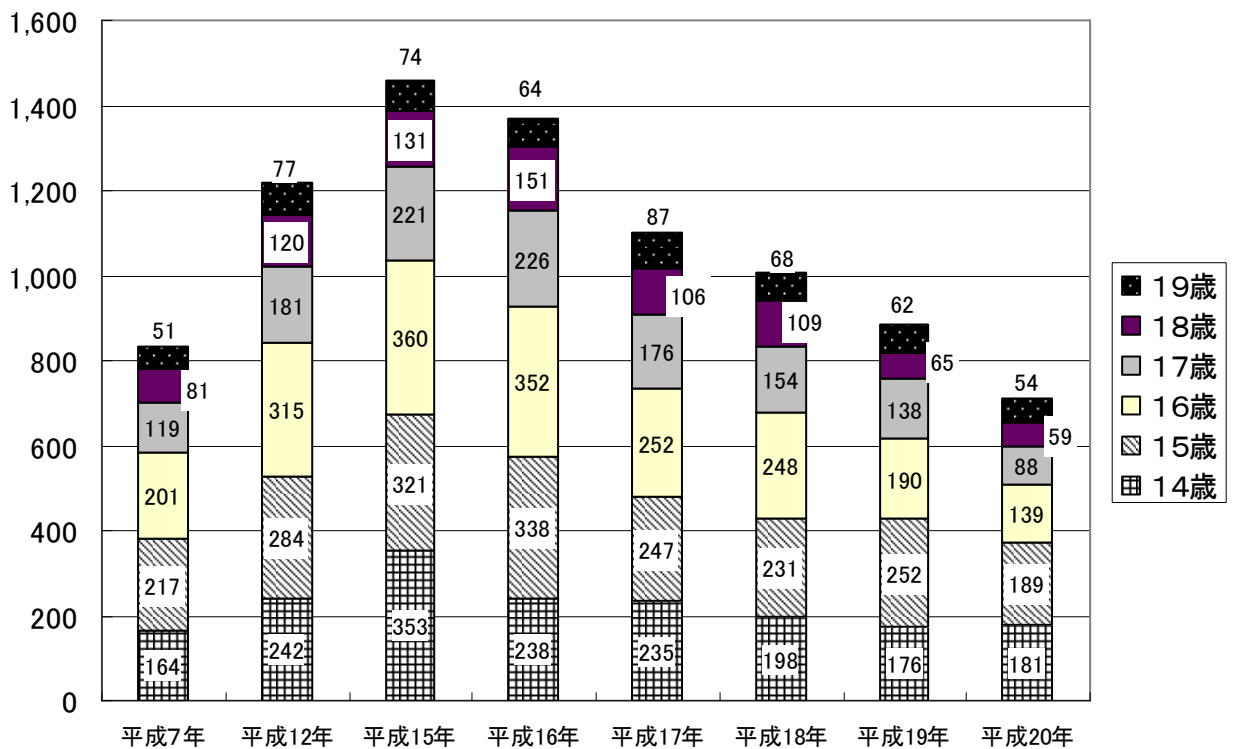
子どもの事故件数(中学生以下)



香川県警察本部「香川の交通」

人

刑法犯犯罪少年検挙人員(香川県)



香川県警察本部「香川の少年補導」

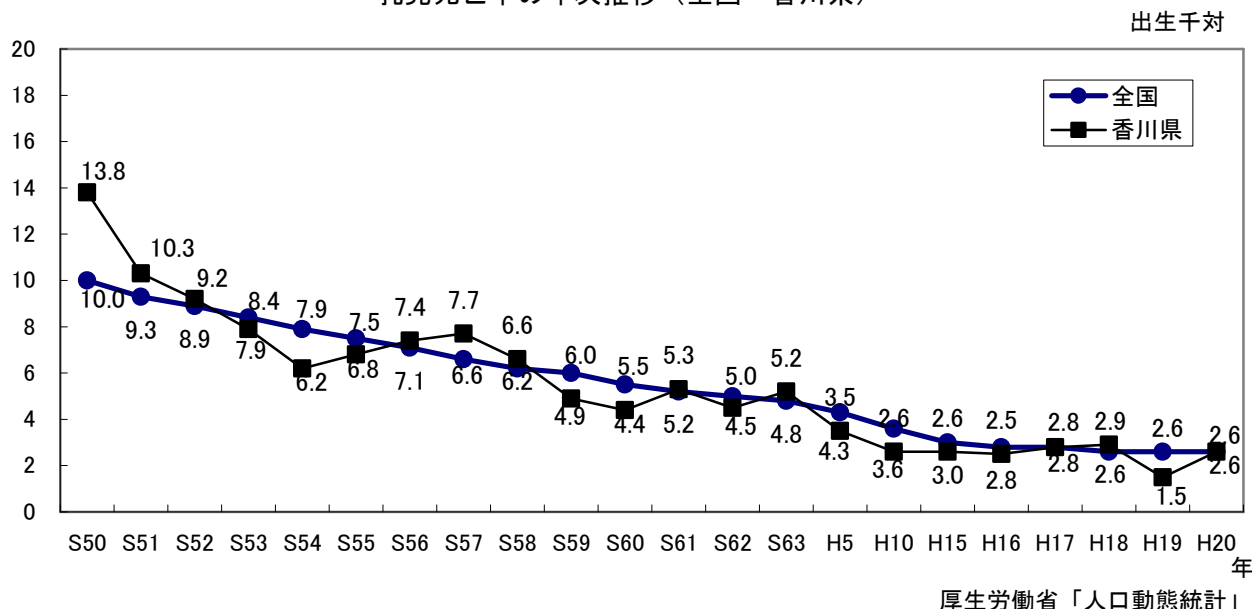
5 求められる総合的な母子保健対策の充実

本県の乳児死亡率は低下傾向にあり、ここ数年はほぼ全国平均を下回る水準で推移しており、今後もこの水準を維持する必要があります。

一方、出産年齢の高年齢化等による低出生体重児の増加や不妊治療による複産の増加の可能性など、周産期（妊娠満 22 週～生後 1 週未満）における医療の重要性は、むしろ増大しています。周産期医療体制の整備については、2003（平成 15）年 12 月に高度な周産期医療を行うことのできる総合周産期母子医療センターを県内に 2 か所指定しました。今後は、ハイリスク妊産婦への対応体制の充実や、総合的な周産期医療体制の充実を進める必要があります。

また、晩婚化の進展等に伴い、不妊に悩む夫婦が増加し、不妊に関する適切な相談体制の整備や治療に対する支援が求められています。このため、専門医や保健師による相談体制の充実や不妊治療に対する支援を図る必要があります。

乳児死亡率の年次推移（全国・香川県）



低出生体重児の推移

	出生数	低出生体重児(2,500g未満)							
		計		低出生体重児(狭義) 1,500～2,500g未満		極低出生体重児 1,000～1,500g未満		超低出生体重児 1,000g未満	
		出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)	出生数	構成比(%)
昭和55	12,993	627	4.8%	579	4.5%	34	0.3%	14	0.1%
60	11,529	566	4.9%	513	4.4%	39	0.3%	14	0.1%
平成2	9,555	615	6.4%	559	5.9%	38	0.4%	18	0.2%
7	9,301	645	6.9%	586	6.3%	47	0.5%	12	0.1%
12	9,808	810	8.3%	740	7.5%	57	0.6%	13	0.1%
15	9,123	784	8.6%	724	7.9%	36	0.4%	24	0.3%
16	9,068	791	8.7%	712	7.9%	51	0.6%	28	0.3%
17	8,686	782	9.0%	727	8.4%	31	0.4%	24	0.3%
18	8,664	780	9.0%	711	8.2%	37	0.4%	32	0.4%

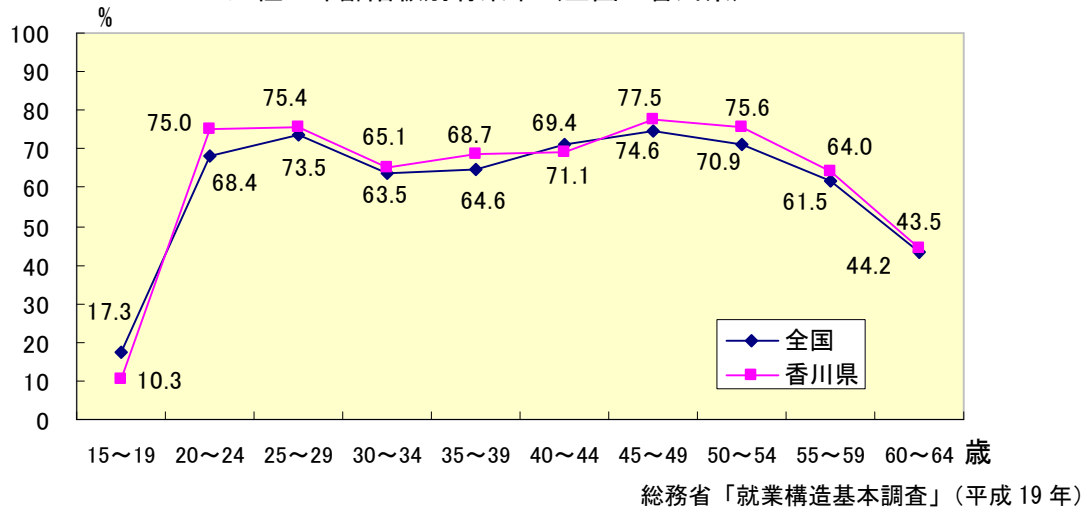
6 仕事と子育てを巡る環境の変化

本県では、全国に比べて20代から30代の女性の有業率が高くなっており、そこには、働く女性に家事、育児等が偏っている現状や、若い父親には長時間労働等で仕事と育児を両立させることが難しい現状があります。

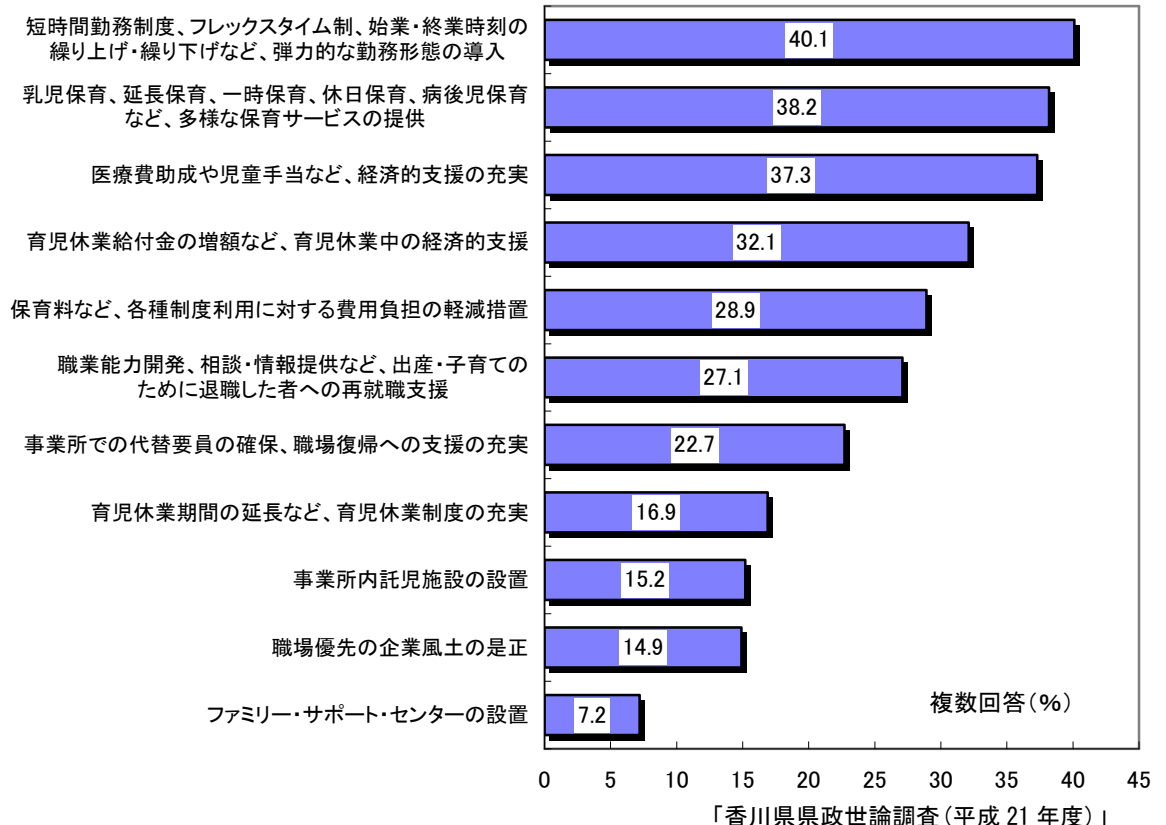
平成21年度の「香川県県政世論調査」では、育児しながら働き続けるために必要な条件や制度の問いに、弾力的な勤務形態の導入と答えた人が1位となりました。

女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものになっていません。

女性の年齢階級別有業率（全国・香川県）

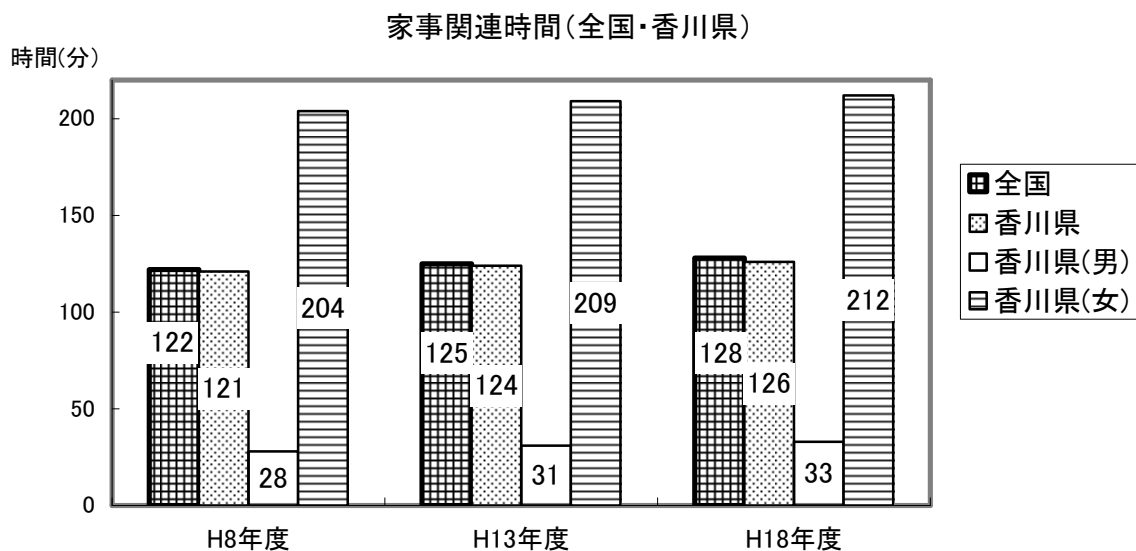


育児をしながら働き続けるために必要な条件や制度（香川県）



また、社会生活基本調査によると、家事関連時間は平成 8 年、13 年、18 年と全国・本県ともに 2 時間程度であり、男女を比較すると、男性は概ね 30 分、女性は概ね 3 時間となっており、女性は男性の 6 倍の時間を家事などに従事しています。

多様な価値観の下、個性を生かし、共に生きる社会、男性・女性を問わず働きやすい社会を実現し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、様々な活動に参加する機会を確保し、男女共同参画に向けての取組みを実効性のあるものとするための取組みを推進していくことが重要です。

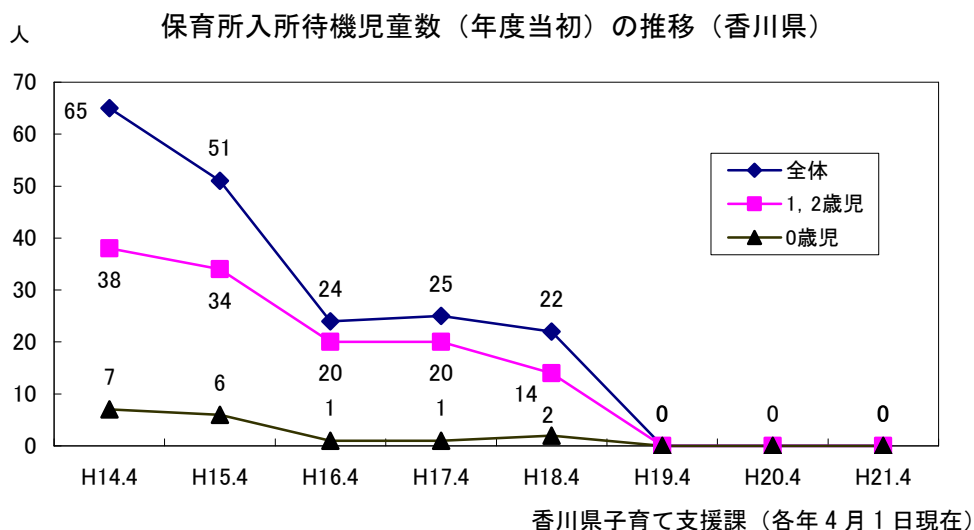


総務省「社会生活基本調査(平成 18 年)」

7 多様化する就労形態に応じた保育ニーズ

本県では、これまで「新香川子育て支援計画（かがわエンゼルプラン 21）」および「香川県次世代育成支援行動計画」に基づき、保育の実施主体である市町を中心に保育サービスの充実に努めてきた結果、平成 19 年 4 月 1 日に年度当初における保育所入所待機児童数がゼロとなるなど一定の成果をあげています。

しかしながら、年度途中では待機児童が発生していることや、多様化する保育ニーズ、潜在的な保育ニーズを踏まえ、支援を必要とするすべての子育て家庭が必要な保育サービスを受けられるよう、引き続き、地域の実情に応じた施策を推進する必要があります。



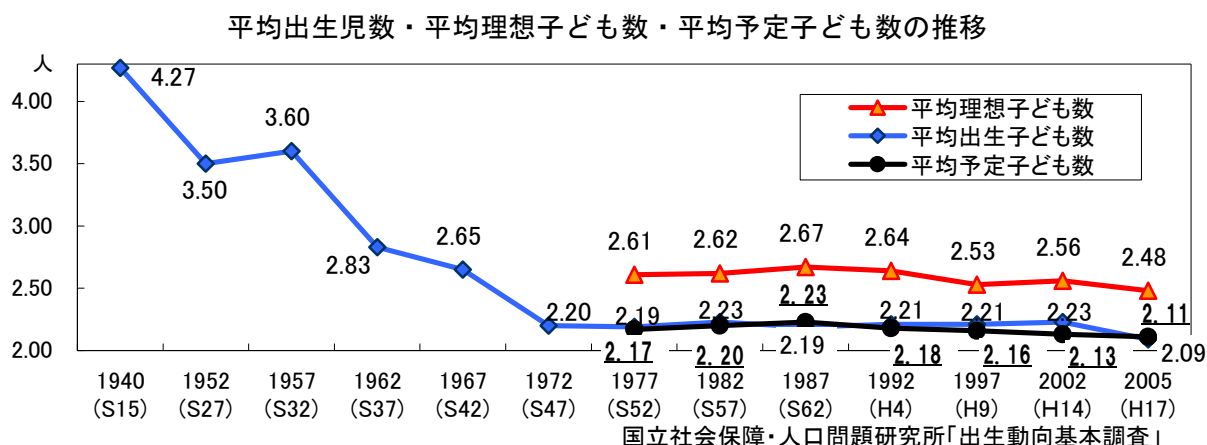
8 理想子ども数とのギャップ

国立社会保障・人口問題研究所によると、夫婦の平均出生子ども数は、1940（昭和15）年の4.27人から年々低下し、1972（昭和47）年に2.2人となって以降、2.2人前後で安定して推移しています。

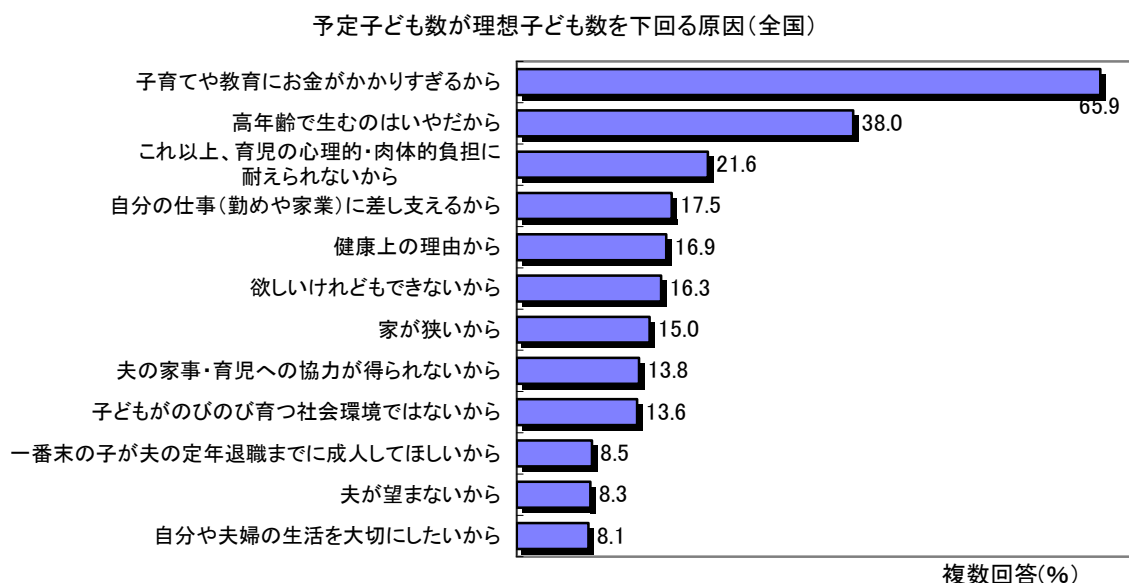
他方、平均理想子ども数は1977（昭和52）年の調査以降、2.6人前後で推移していましたが、2005（平成17）年の調査では2.5人を下回り、2.48人と減少しています。同時に調査している平均予定子ども数（実際に持つつもりの子どもの数）も、2.2人前後を推移していたのが、2005（平成17）年の調査では2.11人とやや減少しています。

夫婦の予定子ども数が理想子ども数を下回る原因としては、「子育てや教育のための経済的負担」や「育児の心理的、肉体的負担」が考えられます。

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行なうことが必要です。少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要であり国への要望等を行っていくことが必要です。



国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(第13回)」(2005年)

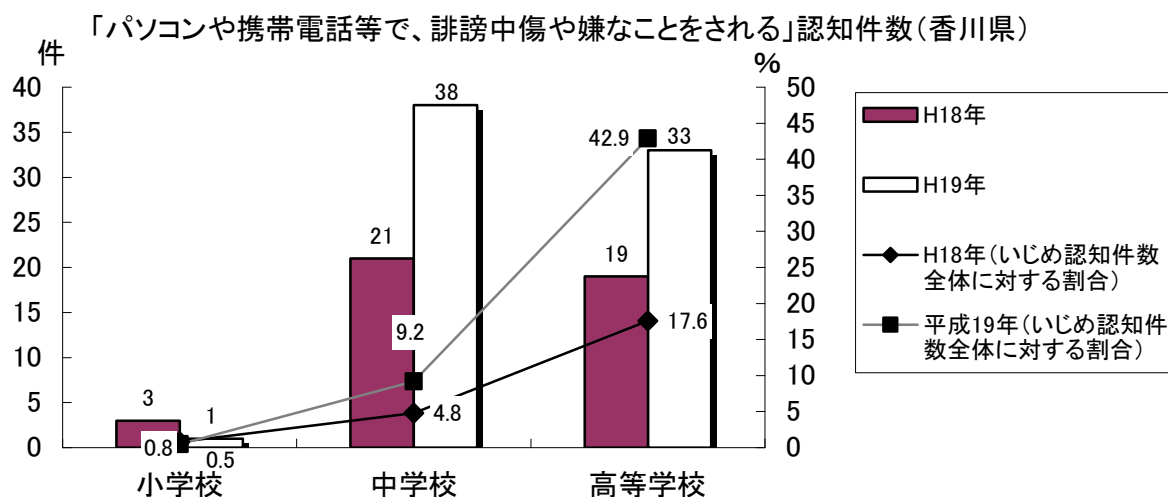


国立社会保障・人口問題研究所「第13回出生動向基本調査(2005年)」

9 子育ての状況

いわゆる「ネット上のいじめ」については、小・中学校、高等学校でいずれも増加の傾向にあります。特に、高等学校ではいじめ認知件数に対する割合が極端に高くなっています。

子どもの携帯電話等の利用状況を、保護者や教師などの身近な大人が把握することは難しく、実態の把握が困難であり、家庭・学校等が連携を図り対策を行うことが必要となっています。



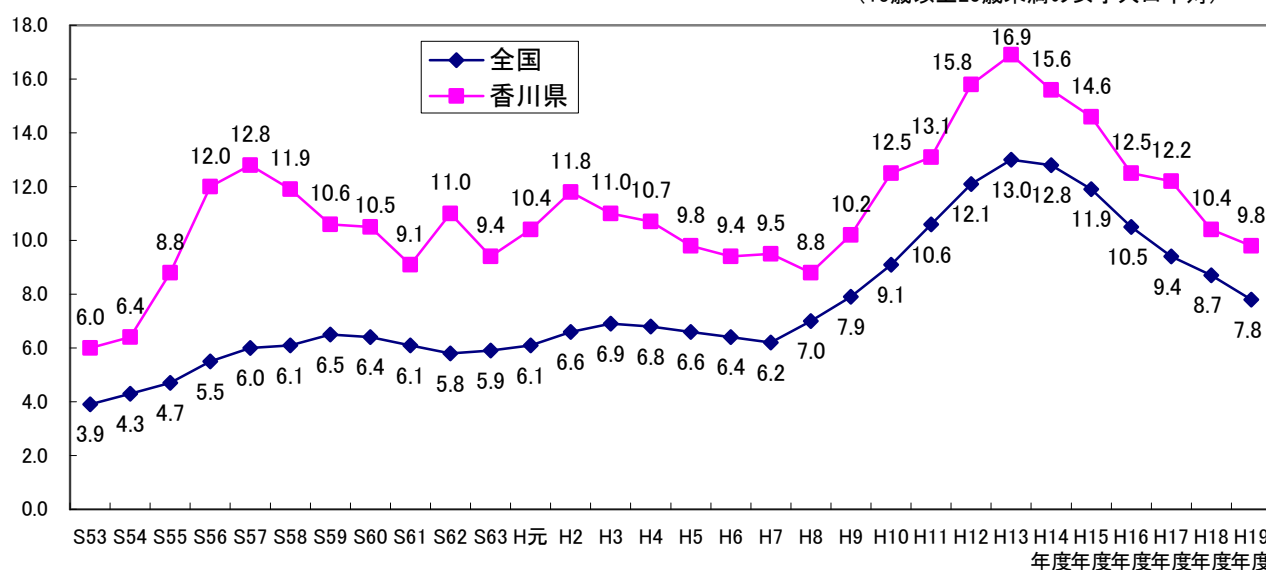
香川県教育委員会「生徒指導上の諸問題に関する調査」

本県における10代の人工妊娠中絶実施率は、減少傾向にはありますが、全国状況を上回って推移しています。

こうした状況を踏まえ、思春期における子どもの心と体の健全な成長へ向けて、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、思春期保健対策に取り組む必要があります。

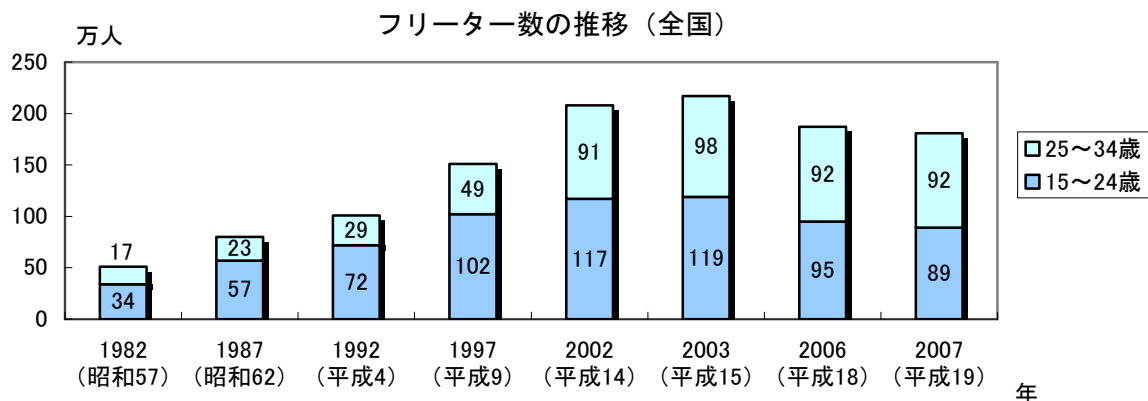
10代の人工妊娠中絶実施率の年次推移(全国・香川県)

(15歳以上20歳未満の女子人口千対)



平成13年までは母体保護統計年報(暦年)、平成14年度から衛生行政報告例(年度)

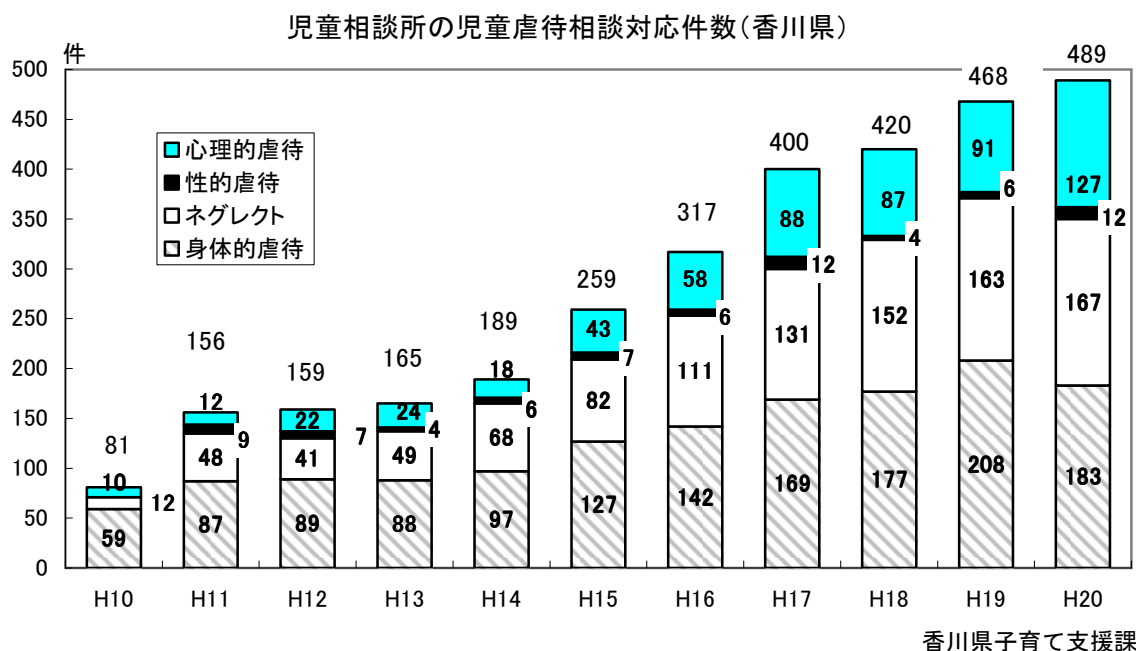
不安定就労若年者(フリーター)等の人数はここ数年横ばいの傾向にあります。若年者が自立して家庭を持てるようにするため、若年者、特に不安定就労若年者(フリーター)等に対し、意識啓発や職業訓練等を積極的に行うことにより、若年者の能力開発を推進し、適職選択による安定就労及びキャリア形成を支援することが必要です。



10 特別な支援を必要とする子どもや家庭

本県の児童相談所における虐待相談対応件数は、ここ数年間高水準で推移し、平成20年度に489件と過去最高に達し、重大な子どもの権利侵害といえる児童虐待が社会問題化しています。

このため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応および再発防止・自立支援の観点に立ち、市町との適切な役割分担および連携を図るとともに、関係機関との連携を強め、総合的、計画的に施策を進めていく必要があります。

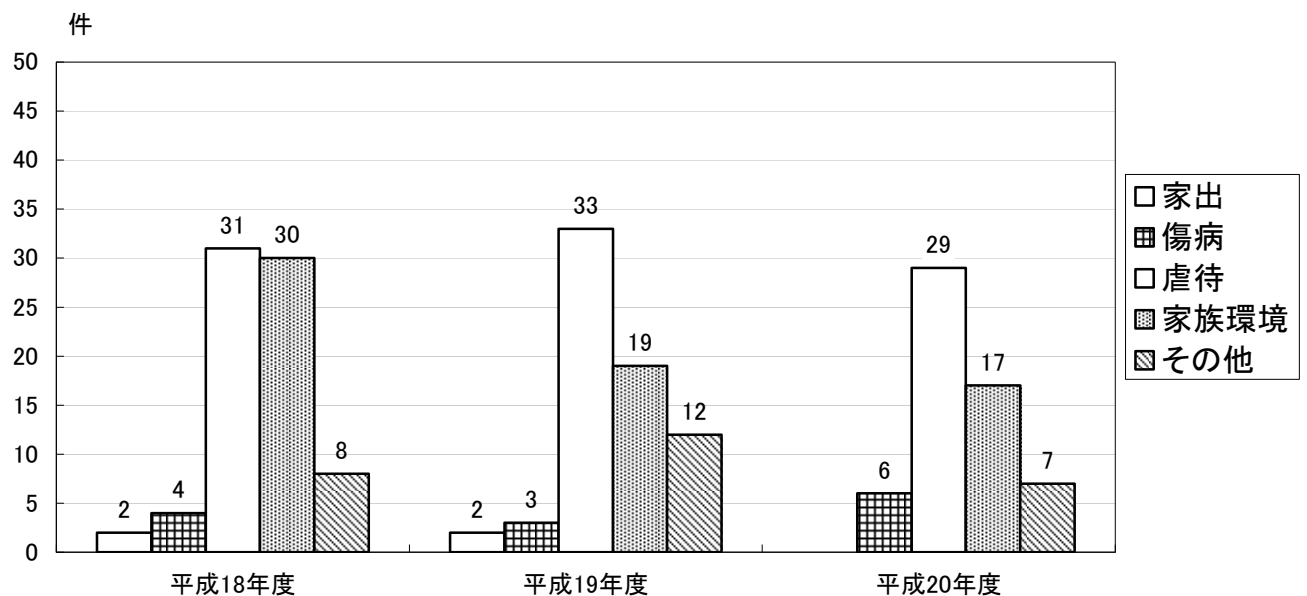


平成 20 年度に香川県児童相談所に対応した児童養護相談の状況では、児童養護施設に入所となった59件のうち、虐待を要因とするものが29件で最も多く、次いで家庭内不和や経済的破綻などを背景とした家族環境による要因が17件となっています。

また、里親委託は平成20年度では8件あり、家族環境を要因とするものが4件と最も多くなっています。

こうした、様々な理由から親と暮らすことができない子どもたちを支援するために、家庭的養護の推進や施設機能の見直し、自立支援策の強化といった社会的養護体制の充実を図ることが必要です。

児童養護相談の発生と児童養護施設入所数(香川県)



香川県子育て支援課

IV 主な課題と施策の方向性

<課題>

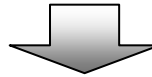
(基本目標)

主 な 課 題	施 策 の 方 向
とまらない少子化の進行	安心して子どもを生み育てることができる 環境づくり ～子育て・子育てをみんなでささえるかがわ～



(基本方針)

◇少子化に対する危機感	◇みんなが次世代育成支援に参加する かがわづくり
◇価値観の理想と現実のギャップ	◇安心してゆとりをもって子育てできる かがわづくり
◇子どもと若者をとりまく環境の変化	◇子どもが健やかに育つかかわづくり



(施策)

○子育てに対する不安感、負担感 ・育児に対する不安感、負担感の増大 ・家庭や地域における子育て環境の変化 ・核家族化の進行や地域のつながりの希薄化	○地域における子育て支援の充実 ・子育て支援のネットワークの充実 ・地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実 ・社会全体での子育て支援体制の充実 ・相談・援助体制の充実
○子どもや子育て家庭を巡る生活環境の変化 ・安心して安全・身近な遊び場等の確保 ・妊婦や子ども連れが安心して外出できる環境の確保 ・少年犯罪の増加	○子育て家庭にやさしい生活環境の整備 ・ゆとりある住宅環境の整備 ・子どもが安心して集い遊べる場の確保 ・うるおいとやすらぎに満ちた快適な環境の創造 ・子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり ・子どもの安全を確保するための活動の推進 ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進
○求められる総合的な母子保健対策の充実 ・出産年齢の高齢化による低体重児の増加 ・不妊で悩む夫婦 ・子どもの食生活を巡る環境の変化	○すこやか親子支援の推進 ・安心できる母子保健医療体制の充実 ・妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援 ・子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

○仕事と子育てを巡る環境の変化 ・全国を上回る女性(20～30代)の有業率の高さ ・就労と出産・子育てが二者択一の現況 ・就労形態等の変化に伴う保育ニーズの多様化等	○仕事と生活の両立支援 ・多様な働き方の実現と働き方の見直し ・育児休業を取得しやすい環境の整備 ・働きながら子育てをしやすい環境の整備 ・就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実
○理想の子ども数とのギャップ ・子育てに必要な経済的負担 ・不妊治療に必要な高額な費用 ・保育料、教育費の負担感	○子育てに伴う経済的負担の軽減 ・子育て費用に対する社会的支援 ・不妊治療への助成 ・保育料や教育費の負担軽減
○家庭や学校を取り巻く社会環境の変化 ・いじめ、不登校などの社会問題化 ・家庭の教育力の低下 ・年齢を越えた子ども社会の形成の困難化 ・就職難とフリーター等若者の不安定就労の増加	○能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援 ・確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進 ・家庭教育の充実 ・地域教育力の向上 ・若者の社会的・経済的自立の支援
○特別な支援を必要とする子どもや家庭 ・児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加 ・様々な理由から親と一緒に暮らすことができない子どもたち ・学習障害や注意欠陥多動性障害等の発達障害児 ・ひとり親家庭の増加	○特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進 ・児童虐待防止対策の推進 ・社会的養護体制の充実 ・障害のある子どもやひとり親家庭の子どもに対する支援 ・子どもの権利の尊重

第3 総 論

- I 基本目標
- II 基本方針と施策の視点
- III 施策体系

I 計画の基本目標

国に先行して人口減少社会を迎えるなど、本県の少子高齢化の急速な進行は、地域の社会・経済に大きな影響を及ぼしています。

少子化の流れを少しでも変えるには、子育てを社会がもっと評価し、次代を担う子どもやその家庭を社会全体で応援し、子育てに夢や希望、喜びを感じられるような社会を形成していく必要があります。

少子化と次世代育成支援をすべての人が自分の問題としてとらえ、その置かれた状況に応じて役割を果たしていく必要があります。

このため、行政、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体など社会全体が一体となって次世代育成支援に参加することによって、次代の担い手となる子どもたちが健やかに育つよう「安心して子どもを生み育てることができる環境づくり」を推進し、「子育てをみんなで支えるかがわ」の実現を目指します。

【基本目標】

安心して子どもを
生み育てることができる環境づくり
～ 子育てをみんなで支えるかがわ ～

II 基本方針と施策の視点

次の3つの基本方針のもとに、総合的、計画的に次世代育成支援施策の推進を図ります。

基本方針1 みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり**【施策の視点】 少子化対応の視点**

子育てを未来の人づくりとして社会がもっと評価し、次代を担う子どもとその家庭を社会全体で支援していくことが必要です。

地域の子育て力を再生し、地域全体で子育て支援を推進することが必要です。
子育てバリアフリーなど子育てにやさしい安心・安全なまちづくりが必要です。

基本方針2 安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり**【施策の視点】 子育ての視点**

家庭の子育て力を高めるため、親自身の育ちを促す支援や安心して子育てできる環境づくりが必要です。

働きながら子育てしやすい環境づくりを推進することが必要です。
子育て家庭の経済的負担の軽減に努めることが必要です。

基本方針3 子どもが健やかに育つかがわづくり**【施策の視点】 子育て（子どもの育ち）の視点**

子どもが確かな学力と豊かな人間性、健康や体力などの生きる力を身につけ、健やかに成長できるよう支援することが必要です。

若い世代が社会的・経済的に自立し、次代を育む親となれるよう支援していくことが必要です。

Ⅲ 施策体系

計画の基本目標を実現するため、基本方針に基づき、次の施策を推進します。

基本方針	施策の方向	具 体 的 施 策
Ⅰ みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり	1 地域における子育て支援の充実	(1)社会全体での子育て支援ネットワークの充実 重点推進施策 1
		(2)相談・援助体制の充実
		(3)地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実 重点推進施策 2
	2 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	(1)子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり
		(2)ゆとりとうるおいのある生活環境の整備
		(3)子どもの安全を確保するための活動の推進
		(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 重点推進施策 3
	Ⅱ 安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり	(1)安心できる母子保健医療体制の充実
		(2)妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援
		(3)子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進 重点推進施策 4
		(1)多様な働き方の実現と働き方の見直し
		(2)育児休業を取得しやすい環境の整備
		(3)働きながら子育てをしやすい環境の整備 重点推進施策 5
		(4)就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実 重点推進施策 6
		(1)子育て費用に対する社会的支援 重点推進施策 7
Ⅲ 子どもが健やかに育つかがわづくり	1 能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援	(1)確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進
		(2)家庭教育への支援の充実
		(3)地域の教育力の向上
		(4)若者の社会的・経済的自立の支援 重点推進施策 8
	2 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進	(1)児童虐待防止対策の推進 重点推進施策 9
		(2)社会的養護体制の充実 重点推進施策 10
		(3)障害のある子どもやひとり親家庭の子どもに対する支援
		(4)子どもの権利の尊重

第4 各 論

I みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

II 安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり

- 1 すこやか親子支援の推進
- 2 仕事と生活の両立支援
- 3 子育てに伴う経済的負担の軽減

III 子どもが健やかに育つかがわづくり

- 1 能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援
- 2 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進

第4 各 論

I みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり

<施策の体系>

施策の方向	具 体 的 施 策
1 地域における子育て支援の充実	(1)社会全体での子育て支援ネットワークの充実 重点推進施策 1
	(2)相談・援助体制の充実
	(3)地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実 重点推進施策 2
2 子育て家庭にやさしい生活環境の整備	(1)子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり
	(2)ゆとりとうるおいのある生活環境の整備
	(3)子どもの安全を確保するための活動の推進
	(4)子どもを取り巻く有害環境対策の推進 重点推進施策 3

1 地域における子育て支援の充実

【施策の方向性】

本県において特に活動が盛んな子育て支援 NPO や子育てサークル、企業等との連携・協働を図り、地域における子育て支援拠点の整備やネットワークづくりを推進するほか、社会全体で子育て家庭を支援していく活動の取り組みをさらに進めていきます。

また、子育て家庭の負担感・不安感の解消のために、相談・援助体制の充実を図り、すべての子どもや子育て家庭を支援していきます。

重点推進施策1

(1) 社会全体での子育て支援ネットワークの充実

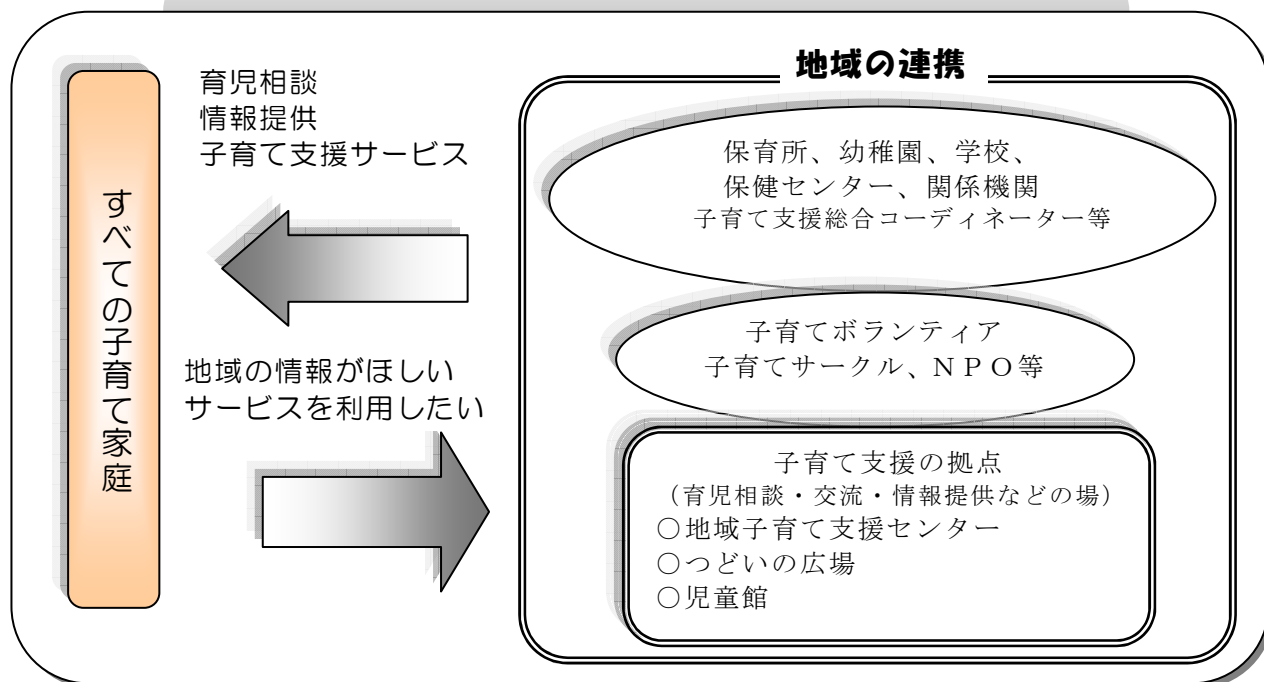
NPO、子育てボランティア、行政、関係団体等が連携するネットワークにより、地域全体での子育て支援を進め、子育て応援先進県を目指します。

① 地域における子育て支援のネットワークづくり

- 行政、関係団体、NPO等による地域における子育て支援サービスのネットワークづくりを進め、地域での子育て支援に地域全体、社会全体で取り組めるよう推進します。

- 地域で子育て支援サービスを行うさまざまな団体と連携を図り、子育て家庭に必要な情報を適切に提供するなど地域の子育てをサポートする子育て支援総合コーディネーターを身近な場所に配置する市町の取組みを促進します。

かがわの子育て支援のネットワークづくり



② 子育て支援に関する情報の収集・提供

《子育て支援情報の収集提供》

- 保育所、幼稚園、学校、児童館、市町保健センターなどの身近な施設や児童相談所（子ども女性相談センター・西部子ども相談センター）、福祉事務所、保健所などにおいて、妊娠、出産、育児、家庭、教育などの子育てに関する情報の収集提供に努めます。
- 子育て支援に資する各種の制度や情報などを掲載した冊子や広報誌の発行、子どもや子育てに関する情報について多様な広報媒体を活用するなどして、子育て家庭が必要とする情報の提供に努めます。
- 「みんな子育て応援団」のホームページを活用し子育てに関する情報を効果的に発信するとともに、みんな子育て応援団の取組みに参加する施設（公共施設、小売店舗、医療機関等）を活用した子育て支援に関する情報の提供を推進します。

③ 社会全体での子育て支援やみんなで子どもを育む意識の啓発

《官民一体となった子育て支援の推進》

- 社会全体で子育て家庭を応援するため行政、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体が参加した、かがわ子育て支援県民会議による「かがわ育児の日」の取組みを推進します。

- 民間団体が、それぞれの立場でできる「かがわ育児の日」の主旨に資する取組みの支援や少子化対策としての若者の出会いの場の創出について、かがわ子育て支援県民会議を活用し官民が一体となって取り組んでいきます。



毎月19日は、「かがわ育児の日」

かがわ子育て支援県民会議との協働による
社会全体で子どもを育む意識啓発の取り組み

- 県内の企業や個人商店、団体などに「みんな子育て応援団」への参加を働きかけるとともに、「みんな子育て応援団」体制を推進するため、子育て支援に積極的に取り組んでいるみんな子育て応援団参加店舗等の顕彰に努めます。
- 少子化や次世代育成支援について考えるイベントなどを、NPO等関係団体と共催することにより、次世代育成支援に対する県民一人ひとりの理解や意識を高め、地域全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。
- 「児童福祉月間」、「家庭教育啓発月間」、「家庭の日」や「みんなで子どもを育てる日」など、さまざまな機会を通じて、家庭の果たす役割の大切さや子育て・家庭教育の重要性などについて啓発活動を推進します。
- 「かがわ青少年育成ビジョン」に基づき、青少年が夢を抱き、個性豊かに自立するよう家庭、学校、地域住民、企業、民間団体、その他の関係機関と連携・協力を図りながら、県民が一体となって青少年の健全育成に取り組むよう啓発活動を推進します。

《家事や育児に対する男女共同参画意識の醸成》

- 「香川県男女共同参画推進条例」を基本指針とし、「かがわ男女共同参画プラン」に沿って、男女の性別だけで役割を決めてしまうような性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、地域社会において男女がともに多様な関わり方を選択できるよう、さまざまな媒体を活用した広報や啓発活動などを通して、家事や育児に対する男女共同参画意識の醸成を図るとともに、地域において男女共同参画を進めていくための核となるリーダーの養成に努めます。

《「みんなで子どもを育てる県民運動」の推進》

- 「みんなで子どもを育てる県民運動」をより一層促進するために、各種キャンペーン事業の実施や県民運動推進大会の開催、「みんなで子どもを育てる日」の推進などにより、県民運動の普及啓発を図ります。
- 「みんなで子どもを育てる県民運動」を地域ぐるみの自主的・自発的な運動として定着させるために、小学校区を単位に県民運動の推進母体となる校区会議の設立を支援します。

- 県民運動推進の指導者養成のため県民運動推進員の研修を行い、校区における推進リーダーの養成を図ります。
- 校区会議において、地域の大人が子どもに関わる実践活動に主体的に取り組むことにより、地域における県民運動の一層の定着化を図ります。また、子どもからの主体的な実践活動の企画なども取り入れ、子どもの参画を促進します。

④ ささえあい安心して子育てできる体制の構築

《保健、医療、福祉分野の人材の養成確保》

- 子育て支援に携わる保健師、助産師、看護師、栄養士、保育士など保健、医療、福祉分野の人材の養成と資質の向上を図ります。
- 香川県立保健医療大学において、医療に対する県民ニーズの多様化、医療の高度化に対応できる質の高い医療従事者の育成を図ります。
- 看護学生に対する修学資金貸付制度を実施し、卒業生の県内定着を促進するとともに、ナースセンター事業の充実により潜在看護職員の把握や再就業の促進を図るなど、看護職員の確保に努めます。
- 保育所が保護者の多様なニーズに的確に対応し、保育所保育指針等を踏まえた質の高い保育を提供できるよう、専門家や関係団体等が連携・協力して、保育士を対象とした体系的な研修を計画的に実施し、保育所におけるOJTを支援するなど研修体制の充実に努めるほか、指導監査や指導保育士による指導・助言などを通じて、保育士等の資質の向上を図ります。（再掲）
- 少子化社会に対応した総合的な母子保健事業を推進するため、保健所保健師の専門性を高めるとともに、各市町においても地域保健の実情に応じた保健師の配置や活動の充実が図られるよう努めます。
- 子どもや家庭に関する相談機関の職員の相談・援助技術の向上のための研修会を開催するなど、職員の資質の向上に努めます。

《児童健全育成のための指導者の養成確保》

- 地域における子育て支援活動を推進する人材として、保健師、助産師、保育士などの資格を持ちながら就業していない者の状況を把握し、その活用を促進します。
- 地域における児童・青少年の健全育成指導者や青少年団体指導者に対する研修を充実するなど、指導者の養成確保に努めます。

《民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実》

- 民生委員・児童委員や主任児童委員に対する研修の実施などにより、子どもや家庭に関する相談・援助活動の充実を図ります。

《子育てを支援するボランティア活動の促進》

- 子育てボランティア活動に関する情報・資料の収集・提供やボランティアの人材育成のための研修や活躍の場の提供などボランティアが地域の中で活発に継続的に活動しやすい環境づくりを財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団と連携し促進します。

(2) 相談・援助体制の充実

① 相談機関の周知・広報

- 民生委員・児童委員や主任児童委員の行う家庭や子育てに関する相談・援助活動について、広く県民への周知に努めます。
- 児童相談所、児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、指定相談支援事業所(障害者)、教育センター、警察など家庭の子育てに関する相談窓口について、広く県民への周知に努めます。

② 相談・援助活動の充実

《相談機関における相談・援助活動の充実》

- 民生委員・児童委員や主任児童委員、母子愛育班員、母子保健推進員などが保育所、幼稚園、学校、児童館、福祉事務所、保健所などと連携して行う家庭や子育てに関する相談・援助活動の充実を図ります。
- 児童家庭支援センター、地域子育て支援センター、福祉事務所の家庭児童相談室、保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、指定相談支援事業所(障害者)、教育センター、警察など、各機関で実施している子どもや家庭に対する専門的な相談・援助活動の充実を図ります。
- 子どもや子育て家庭が抱えるさまざまな悩みや不安について気軽に相談できる「子どもと家庭の電話相談」「学校教育電話相談」、「いじめ電子メール相談」、「子育てホットライン」、「子どもホットライン」、「思春期電話相談」、「少年相談電話」、「女性相談」など、各相談機関が実施している電話相談事業等の充実に努めます。
- 非行の原因を究明し、非行の防止の実効を期すため、カウンセリングアドバイザーによる親子カウンセリングの実施、カウンセリング結果に基づく継続指導の実施等、少年サポートセンターの拡充と相談活動の充実を図ります。(再掲)
- 各機関相談員の専門的な相談能力の向上を図るため、香川県相談業務支援ネットワークと連携し、合同での研修会を実施します。

《児童相談に関する相談・援助活動の充実》

- 児童虐待の相談対応件数や要保護児童の増加を踏まえ、困難な事例への専門性の高い対応を行うため、児童相談所の体制強化を図ります。
- 初期的な相談を行う市町の相談体制の充実を促進するとともに、連絡調整、情報提供、研修などの市町の後方支援(技術的助言等)に努めます。

.....

《地域における相談・援助活動の充実》

- 保育所、幼稚園、児童館、公民館などの身近な施設が持つ機能や人材を活用して、子育てについての悩みや不安に対する相談の実施や育児教室の開催、子育てを行う者に対する交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談・援助活動を促進します。
- 児童養護施設などの児童福祉施設が地域に開かれた施設となるよう、地域の人々との交流活動や施設の人材などを活用した子育て家庭に対する相談・援助活動を促進します。

《学校における相談・援助活動の充実》

- 児童生徒が抱える心の不安や悩みにきめ細かく対応し、児童生徒一人ひとりの心身の健全な成長と発達を図るため、教職員に対する研修を実施するとともに、専門的な立場から指導・助言するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングを行います。

③ 相談機関のネットワークづくり

- 複雑・多様化する子どもや子育て家庭を取り巻く問題に適切に対応していくため、児童相談所、福祉事務所、保健所、保護司、民生委員・児童委員や主任児童委員、教育関係機関、警察など、相談機関のネットワークを整備し、子どもや子育てに対する相談・援助活動の充実を図ります。
- 香川県相談業務支援ネットワークにおいて関係機関、関係団体との連携を強化し、子どもや子育て等に対する相談・援助活動の充実を図るとともに、相談者の利便性向上のため、相談窓口の一元化について検討します。

重点推進施策2

第1

第2

第3

第4

第5

資料

(3) 地域におけるきめ細かい子育て支援サービスの充実

つどいの広場や地域子育て支援センターの設置促進などを図り、子育て家庭が身近に子育て支援サービスを利用できるよう施策を推進します。

多様化する保育ニーズや潜在的な保育ニーズを踏まえ、支援を必要とするすべての子育て家庭が必要な保育サービスを受けられるよう、地域の実情に応じた施策を推進します。

① 地域における子育て支援の拠点の充実

- 地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、保育所等において、入所していない子どもと親にスペースを開放し、育児相談や情報提供、子育てサークルへの支援などを行う地域子育て支援センターの設置を促進します。
- 商店街の空き店舗や民家、学校の余裕教室などを活用した身近な場所に、親子の交流や子育てボランティア等による育児相談などを行うつどいの広場の設置促進に努めます。
- 地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が地域において相互に援助する活動を支援するファミリー・サポート・センターの設置促進に努めます。(再掲)

② 地域における保育サービス等の充実

- 保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となる子どもに対応するため、一時預かり事業を促進します。(再掲)
- 病気回復期などで集団保育が困難な子どもを保育所や病院等に付設された施設において一時的に預かる病児・病後児保育を促進します。(再掲)
- 保護者の疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急時や恒常的な残業などで、児童の養育が困難になった場合に、児童福祉施設等で児童を一時的に預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業や夜間養護等(トワイライトステイ)事業の促進に努めます。

③ 保育所・幼稚園における地域子育て支援サービスの充実

- 保育所の園庭を地域の人々に開放したり、保育所の機能を活用して、広く地域の子育て家庭への支援を促進します。
- 地域の人々とのさまざまな交流活動、保護者や地域の子育て家庭に対する育児講座や育児相談、食に関する相談・支援の実施など、地域に開かれた保育所として特色あ

る保育活動を促進します。

- 地域における幼児期の教育のセンターとして幼稚園の施設や機能を活用した、幼児期の教育に関する相談事業や情報提供、地域の実態や保護者の要請に応じた預かり保育の実施、公民館や図書館、児童館等子育て関係機関との連携等により、地域での子育て支援を促進します。
- 保護者の就労形態で区別せず就学前のすべての子どもに対して質の高い保育・教育を一体的に提供する認定こども園制度の活用や、保育所と幼稚園の施設の共用化などについて施設の設置者が適切に判断できるよう、情報の提供や助言等に努めます。

④ 児童館における地域子育て支援機能の充実

- 子ども会や母親クラブなどの地域組織、学校、関係機関などとの連携を図りながら、地域住民に交流活動の場を提供するなど、地域における児童健全育成の拠点施設である児童館の機能の充実を図ります。
- 育児教室の開催や相談事業の実施、子育て支援情報の提供、子育てサークルに対する支援など、児童館における子育て支援機能の充実を図ります。
- さぬきこどもの国（大型児童館）において、児童館職員に対する研修や広報誌の発行、移動児童館巡回事業の充実や調査研究事業の実施など、県内児童館・児童センターに対する支援機能を強化するとともに、子育てセミナーの開催や相談事業の実施、子育てに関する情報提供を行うなど、子育て支援に関する機能の充実を図ります。

⑤ 地域における放課後児童の健全育成の充実

《放課後子どもプランの推進》

- 放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、保護者が就労等により家庭にいない就学児童の居場所となる放課後児童クラブと、地域の子どもの対象にさまざまな体験活動や地域の人との交流活動などを行う放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する放課後子どもプランを推進します。
(再掲)

《放課後児童クラブの推進》

- 昼間、保護者が家庭にいない就学児童の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの設置を促進します。また、放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備の促進に努めます。(再掲)
- 放課後児童クラブの設置・活動状況について、インターネットなどによる情報の提供に努めるとともに、指導者に対する研修により、指導者の資質の向上を図るなど、活動内容の充実に努めます。(再掲)
- 開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。(再掲)

《放課後子ども教室の推進》

- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むために、学校の余裕教室や公民館などを活用し、すべての子どもを対象とした、放課後や週末における安全・安心な子どもの居場所としての放課後子ども教室の設置を推進します。(再掲)
- 放課後子ども教室を実施する中で、子どもたちにさまざまな体験活動や地域の人との交流活動に取り組み、地域で子どもたちを育てられるよう努めます。(再掲)
- 放課後子ども教室のコーディネーターや指導員に対する研修を実施することにより、安全面の配慮や特別な支援を必要とする子どもの理解と接し方等、コーディネーターや指導員の資質向上を図ります。(再掲)
- 放課後子ども教室に関する活動状況等を新聞やパンフレットを通じて広報するとともに、事業報告書を作成するなど情報提供に努めます。(再掲)

⑥ 子育てサークル等の活動支援**《子育てサークルの活動支援》**

- 子育てサークルに対し、保育所、児童館、公民館など地域の身近な施設が活動や相談の場を提供することを促進するとともに、育児情報の提供や子育てボランティア等と連携し、その活動を支援することにより、地域全体で子育て支援が行われるよう努めます。

《児童健全育成関係団体などの育成》

- 母子愛育会、母親クラブ、母子福祉連合会、子ども会、PTAなど児童・青少年の健全育成関係団体の育成を図ります。

《市町の地域コミュニティ推進の支援》

- 市町が実施する次世代育成支援に関する地域コミュニティの育成や活動の活性化を図る事業を支援します。

地域における子育て支援の充実数値目標一覧

	目標項目	平成 20 年度末 最新値	目標年次	目標水準
1	地域子育て支援センター設置か所数	49 か所	平成 26 年度	60 か所
2	つどいの広場設置か所数	11 か所	平成 26 年度	16 か所
3	ファミリー・サポート・センター設置か所数（再掲）	4 か所	平成 26 年度	7 か所
4	一時預かり事業実施か所数（再掲）	76 か所	平成 26 年度	85 か所
5	病児・病後児保育実施か所数（再掲）	12 か所	平成 26 年度	24 か所
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）実施市町数	12 市町	平成 26 年度	14 市町
7	子育て支援活動を実施している幼稚園の割合	94.8%	平成 22 年度	100%
8	放課後児童クラブ設置か所数（再掲）	183 か所	平成 26 年度	205 か所
9	みんな子育て応援団参加施設数	722 か所	平成 26 年度	900 か所
10	登録子育てボランティア活用団体数	—	平成 26 年度	15 団体（累計）
11	子育てボランティア等スキルアップ研修派遣者数	—	平成 26 年度	100 人（累計）

2 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

【施策の方向性】

道路交通環境や公共施設など生活環境において、広く子育てバリアフリーを推進するとともに、子育て家庭に配慮した快適でゆとりのある住宅環境や、子どもが安心して集い遊べる場、自然とふれあえる場などの整備を進めます。

さらに、地域社会と連携し、子どもの安全を確保するための活動を推進するとともに、子どもを取り巻く有害環境の浄化に努めていきます。

(1) 子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり

① バリアフリー化など安全でゆとりある道路交通環境の整備

- 子育て家庭が安心して外出できるよう、生活道路の整備を進めるとともに、バイパス道路の整備などにより、生活道路から大型車両などの通過交通を排除します。
- 子どもや子育て家庭が安心して外出できる道路空間を確保するため、自転車やベビーカーなどが通りやすい、幅が広く、段差のない、安全な自転車歩行者道の整備を推進するとともに、電線類の地中化、道路照明灯の設置など、ゆとりある道路環境の整備を図ります。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、公共交通機関における車両等のバリアフリー化を推進するほか、バリアフリー対応型信号機の整備や道路標識・標示の高輝度化を図ります。
- 歩行者・自転車事故密度の高い人口集中地区を「あんしん歩行エリア」として指定し、信号灯器のLED化や道路標識・標示の高輝度化等、生活道路における交通安全施設等の整備に努めます。
- 関係機関が連携して、通学路の交通安全点検を子どもの視点に立って行うことにより、緊急性や設置の効果等を勘案して、より必要性の高いものから交通規制や交通安全施設の整備に努めます。
- 妊婦等に配慮した道路上の駐車場所の確保等について検討します。
- 子育て家庭が車で安心して外出できる環境を整備するため、休憩所やトイレなどの機能を備えた「道の駅」の整備を図ります。

② 公共的施設などにおける子育てバリアフリーの推進

- 「香川県福祉のまちづくり条例」に基づき、多数の者の利用に供する公共的施設などについて円滑で安全に利用できるような整備を進めるなど、妊婦、子どもおよび子ども連れをはじめ誰もが安心して外出し、積極的に社会参加できるようなユニバーサ

ルデザインによるまちづくりを推進します。

- 子ども連れでも安心して外出し、積極的に社会参加できる環境づくりを進めるため、駅、劇場、美術館、博物館、デパートなど、公共性の高い施設への授乳室や妊婦用駐車場などの整備を促進します。

妊婦さんラクラク駐車支援事業

マタニティマーク

県内の大型店舗や公共施設などの、妊婦さんが利用しやすい場所に妊婦優先駐車場等（マタニティマークや妊婦さんを表すマークを表示）の設置への普及啓発を行います。



- 都市公園、河川空間、海岸保全施設において、妊婦、子どもおよび子ども連れが安心して楽しめ、自然とふれあえるよう、公園における段差の解消等や河川空間や海岸保全施設のバリアフリー化を推進します。

③ 子育てバリアフリーの意識啓発等の推進

- 障害児（者）ガイドヘルプボランティアの活動促進や周囲に思いやりの心を持った行動を促す意識啓発を行い、心のバリアフリーの推進に努めます。
- 乳幼児を持つ親などを対象とした講座や研修会、イベントなどを開催する場合には、必要に応じて臨時の託児室の設置を促進するなど、子ども連れでも参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) ゆとりとうるおいのある生活環境の整備

① 子育て世帯に対する良質な公営住宅などの供給

- 子育て家庭がゆとりとうるおいのある住生活を送ることができるよう、質の高い公営住宅などの整備を行います。
- 既設の公営住宅の住戸改善事業等を計画的に進め、子育て家庭の住環境の整備を図ります。
- 住宅困窮度の高い母子世帯等が、公営住宅へ優先的に入居できるよう配慮します。
- 子どもの健康への影響を考慮し、シックハウス対策として、建替えを行う市町営住宅では空気中のホルムアルデヒドなどの濃度測定を行い、基準値以下であることを確認します。
- 数世代にわたって住み続けられるよう、十分な耐久性や可変性などを有し、各種の優遇税制も設けられている「長期優良住宅」の普及を図り、質の高い民間住宅の建設を促進します。

② 都市部における住宅、宅地供給の促進

- 道路や公園などの公共施設を一体的に整備し、子育て家庭が安全で快適な生活を送ることができる住環境の整備や宅地の供給を促進します。
- 都市部などで特に住宅や宅地の供給を促進する必要がある地域において、市街地再開発事業や、住宅市街地基盤整備事業などを活用して、都市生活に見合った良好な住宅や公共施設などの住環境の整備を促進します。

③ 子どもが安心して集い遊べる場の確保

《児童館の整備促進と活動の充実》

- 児童に健全な遊びや体験活動の場を提供して、子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子ども会や母親クラブ等の地域組織などの活動のほか、放課後児童の健全育成の場となる児童館の整備を地域の実情に応じて促進します。
- 子どもの視点に立った魅力あふれる事業や継続性、発展性のあるプログラムを展開するとともに、休日開館など、地域の実情に即した運営体制の整備を促進することにより、児童館活動の充実を図ります。

《公園などの身近な遊び場の整備促進》

- 広場、空き地、企業などが管理するグラウンドや遊休地などの定期的、計画的な整備や開放を行うことにより、子どもが安心して遊べる魅力的な遊び場の確保を促進します。
- 子どもや家族がともに利用できる安全な遊び場を確保するとともに、子育て家庭の快適な生活環境の創造に向けて、身近な街区公園、近隣公園などの整備を促進します。

-
- 子どもの遊びや活動の場として、公民館などの社会教育施設や集会所、スポーツ施設などの身近な施設の活用を促進し、子どもの健全育成を推進します。

《さぬきこどもの国（大型児童館）の運営等の充実》

- 児童の健全育成の中核的役割を果たすさぬきこどもの国については、老朽化等による施設のリニューアル化を図りながら、施設の持つ機能や人材を活用して、子どもに健全な遊びや創造的活動の場を提供します。

④ うるおいとやすらぎに満ちた快適な環境の創造

《水や緑のあるうるおいある空間の整備》

- 身近な緑を保全するとともに、学校などの公共施設の緑化を図り、子どもの成長に望ましい、うるおいのある環境の整備を推進します。
- 市街地の開発など、都市の基盤整備については、アメニティに配慮するとともに、公園や緑地などを整備することにより、子育て家庭がゆとりのある快適な生活を送ることができるよう努めます。
- 子どもや子育て家庭が豊かな自然とふれあうことができるよう、自然公園の適正管理や、園地、休憩所、遊歩道などの利用施設の整備を図ります。
- 子どもが森林の中で遊び、自然観察など、森林や生態系に関するさまざまな体験学習ができる場として、森林公園の整備充実を図ります。
- ため池、水路、河川、海岸などが有する水や緑豊かな空間を活用して、多自然川づくりや親水性のある河原づくり、親水護岸、遊歩道、広場等の整備や砂浜の復元などを行い、うるおいとやすらぎのある水辺空間の創出に努めます。

《広域的な公園の整備》

- 「人間との語らい、自然・宇宙とのふれあい」をテーマに、子どもから大人まで、四季を通じて多様なレクリエーション活動や文化活動が行える広域的拠点となる国営讃岐まんのう公園は、平成 24 年度末までに整備を概成させ、公園全域が全面開園します。

《自然環境の保全》

- 子どもの成長や子育てにとって大切な本県の豊かな自然環境の保全に努めるとともに、生物の多様性を確保するため、希少野生生物の保護管理を実施し、人と自然との共生を目指します。

(3) 子どもの安全を確保するための活動の推進

① 安全・安心まちづくりの推進

- 子どもが性犯罪や誘拐、声かけ事案等の被害に遭わないようにするため、通学路や公園等における防犯灯、防犯ベル等の防犯設備の整備のほか、公共施設や住宅の構造・設備について、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことにより、犯罪の被害に遭いにくい安全で安心なまちづくりを推進します。
- 学校周辺や通学路等において見守り活動や「子ども110番の家（子どもSOS）」活動等を行うPTA等の学校関係者や地域住民、ボランティア、社会貢献事業者等に対して、不審者情報や活動に必要なパトロール資機材の提供等を行うとともに、警察との合同パトロールを実施するなど、支援や連携を推進します。
- 子どもが被害者となる犯罪の防止のため、各種広報誌、ホームページ、ファックスネットワーク等を活用し、子どもに対する声かけ事案等の発生状況、危険箇所等に関する情報を学校、PTA等に積極的に提供し、住民の自主防犯行動を促進するとともに、学校等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導を推進します。

② 被害に遭った子どもの保護の推進

《少年相談体制の整備》

- 少年サポートセンターを中核とした被害児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言等を強化するとともに、児童相談所等関係機関の相談窓口との連携強化を図ります。さらに、香川県学校・警察相互連絡制度の充実を図り、学校との連携によるきめ細かな支援に努めます。
- カウンセリングの専門家としての少年補導職員に対して、専門研修機関における研修を受講させるなどカウンセリングの知識、技能の向上を図ります。

《親子カウンセリングアドバイザー制度の充実》

- 臨床心理士、精神科医等によるカウンセリングアドバイザーの助言により、少年補導職員の継続指導の高度化を図ります。

《被害者対策の推進》

- 犯罪被害の児童に対しては、犯罪被害者支援部門と密接な連携を図り、被害児童の早期立ち直り支援を実施します。
- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた少年の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など、学校等関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

③ 子どもの事故防止対策の推進

- 子ども会や母親クラブなどの児童健全育成活動組織や民生委員・児童委員、主任児童委員などの協力のもと、地域の遊び場や遊具の安全点検、遊具の適正使用の指導を行うなど、子どもの事故防止活動を促進します。

-
- 保育所、幼稚園、学校において、施設内、通園通学路の安全点検や子どもに対する安全教育を実施するとともに、事故防止について、家庭や地域社会に対する普及啓発に努め、子どもが安全な生活を送ることができる力を育成します。
 - P T A、子ども会、母親クラブなど地域における児童健全育成活動団体の指導者を対象に、子どもの事故防止に関する知識の普及や救急救命法などに関する学習機会の提供に努めます。

④ 子どもの交通安全対策の推進

- 県民総ぐるみでの交通安全運動を推進し、交通安全意識の啓発を図るとともに、交通安全教育指導者や交通安全組織の育成強化、交通安全対策に関する調査研究を推進します。
- 保育所、幼稚園、学校において、「交通安全教育指針」に基づく、視聴覚に訴える教育手法等を取り入れ、「思いやり」・「譲り合い」精神の醸成に重点をおいた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、歩行者や自転車利用者として基本的な交通ルールや交通マナーの向上に努めるとともに、関係機関・団体はもとより家庭や地域社会とも連携を図りながら、心身の発達段階に応じて子どもと保護者に、道路における危険予測、危険回避の能力を高めることを目的とした交通安全教育を推進します。
- 関係機関・団体と連携した参加・体験型教室の積極的な推進により、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について啓発を推進するとともに、指導者の育成を目的とした幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、市町におけるチャイルドシートのレンタル等普及活動の支援を強化することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりに努めます。
- 小さな子どもを育てる保護者の意見を取上げ開発・導入された幼児2人同乗用自転車及び乗車時の安全を確保するための乗車用ヘルメットの普及啓発を推進するほか、市町における幼児2人同乗用自転車のレンタル及び補助金助成等による具体的普及活動を促進します。

重点推進施策3**(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進**

専門的な相談体制の強化、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークを充実させ、子どもの非行防止を推進するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

① 子どもの非行防止と社会環境の浄化

- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」、「香川県青少年保護育成条例」の効果的な運用を図り、青少年の健全育成に有害となる広告物や営業等の規制を行ったり、パソコンや携帯電話などのメディアを介する有害情報への対策を講じるほか、青少年育成関係者や関係機関、民間業者との意見交換を行い、それぞれの立場から青少年の健全育成に有害な社会環境の浄化に努めます。
- 年間を通じて非行防止に関する広報啓発活動を行うほか、特に子どもが非行に走りやすい夏休み期間を中心に青少年非行防止県民運動を展開し、青少年の非行防止に対する県民の理解と関心を高めます。
- 非行の原因を究明し、非行の防止の実効を期すため、カウンセリングアドバイザーによる親子カウンセリングの実施、カウンセリング結果に基づく継続指導の実施等、少年サポートセンターの拡充と相談活動の充実を図ります。(再掲)
- 地域における非行防止活動の中核機関である少年育成センターや、学校、警察等関係機関・団体との連携を密にして、非行防止活動および環境浄化活動の推進に努めます。
- 毎月 25 日の「県下一斉の街頭補導強化日」の実施等により、警察、学校等の関係機関、少年警察ボランティアとの協働による街頭補導活動を強化するとともに、少年警察ボランティア等への支援を充実させ、地域ぐるみの非行防止・環境浄化を推進します。
- 警察本部、教育委員会、知事部局等で構成する「児童生徒健全育成等連絡協議会」や「香川県学校・警察相互連絡制度」の活用により、学校と警察の連携を一層強化し、児童生徒の健全育成活動を推進します。
- 各学校単位に構築されている学校、警察、保護司、民生委員・児童委員や主任児童委員等からなるネットワークの連携により、児童生徒の健全育成を支援します。
- 警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、学校等での薬物乱用防止教室や非行防止教室の開催、暴走族その他の非行集団への加入防止および離脱促進などの児童生徒

.....

の健全育成活動を推進します。

- 香川県交通安全県民会議「暴走族対策部会」を中心に、関係機関・団体と連携し、暴走族をさせない環境づくりと暴走族を許さない世論づくりの促進を図ります。
- 平成 15 年に施行された「香川県暴走族等の追放に関する条例」の効果的な運用を図るとともに、悪質な違反に対する交通取締りの強化により、暴走族等のいないまちづくりを推進し、県民生活の安全と平穩の確保および少年の健全な育成を図ります。

《インターネットにおける有害情報対策》

- 警察本部、教育委員会、知事部局が連携し、児童生徒が安心・安全にインターネットを利用できるよう、情報モラルに関する指導や啓発活動に取り組みます。
- 県PTA連絡協議会との緊密な連携の下、保護者対象の学習会等への講師派遣、保護者の自主的な啓発活動のための指導者養成及び保護者の啓発活動などを通して、携帯電話やインターネットによる青少年の有害情報対策に関する保護者啓発を効果的に推進します。
- 携帯電話やインターネットによるいじめや有害情報から子どもを守るため、すべての学校でケータイ安全教室を実施するとともに、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

② 地域の健全育成づくりの推進

- 青少年がのびのびと心豊かに育つ環境を整え、健全な成長を図るため、「青少年は、地域社会から育む」という視点に立ち、学校、警察、少年育成センターなどの関係諸機関、地域住民、民間ボランティアなども含め、相互に開かれた地域ぐるみの体制づくりを推進します。
- 少年警察ボランティア等の活動の活性化を図り、地域における少年の社会参加活動、居場所づくりの活動を支援していきます。

子育て家庭にやさしい生活環境の整備数値目標一覧

	目標項目	平成 20 年度末 最新値	目標年次	目標水準
12	子育て世帯の誘導居住面積水準 達成率	52% (平成 15 年)	平成 27 年	60%
13	歩車道の分離	712.8km (平成 19 年度末)	平成 22 年度	744km
14	歩道のバリアフリー化 (平成 13 年度からの累計)	21.1 km	平成 22 年度	24 km
15	低床バスの導入率	33.7%	平成 22 年度	30%
16	特定経路における信号機のバリ アフリー化率	高松市 87.8% 丸亀市 92.6%	平成 22 年度	100% 他地域への展開 を目指す
17	あんしん歩行エリア内の死傷事 故数 (年kmあたりの件数)	—	平成 24 年度末	指定エリア内の 歩行者・自転車 事故件数を減少
18	都市公園(住区基幹公園)整備数	257 か所	平成 26 年度	266 か所
19	河川環境の整備 (高水敷整備面積)	55.06ha	平成 26 年度	57.60ha
	河川環境の整備 (低水護岸整備延長)	11,898m	平成 26 年度	14,940m
20	ため池・水路を活用した水辺空 間創出地区数	81 地区	平成 26 年度	86 地区
21	国営讃岐まんのう公園の整備 (供用面積)	157.7ha	平成 24 年度	350.0ha
22	チャイルドシート使用率の全国 順位	全国ベスト 8 位 (平成 21 年 3 月)	平成 26 年度	全国ベスト 1 位
23	子育てバリアフリー化施設のか 所数	—	平成 26 年度	100 か所

第4 各 論

Ⅱ 安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり

＜施策の体系＞

施策の方向	具 体 的 施 策
1 すこやか親子支援の推進	(1)安心できる母子保健医療体制の充実
	(2)妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援
	(3)子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進 重点推進施策 4
2 仕事と生活の両立支援	(1)多様な働き方の実現と働き方の見直し
	(2)育児休業を取得しやすい環境の整備
	(3)働きながら子育てをしやすい環境の整備 重点推進施策 5
	(4)就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実 重点推進施策 6
3 子育てに伴う経済的負担の軽減	(1)子育て費用に対する社会的支援 重点推進施策 7
	(2)保育料や教育費の負担軽減

1 すこやか親子支援の推進

【施策の方向性】

安心できる母子保健医療体制の充実や総合的な周産期医療体制の整備を図るとともに、不妊に関する相談や治療対策を推進する必要があります。

また、子どもの食に関わる地域の関係者のネットワークなどによる子どもの食育の推進、さらに、子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療や子どもを健やかに育てるための健康づくりを推進します。

(1) 安心できる母子保健医療体制の充実

① 母子保健医療に関する知識等の普及啓発

- 妊産婦やその配偶者などに対する育児教室や各種相談指導の場を活用して、母子保健に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、母子保健施策についての情報提供に努めます。
- 入院治療の必要な未熟児に対する養育医療や身体に障害のある児童に対する育成医療、特定の慢性疾患に対する医療などの給付を行い、早期治療や障害の軽減に努めるとともに、小児医療に対する公費負担制度についての情報提供に努めます。

② 妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの充実

- 母体や胎児の健康確保を図るために、早期の妊娠届出を推進するとともに、妊婦健康診査等による母子の健康管理の充実や、ハイリスク妊産婦への適切な保健指導に努めます。
- 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業等の訪問活動などを促進し、これらの機会を通して、異常の早期発見や早期対応及び育児不安のある母親等への支援を行います。
- 未熟児や障害児、長期療養を必要とする慢性疾患児などの療育支援のため、医療機関と地域保健関係機関との連携強化、及び療育支援体制の充実を図ります。
- 母子相互作用を高める効果があり、新生児・乳児の発育のために必要な栄養素や免疫物質が多く含まれている母乳栄養の推進を図ります。
- 妊娠中の喫煙や飲酒が妊産婦や胎児に大きな影響を与えることから、その啓発に努めるとともに、妊婦やその家族を対象とした保健相談や保健指導の強化に努めます。
- 母親や乳幼児への適切な保健指導が提供できるよう、保健・福祉・医療分野における母子保健関係者に対して、資質向上のための専門研修を行います。

③ 市町母子保健事業との連携

- 市町において、妊産婦、乳幼児に対する健康診査、訪問指導などの母子保健事業が円滑に実施され、母子保健サービスの適正な水準が確保されるよう、適切な支援を行います。
- 母子保健推進員や愛育班等の関係機関と連携協力して、母子保健事業の推進に努めます。
- 市町及び保健所における母子保健事業の連携を強化するとともに、保健所の広域的機能の強化に努めます。

④ 小児救急医療体制の整備

- 在宅当番医および病院群輪番制病院等を支援する小児の二次救急医療の充実を促進する観点から、県内5つの二次医療圏ごとに毎夜間小児科医の当直を確保するとともに、夜間の急な病気などについて小児科医や看護師等が適切な指導・助言を行う電話相談体制のさらなる整備を図るなど、情報提供・相談体制の整備充実に努めます。

⑤ 生涯を通じた女性の健康支援体制の推進

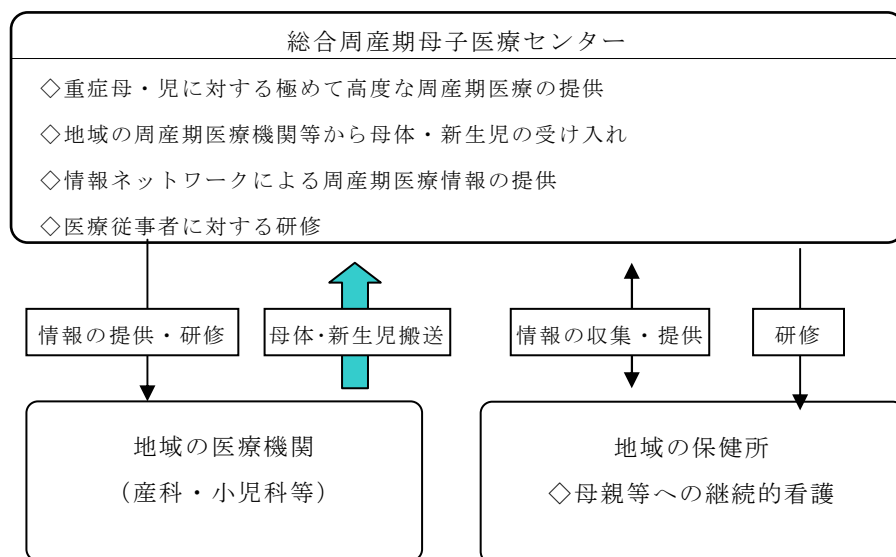
- 思春期から更年期までのライフステージに応じ、女性が的確に自己管理を行うことができるよう、女性の健康支援に関する専門的知識を有する医師、保健師、助産師等による健康相談や健康教育の充実に努めます。

(2) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援

① 総合的な周産期医療体制の整備

- 母体が危険な妊産婦や低出生体重児に高度な周産期医療を提供するため、既存の周産期医療情報システムによる空床情報等の提供及び2か所の総合周産期母子医療センターや地域の医療機関の新生児集中治療管理室（NICU）を有効に活用するとともに、今後の本県における周産期医療体制についてさらなる検討を行います。
- 総合周産期母子医療センターにおいて、地域の医療機関の医師、助産師、看護師等に対し、周産期医療に必要な専門的・基礎的知識、技術等を習得させるための研修を行います。
- リスク要因を持っている妊産婦等に対する身体的・精神的支援が重要であることから、周産期医療機関等と連携して、保健師等の訪問指導による未熟児等への早期支援や母親へのサポートに努めるなど、継続的な看護体制の充実を図ります。

【 周産期医療体制イメージ図 】



② 安全で快適な環境での妊娠・出産の普及

- 安全で快適な環境により、妊娠・出産に満足することが、その後の子育てを楽しむことにつながることから、出産前準備教育や相談の機会を提供し、満足できる妊娠・出産について普及啓発を図ります。

③ 不妊相談・治療対策の推進

- 不妊で悩む夫婦等に対し、不妊相談センターにおいて専門的知識を有する医師、保健師等により相談指導を行うとともに、不妊治療に関するパンフレットの配布など、適切な情報の提供に努めます。

- 不妊相談に従事する医師、保健師、助産師等に対し、不妊に関する専門的知識・技術等に関する研修の充実を図ります。
- 特定不妊治療費の一部を助成することにより、子どもを持とうとする夫婦の経済的負担の軽減を図ります。（再掲）

第1

第2

第3

第4

第5

資料

重点推進施策4

(3) 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

子どもの食に関わる地域の関係者のネットワークなどによる子どもの食育の推進、さらに、子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療や子どもを健やかに育てる健康づくりを推進します。

① 親子の健康の増進と体力づくりの推進

- 県民の自主的な健康づくりを推進するため、「健やか香川21ヘルスプラン」に基づき、子どもから大人までの各ライフステージに応じた正しい生活習慣や食習慣の形成、健康づくりのための日常的な運動の実践など、家族そろって健康の増進や体力づくりに取り組む活動の促進に努めます。
- 乳幼児期からの正しい生活習慣や食習慣を身につけるため、子どもと親に対する健康教育や健康づくりに関する情報提供などに努め、健康意識の普及啓発を図ります。
- 母子保健に関する知識の普及を図るため、愛育班活動など地域に密着した活動を支援します。
- 情緒不安定や自閉傾向のある子どもを対象に、心身の健全な発育や運動機能の発達を促すための親子の運動教室（かるがも教室）を開催します。
- 親子が気軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動の機会と場を提供することにより、運動や遊びの重要性に対する理解を深め、健康・体力づくりが推進されるよう努めます。
- 学校教育の中で、子どもの体力の向上を図るとともに、心や体の健康に関する正しい知識や実践的な能力を身につけさせるなど、健康教育の充実を図ります。

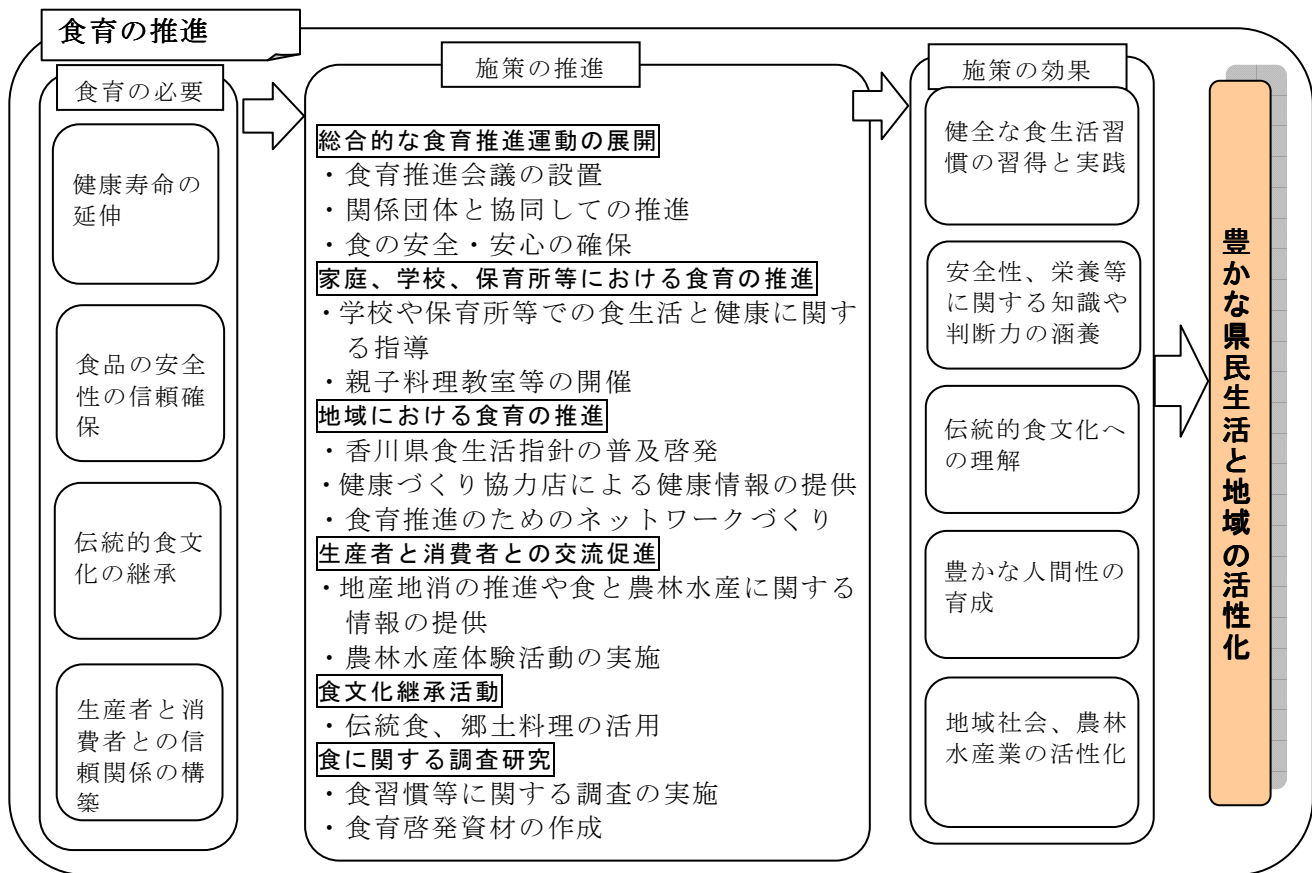
② 食育の推進

《親と子どもに対する食育の推進》

- 子どもの心と体の健やかな成長のため、「健やか香川21ヘルスプラン」に基づき、香川県食生活指針の普及啓発などを通して、子どもの成育段階に応じたバランスのとれた食生活を推進し、生涯を通じた健康の基礎となる豊かな食の体験を増やすとともに、適正な食習慣の定着を図ります。
- 近年増加しているアレルギー性疾患や肥満をはじめとした生活習慣病などの子どもに対し、症状に合わせた適切な保健指導を行うとともに、予防を含めた健康づくりに役立つ食生活の普及定着や実践をめざして、親と子がともに食について考えることのできる機会の提供に努めます。
- 学校や保育所において、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、子どもの発達段階に応じた食育を推進し、子どもの心身の発育・発達や健康の保持増進に努めるとともに、生涯にわたって健康で生き生きした生活を送るための自己の健康管理

能力を育てます。

- 地域における子どもの食に関わる人々や関係機関・団体で食育に係るネットワークをつくり、家庭と連携を図ります。また、学校と家庭、地域が連携を図りながら、朝食の欠食や孤食などの食習慣の乱れ、小児期からの肥満、思春期やせ症などの健康問題の改善に努めます。
- 食生活改善推進員や地域の自主的活動グループなどと連携を図り、地域における食育の実践活動を進めます。
- 食育指導に関わる啓発資料などを作成し、関係機関に配布するとともに、食育に関わる情報収集および調査研究を行い、広く効果的な情報提供に努めます。



《地産地消を通じた食育の推進》

- 生産・流通・消費、教育、健康等の食に関する関係者が連携して、食育に関する情報発信やイベント開催などを積極的に展開します。
 - 食の指導に関する教材として学校給食の活用や農業体験などの活用を図り、食に関する適切な判断力を養うとともに、農林水産業や伝統的な食文化、環境と調和した食料の生産・消費等への理解を促進します。
- ③ 子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療の推進
- 先天性代謝異常検査を実施し、早期に治療が行えるよう、医療機関等との連携を図

ります。また、小児慢性特定疾患治療研究事業を推進します。

- 1歳6ヶ月児・3歳児健康診査などの乳幼児健診により、身体的・精神的な疾病の早期発見・早期治療を推進します。
- 乳幼児がかかりやすい病気や起こしやすい事故について、心肺蘇生などの応急手当や、家庭における看護の知識や技術の普及を図ります。
- 乳幼児期の窒息、溺水、転落、転倒などの不慮の事故を防止するため、保護者に対する啓発活動に努めます。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防に関して、保護者をはじめ、保健・医療・福祉関係機関への正しい知識の普及啓発に努めます。
- 医療機関や市町などと連携して、予防接種を進めることにより、子どもの疾病の予防を図るとともに、予防接種に関する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 予防接種に関する適切な情報の提供を進め、接種率の向上を図ります。
- 学校における健康診断の結果や教職員による子どもの日常の健康観察などにより、児童生徒の健康状態を把握し、疾病の予防や早期発見に努めます。
- 学校医、保健所、保護者などと連携した学校保健の取り組みを推進するため、学校保健委員会の活動の促進に努めます。

④ 歯科保健対策の推進

- 「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の普及啓発などにより、家庭や地域において、子どもや大人の歯と口の健康づくりに努めます。また、1歳6か月児および3歳児に対する歯科健康診査時にう蝕予防や口腔の健全な発育・発達に関する保健指導の充実を図ります。
- 歯の質的強化や抗う蝕性の獲得が立証されているフッ化物を利用したう蝕予防の普及啓発に努めるとともに、う蝕予防対策として、幼児・児童等に対しフッ化物応用（フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤等）の推進を図ります。

すこやか親子支援の推進数値目標一覧

	目標項目		平成 20 年度末 最新値	目標年次	目標水準
24	乳児死亡率（出生千対）		過去 3 年間（平成 18～20 年）の平均値：2.3 前年（平成 19 年）の全国死亡率：2.6（暦年）	平成 26 年度	過去 3 年間（平成 24～26 年）の平均値が前年（平成 25 年）の全国死亡率より下回る水準
	周産期死亡率（出産千対）		過去 3 年間（平成 18～20 年）の平均値：4.2 前年（平成 19 年）の全国死亡率：4.5（暦年）	平成 26 年度	過去 3 年間（平成 24～26 年）の平均値が前年（平成 25 年）の全国死亡率より下回る水準
25	1 歳 6 か月児健康診査受診率		92.9%	平成 26 年度	受診率の向上
	3 歳児健康診査受診率		88.4%	平成 26 年度	受診率の向上
26	総合周産期母子医療センター		2 病院	平成 26 年度	現状維持
27	食育ネットワーク設置数	保健所	4	平成 22 年度	現状維持
		市 町	1 町	平成 22 年度	全市町
28	・不慮の事故による乳児（0 歳）平均死亡率（出生 10 万対）		過去 3 年間（平成 17～19 年）の平均値：23.0 前年（平成 18 年）の全国死亡率：11.7（暦年）	平成 26 年度	過去 3 年間（平成 24～26 年）の平均値が前年（平成 25 年）の全国死亡率より下回る水準
	・不慮の事故による幼児（1～4 歳）平均死亡率（1～4 歳の人口 10 万対）		過去 3 年間（平成 17～19 年）の平均値：5.6 前年（平成 18 年）の全国死亡率：4.2（暦年）	平成 26 年度	過去 3 年間（平成 24～26 年）の平均値が前年（平成 25 年）の全国死亡率より下回る水準
	・乳幼児突然死症候群（SIDS）による乳幼児死亡数（過去 5 年間累計）		平成 15～19 年累計：2	平成 26 年度	計画期間中減少傾向
29	麻しん定期予防接種率（第 1 期：1 歳）		92.9%	平成 26 年度	95.0%
30	麻しん定期予防接種率（第 2 期：小学校入学前 1 年）		93.2%	平成 26 年度	95.0%
31	3 歳児のう歯罹患率		32.7%	平成 24 年度	20%未満

第 1

第 2

第 3

第 4

第 5

資料

2 仕事と生活の両立支援

【施策の方向性】

仕事と生活の両立を推進していくため、働きながら子育てしやすい環境の整備に努め、育児休業制度の普及定着など雇用環境の整備を図るとともに、働き方の見直しを社会全体で進めていきます。

多様化する保育ニーズや潜在的な保育ニーズを踏まえ、支援を必要とするすべての子育て家庭が必要な保育サービスを受けられるよう、地域の実情に応じた施策を推進します。

(1) 多様な働き方の実現と働き方の見直し

① 多様な働き方の実現と働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と生活を対立の関係としてとらえるのではなく、生活が充実することで仕事への意欲が高まる相乗効果のある関係として認識することが重要です。すべての人が今までの働き方を見直し、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を実現できるよう、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識など、働きやすい環境づくりを阻害する職場における慣行その他の諸要因の解消に向け、国や関係機関等と連携を図りながら、ワーク・ライフ・バランスの推進、啓発に努めます。

- ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを派遣し、従業員数 100 人以下の中小企業に対して、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を働きかけることにより、労働者が働きやすい雇用環境の整備を行う事業主の取組みを促進します。
- 特に、子育て期には、仕事と子育てを両立できるよう、育児休業、短時間勤務や子どもの看護休暇制度などの導入や利用の促進に努めるとともに、子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業の表彰など、積極的な取組みを行う企業を奨励することにより、働きやすい職場環境づくりに向けた気運を醸成します。
- ワーク・ライフ・バランスを県民に周知するため、各市町を巡回し、ワーク・ライフ・バランスに取り組む県内企業を紹介する「みんなでワーク・ライフ・バランスを考えよう」パネル展を実施します。

- 「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男性を含めたすべての人が、仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方を選択でき、家庭生活や地域社会に一層関わるができるよう、さまざまな媒体を活用した広報や啓発活動等を通して、家事や育児に対する男女共同参画意識の普及啓発を行います。
- 農林水産業は、生活と生産の場が一緒になりがちで労働時間や休日等が曖昧になりやすい傾向があります。固定的性別役割分担意識の是正や家族経営協定の推進により、就業条件や家事・育児を含めた役割分担を整備するとともに、企業的な経営へ発展するよう推進します。

(2) 育児休業を取得しやすい環境の整備

① 育児休業を取得しやすい環境の整備

- 経営者や管理職を含めた職場の意識改革を促し、男性が育児休業を取得し、育児に参加できる環境の整備に努めます。
- 育児休業制度の定着を図るため、制度の趣旨や内容についてホームページ等による広報啓発を行い、育児休業制度の周知啓発に努めます。
- 子育て家庭が子どもとふれあう時間を十分確保できるよう、育児中の時間外労働の制限や深夜業の免除などについて、周知啓発を図ります。
- 育児休業を取得した労働者が円滑に職場復帰できるよう、職場復帰の前後に講習等を実施する事業所に対する支援制度について、周知啓発に努めます。
- 育児休業の取得を促進するため、育児休業給付金制度等の経済的な支援制度について、周知啓発に努めます。

重点推進施策⑤

(3) 働きながら子育てをしやすい環境の整備

一般事業主行動計画策定企業からの申請に基づき、子育て行動計画策定企業認証マークを交付するとともに、労働時間の短縮等の就業条件の整備と労働福祉の充実など、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する企業をカエルチャレンジ企業として登録し、周知啓発します。

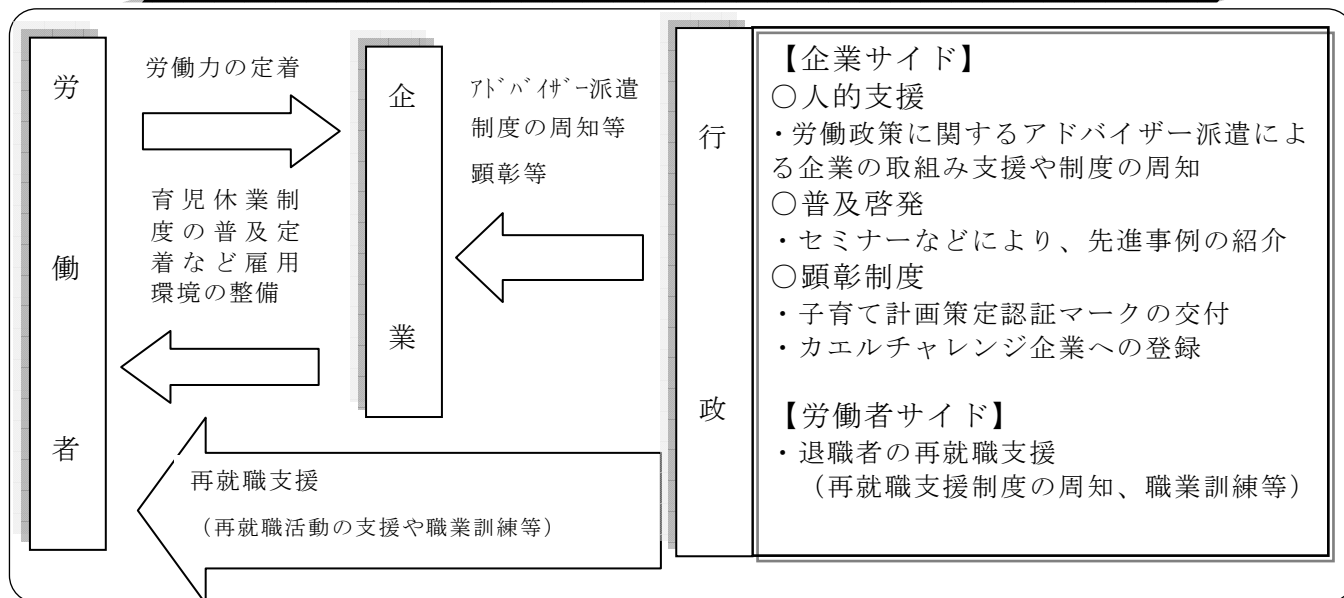


子育て行動計画策定企業認証マーク



カエルチャレンジ企業

働きながら子育てをしやすいかがわづくりの推進



① 雇用環境の整備

- 労働基準法や男女雇用機会均等法による妊娠中や出産後の母性保護規定等の周知を図り、母性保護や母性健康管理の適切な実施等に努めます。

- 男女の固定的な役割分担意識を見直し、男女がそれぞれの役割を積極的に果たしながら充実した職業生活を営むことができるよう、育児休業等を取得しやすい雇用環境の整備を促進します。
- ② 事業主の取組みの促進
 - 仕事と育児・介護を両立するための制度の一層の定着促進を図るとともに、労働時間の短縮等の就業条件の整備と労働福祉の充実など、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する企業を支援します。
- ③ 子育てのために退職した者の再就職支援等
 - 出産や育児などを理由に退職した者の再就職の機会を確保するため、事業主に対する再雇用制度の普及啓発に努めるとともに、再就職希望者への支援制度の周知を図ります。
 - 再就職を希望する退職者等に対して、公共職業能力開発施設での職業訓練の実施により、職業能力の開発を支援します。
 - 育児中の求職者が安心して求職活動ができるよう、保育所の受入体制の充実を図るとともに、求職中も一時預かり事業など保育所の利用ができることについて、周知に努めます。

重点推進施策**6**

(4) 就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実

待機児童の解消に取り組むとともに、就労形態の多様化等に対応した保育サービスや放課後児童の健全育成の充実に努めます。

① 待機児童の解消と就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実

《待機児童の解消》

- 核家族化の進行や共働き家庭の一般化などに対応するため、地域の保育ニーズに応じた保育所の入所定員の見直しや計画的な施設整備を促進するなど保育サービスの拡充に努めるとともに、入所定員の弾力的運用や設置認可の規制緩和を踏まえた民間活力の活用、地域の実情に応じた、学校の余裕教室の活用や分園方式の導入、広域的な入所調整などにより、引き続き待機児童の解消に努めます。

《就労形態の多様化等に対応した保育サービスの充実》

- 保護者の就労形態の多様化等に伴い、地域の実情に応じて、保育時間の延長を行う延長保育や日曜、祝日等に保育を必要とする子どものための休日保育の促進に努めます。
- 保護者のパートタイム就労や疾病、出産、介護、冠婚葬祭などの理由、保護者の育児疲れ解消や地域社会活動、余暇活動の参加のために、一時的に保育が必要となる子どもに対応するため、一時預かり事業を促進します。(再掲)
- 病気回復期などで集団保育が困難な子どもを保育所や病院等に付設された施設において一時的に預かる病児・病後児保育を促進します。(再掲)
- 地域において、子育て支援を受けたい人と支援したい人が登録し、会員同士が相互に援助する活動を支援するファミリー・サポート・センターの設置促進に努めます。(再掲)

《保育内容の充実》

- 保育所において、家庭や地域と連携し、健康、安全で情緒の安定した生活ができる保育環境の充実に努めるとともに、子どもが自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達が図られるよう努めます。
- 保育所におけるサービスの質の向上や利用者の選択の利便に資するため、自己評価や福祉サービス第三者評価の実施を促進します。また、各保育所において苦情解決のための仕組みを設けて、利用者の権利を保護し、利用者への適切なサービスの確保を図るとともに、サービスの自主改善に努めるよう指導します。

《保育所の整備促進》

- 保育所の施設整備については、地域の保育ニーズを見極め、適正規模や適正配置に留意しながら、計画的な整備の促進に努めます。

《多様な保育サービス提供のための人材育成》

- 保育所が保護者の多様なニーズに的確に対応し、保育所保育指針等を踏まえた質の高い保育を提供できるよう、専門家や関係団体等が連携・協力して、保育士を対象とした体系的な研修を計画的に実施し、保育所におけるOJTを支援するなど研修体制の充実に努めるほか、指導監査や指導保育士による指導・助言などを通じて、保育士等の資質の向上を図ります。(再掲)

《保育に関する情報の提供》

- 子どもの個性や保護者の勤務条件などに合わせて保護者が保育所を選択するのに役立つよう、インターネットなどを活用して、保育サービスについての情報提供に努めます。

《認可外保育施設の指導監督および研修の充実》

- 子どもの安全と適正な処遇の確保を図るため、認可外保育施設の指導監督に努めます。また、その状況については、インターネットなどを活用して情報提供に努めます。
- 認可外保育施設における児童福祉の向上を図るため、施設設置者および保育従事者に対する研修の充実に努めます。

② 放課後児童の健全育成の充実**《放課後子どもプランの推進》**

- 放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保し、その健全な育成を図るため、昼間、保護者が就労等により家庭にいない就学児童の居場所となる放課後児童クラブと、地域の子どもの対象にさまざまな体験活動や地域の人との交流活動などを行う放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する放課後子どもプランを推進します。(再掲)

《放課後児童クラブの推進》

- 昼間、保護者が家庭にいない就学児童の健全育成を図るため、児童館、学校の余裕教室、既存の公共施設などの身近な施設を積極的に活用し、放課後児童クラブの設置を促進します。また、放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備の促進に努めます。(再掲)
- 放課後児童クラブの設置・活動状況について、インターネットなどによる情報の提供に努めるとともに、指導者に対する研修により、指導者の資質の向上を図るなど、活動内容の充実に努めます。(再掲)
- 開設時間の延長や障害児の受け入れ、学校の長期休業中の開設を促進するなど、放課後児童クラブの充実を図ります。(再掲)

《放課後子ども教室の推進》

- 心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むために、学校の余裕教室や公民館などを活用し、すべての子どもを対象とした、放課後や週末における安全・安心な子どもの居場所としての放課後子ども教室の設置を推進します。(再掲)
- 放課後子ども教室を実施する中で、子どもたちにさまざまな体験活動や地域の人との交流活動に取り組み、地域で子どもたちを育てられるよう努めます。(再掲)
- 放課後子ども教室のコーディネーターや指導員に対する研修を実施することにより、安全面の配慮や特別な支援を必要とする子どもの理解と接し方等、コーディネーターや指導員の資質向上を図ります。(再掲)
- 放課後子ども教室に関する活動状況等を新聞やパンフレットを通じて広報するとともに、事業報告書を作成するなど情報提供に努めます。(再掲)

仕事と生活の両立支援数値目標一覧

	目標項目		平成 20 年度末 最新値	目標年次	目標水準
32	一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数 100 人以下)		124 社	平成 22 年度	150 社
33	保育所入所待機 児童数	(年度当初)	0 人 (H21 年度)	平成 26 年度	現状維持
		(年度途中)	発生 (H21 年度)	平成 26 年度	できる限り解消
34	延長保育実施か所数		117 か所	平成 26 年度	139 か所
35	休日保育実施か所数		12 か所	平成 26 年度	15 か所
36	一時預かり事業実施か所数(再掲)		76 か所	平成 26 年度	85 か所
37	病児・病後児保育実施か所数(再掲)		12 か所	平成 26 年度	24 か所
38	ファミリー・サポート・センタ ー設置か所数(再掲)		4 か所	平成 26 年度	7 か所
39	放課後児童クラブ設置か所数(再 掲)		183 か所	平成 26 年度	205 か所

第1

第2

第3

第4

第5

資料

③ 子育てに伴う経済的負担の軽減

【施策の方向性】

少子化が進行し、子どもの数が減少していく中、子どもの教育費など子育てに係る費用は増大しており、子育てに伴う経済的負担感はますます大きくなっています。

このため、負担の公平性、施策の効果や適切な役割分担などを考慮しながら、子育て家庭に対する経済的負担の軽減に努めます。

重点推進施策⑦

(1) 子育て費用に対する社会的支援

県民の関心が高い子育てのための経済的負担の軽減について、国の動向を踏まえ、負担の公平性や適切な役割分担などを考慮しながら対応していきます。

① 経済的負担を軽減する手当制度等の充実

- 保育や教育など子育てに伴う経済的負担を軽減するための手当制度等の充実については、国の動向を踏まえ適切に対応していきます。
- 障害児を養育する保護者に支給される特別児童扶養手当制度を周知することにより、支援します。
- 重度の障害により日常生活で常時介護を必要とする障害児に支給される障害児福祉手当制度を周知することにより、支援します。

② 乳幼児医療費などの負担軽減

- 医療費の自己負担部分を公費で助成する乳幼児医療費支給制度（原則として県内医療機関では現物給付）により、乳幼児を持つ家庭の経済的負担の軽減に努めます。また、乳幼児医療費の負担軽減のための新たな措置について国に要望していきます。
- 医療費の自己負担部分を公費で助成する母子家庭等医療費支給制度や重度心身障害者等医療費支給制度により、ひとり親家庭の子どもや心身に障害のある子どもの健康の増進と生活の安定を支援します。

③ 公的資金貸付制度の活用

- 子育て中の勤労者家庭の教育費の負担軽減を図るため、教育資金など勤労者福祉資金融資制度における支援資金の充実に努めます。（再掲）
- 母子家庭の生活基盤の安定や子どもの高校、大学等への修学などを、母子福祉資金貸付制度の普及により支援します。

- 低所得世帯などの安定した生活や子どもの高校、大学等への修学などを、生活福祉資金貸付制度を周知することにより、支援します。

④ 不妊治療に係る助成

- 特定不妊治療費の一部を助成することにより、子どもを持とうとする夫婦の経済的負担の軽減を図ります。(再掲)

(2) 保育料や教育費の負担軽減

① 保育料などの負担軽減

- 子どもが幼稚園に入所している保護者の経済的負担の軽減と公私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図るため、幼稚園の入園料や保育料を減免する幼稚園就園奨励費補助制度の活用を促進するとともに、制度の充実を国に要望していきます。
- 多子世帯の保護者の経済的負担を軽減するため、第3子以降の保育所入所児童のうち、3歳未満児に対する保育料の軽減を図ります。

② 教育費の負担軽減

- 子どもの教育に係る経済的な負担を軽減するため、国の動向を踏まえながら各種制度の普及や活用に努めます。
- 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の教育に係る保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費の活用を促進するとともに、制度の充実を国に要望していきます。
- 経済的理由により就学が困難な小・中学校の児童生徒に対して、学用品、学校給食や医療などの費用について、市町が援助し国がその経費の一部を補助する要保護児童生徒援助費補助制度について、予算の増額を図るとともに補助単価の引き上げなどについて、国に要望していきます。
- 子育て中の勤労者子育て家庭の教育費の負担軽減を図るため、教育資金など勤労者福祉資金融資制度における支援資金の充実に努めます。(再掲)

③ 修学支援の充実

- 教育の機会均等に資するとともに、有為な人材の育成を図るため、経済的理由により修学することが困難な高校生に対する奨学金制度の充実を図ります。

④ 私立学校における教育費等の負担軽減

- 私立学校経常費補助などの助成を通じて、私立の幼稚園や中学校、高校に通う幼児・生徒の保護者の負担の軽減などを図ります。

第4 各 論

Ⅲ 子どもが健やかに育つかがわづくり

＜施策の体系＞

施策の方向	具 体 的 施 策
1 能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援	(1)確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進
	(2)家庭教育への支援の充実
	(3)地域の教育力の向上
	(4)若者の社会的・経済的自立の支援 重点推進施策 8
2 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進	(1)児童虐待防止対策の推進 重点推進施策 9
	(2)社会的養護体制の充実 重点推進施策 10
	(3)障害のある子どもやひとり親家庭の子どもに対する支援
	(4)子どもの権利の尊重

1 能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援

【施策の方向性】

確かな学力を育成し、一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育を推進するとともに、豊かな人間性や社会性、健康でたくましく生きるための資質を培う教育を進めます。また、社会や時代の要請に対応し、教育内容等の充実に努めるとともに、地域の要望や期待を的確に反映した特色ある学校づくりを進めるなど、家庭や地域社会と連携して、子どもたちの教育に取り組みます。

子どもが自立した個人として成長し、社会的・経済的にも自立できるよう支援するため、乳幼児とふれあう機会づくりや、父親の子育て意識の醸成を図るほか、職業観の育成や安定就労への支援を推進します。

(1) 確かな学力と豊かな人間性を育てる学校教育の推進

① 幼児教育の充実

- 幼稚園教育では、集団生活を通して、生きる力の基礎や基本的な生活習慣の形成を図るとともに、社会性、道徳性や思考力など豊かな人間性を育みます。
- 就学前教育と小学校教育の円滑な移行を図るため、幼稚園、保育所、小学校の教職員がお互いの教育内容についての理解を深め、連携を図った指導内容や指導方法を習得するための研修を実施します。

- 人格形成の基礎を培う幼稚園教育のより一層の充実を図るとともに、幼児期の教育に関する相談や情報提供、地域の実態や保護者の要請に応じた預かり保育の実施など子育て支援活動等を推進します。

- 各市町や幼稚園において、「香川県幼児教育振興プラン」の趣旨を踏まえ、それぞれの実情に応じた具体的な取組みを進めます。

② 心豊かでたくましい児童生徒の育成

- 21世紀に生きる子どもが、自ら考え判断し、主体的に行動できるとともに、思いやりの心や豊かな感性を持った心豊かでたくましい人間として成長するよう、子どものよさや可能性を生かし、一人ひとりの子どもの生きる力を育む教育に努めます。

- 教育活動を通して、確かな学力の育成に努めるとともに、体験的な学習や問題解決的な学習などの充実を図り、ボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動を積極的に取り入れ、児童生徒に豊かな人間性や社会性を育む教育を推進します。

- 学校が児童生徒にとって楽しく学び生き生きと活動できる場であるために、教職員が日頃から児童生徒との信頼関係を築き、正義感や思いやりの心が育まれるよう、個に応じた積極的な生徒指導を推進します。

③ 一人ひとりの能力や個性、創造性を伸ばす教育の推進

- 児童生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、バランスのとれた確かな学力を育成することにより、主体的に判断する生きる力を育みます。

- 児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望をもって将来の生き方を設計し、適切に進路を選択できるよう、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。(再掲)

- 県立高校が活力に満ち、時代の変化や社会の要請に即した多様な教育を展開することにより、生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。

- 生徒一人ひとりの個性を尊重するため、受験機会の複数化や選抜方法の多様化、通学区域の見直しなどについて検討を進め、高校入学者選抜制度の改善に努めます。

- 児童生徒の個性や能力、地域の実態などに応じた教育を進めるため、少人数での指導やティーム・ティーチングの推進などに対応した教員配置に努めます。

④ 社会の変化に対応した教育

- 国際化の進展に対応するため、広い視野を持ち、異文化を理解、尊重する態度や異なる文化を持った人々とともに生きていく資質や能力を育成するため、外国人との交

.....

流を深めるなど、国際理解教育を推進するとともに、外国語指導助手（ALT）などの有効な活用を図り、外国語教育を推進します。また、帰国・外国人児童生徒が安心して日本で学校生活を送れるよう、受け入れ体制の整備に努めます。

- 情報や情報手段を主体的に選択し、活用する能力や情報社会に参画する態度を育てる教育を推進するとともに、コンピュータなどの情報機器や教育用ソフトウェアの整備を図ります。また、情報モラルに関する指導を充実させます。
- 人間と環境のかかわりについての理解を深め、環境保全や資源の有効活用など環境に配慮した生活や行動ができる豊かな人間性を育むため、自然体験や社会体験、リサイクル活動、緑化活動など、幅広い環境教育を推進します。
- 科学技術の急速な進展と産業構造の変化の中、理科教育や科学教育を充実させるため、大学との連携による公開講座等の取組みを進めるとともに、研究者招へい講座などを実施し、将来有為な科学技術系人材の育成に努めます。
- 児童生徒の福祉に対する理解を深めるとともに、自発的な社会参加を促進するため、社会福祉施設における入所者との交流や介護などの体験活動、地域での福祉ボランティア活動、高齢者、障害者、乳幼児との交流活動の機会を提供するなど、福祉教育を推進します。
- 国際化、情報化など、社会の変化に対応するための私立学校における取組みを支援します。

⑤ 信頼される学校づくり

- 各分野において優れた知識や技術を有する社会人を講師として招へいしたり、学校の教育活動に地域の人々の積極的な参加・協力を求めるなど、開かれた学校づくりに努めます。
- 各学校においては、保護者や地域の人々の意見を学校運営に反映し、その協力を得るとともに、学校の活動状況を評価し、その結果を公表するなど、学校としての説明責任を果たしていく観点から学校評議員制度や学校評価を活用するなど、信頼される学校づくりをさらに推進します。
- 指導が不適切な教員の認定を行い、教育センター等において問題の内容や程度など個々の教員の実態に応じた研修を実施し、指導力等の向上を図ります。
- 私立学校における特色ある学校づくりを支援します。

⑥ 教育環境の整備

- 子ども一人ひとりの個性を尊重し、子どもが主体的に学べる魅力ある学校づくりを進めるため、教育内容や教育方法の多様化に対応し、学習や生活活動の場としてふさわしいゆとりとうるおいのある施設づくりを行うなど、教育環境の整備充実を図ります。

- 教育センターにおける教員のライフステージに応じた研修機能、教職員の自主研修、教育情報を提供するカリキュラムセンター機能、教育相談機能の充実に努めます。
- 私立学校における教育内容・方法の多様化に対応した教育環境の整備を支援します。

第1

第2

第3

第4

第5

資料

(2) 家庭教育への支援の充実

① 広報啓発活動の推進

- 明るく楽しい家庭づくりを推進するため、7月の「家庭教育啓発月間」や毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及啓発に努めるとともに、ポスターなどの啓発作品の募集や家庭教育に関するイベントの開催などを通じて、家族のきずなの大切さや家庭の果たす役割の重要性に対する意識の高揚に努めます。
- 地域の中で心豊かでたくましい子どもを育てるため、大人たちみんなで子どもたちとのふれあいを深めるなど、積極的に子どもを育ていく「みんなで子どもを育てる県民運動」を展開します。また、県民運動を推進するために、毎月第3土曜日の「みんなで子どもを育てる日」の普及啓発に努めます。
- 乳幼児や児童生徒を持つ親を対象に、家庭教育の諸課題について必要な情報を提供し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する啓発・学習資料（パンフレット）などを作成配布することにより、家庭教育に関する広報啓発に努めます。

② 多様な学習機会や交流の場の提供と相談体制の充実

- 子どもの人間形成の基礎を培う基本的な場である家庭の教育力の充実を図るため、親などに対する多様な学習機会や交流の場を提供します。
- 親子が楽しくふれあったり、子育て中の親同士が情報を交換したりする場を提供することにより、親子のきずなを深めるとともに、親同士のネットワークづくりを推進します。
- 将来子どもを非行に走らせず、豊かな心と思いやりの心を持たせるために、少年補導職員が、保育所や幼稚園に赴き、保護者等に対してチャイルドケア教室を開催し、家庭におけるしつけ教育の重要性について啓発に努めます。
- 子育て・家庭教育の不安や悩みを抱えた親などを支援するため、電話相談や面接相談の実施など、相談体制の充実に努めます。

③ 指導者の養成

- 親の不安や悩みの相談に適切に対応できる人材や子どもの地域社会での体験活動や交流活動を支援できる人材を養成します。

(3) 地域の教育力の向上

① 家庭、学校、地域社会の連携

- 「学校支援ボランティア推進事業」を推進する中で、地域の子どもたちのために、地域住民が学校の教育活動を支援するボランティアとして参加するなどをコーディネートする仕組みづくりに努めます。

② 多様な体験・交流活動機会の提供

- 子どもが様々な人々との交流や生活体験、社会体験を積み重ねることによって、社会性や地域社会の一員としての自覚を身につけるよう、体験交流活動の機会を提供します。
- 老人クラブによる地域の見守り活動などを通じ、高齢者とのふれあい等を促進することにより、高齢者への理解を深めます。
- 障害者社会参加推進センターの取り組みや、障害者本人、家族等への情報提供などを通じて、障害児の社会参加や交流活動を促進します。
- 国際化の進展に対応するため、青少年の海外派遣や諸外国の青少年の受け入れを行うなど、国際交流活動の機会を提供し、活動を支援します。
- 豊かな自然の中での集団生活や野外活動などのさまざまな体験活動を通じて、子どもの豊かな心を育むとともに、創造性や忍耐力、社会性などを養います。
- 自然のしくみや環境と人間との調和についての理解を深めるとともに、日常生活や社会活動において環境への負荷の少ない行動がとれるよう、環境キャラバン隊など体験型の環境教育・環境学習を推進します。
- 緑を愛し、緑を守り育てる心を養うことを目的に活動する少年たちの自主的な団体である緑の少年団の活動を支援します。また、日ごろの活動内容を発表する場としての活動発表や他の団体との交流集会を開催します。
- 農林水産業の体験活動などによる都市と農山漁村の子どもの地域交流、子ども会や児童館活動などによる年齢の異なる子ども同士の交流など、子ども同士の相互理解やふれあいを促進する機会の提供に努めます。
- 豊かな自然環境、作物のもつ生命力など農業・農村の持つ多面的機能に触れる農業および農村体験学習を実施し、若い世代や子供たちへ伝えたいくらしの知恵や伝統文化の伝承に努めるとともに、食と農林水産業を結ぶ教育を促進します。
- 学校、公民館や児童館などを活用して、安全・安心な子どもたちの居場所を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツ活動・文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を支援します。

③ 子ども読書活動の推進

- 家庭での読書習慣が定着するよう、4月23日の「子ども読書の日」にちなみ、毎月

23日を含む週（日曜日から土曜日）を「^{にさんろくまる}23が60家庭読書週間」と位置づけ、子どもがいる家庭において、家族で一緒にその一週間に合計 60 分以上を目標に読書活動に取り組む運動を展開します。

- 幼稚園や保育所における読み聞かせや学校での一斉読書活動などの取組みの一層の普及を図るとともに、地域のボランティアによる読み聞かせやおはなし会などの活動が一層推進されるよう促します。
- 4月23日～5月12日までの「こどもの読書週間」を中心に、市町、学校及びボランティア団体等と連携した全県的な読書啓発イベントを開催し、県民の間に広く子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を深めるよう努めます。

④ 文化芸術環境の整備と文化芸術活動の促進

- 子どもが優れた芸術を鑑賞することができるよう、学校移動芸術劇場や芸術鑑賞講座などを開催するとともに、国内外の優れた舞台芸術公演や美術展覧会を開催し、文化芸術の鑑賞機会の充実に努めます。
- 県の文化施設において子ども向けの創作活動事業や参加体験型事業を実施し、文化にふれあう機会の充実に努めます。
- 小学生や中学生、高校生の文化芸術活動を奨励するとともに、専門的な指導を直接受ける機会を提供し、文化芸術の担い手となる人材を育成します。
- 県内各地に伝わる特色ある伝統芸能や民俗行事を継承し、地域の連帯感や豊かな郷土愛を涵養するため、後継者の育成を図ります。
- 地域の文化財を積極的に活用し、子どもたちが郷土の歴史や文化を知り、地域に誇りが持てるよう、歴史学習や体験活動を推進します。

⑤ 社会教育施設などの整備と社会教育活動の充実

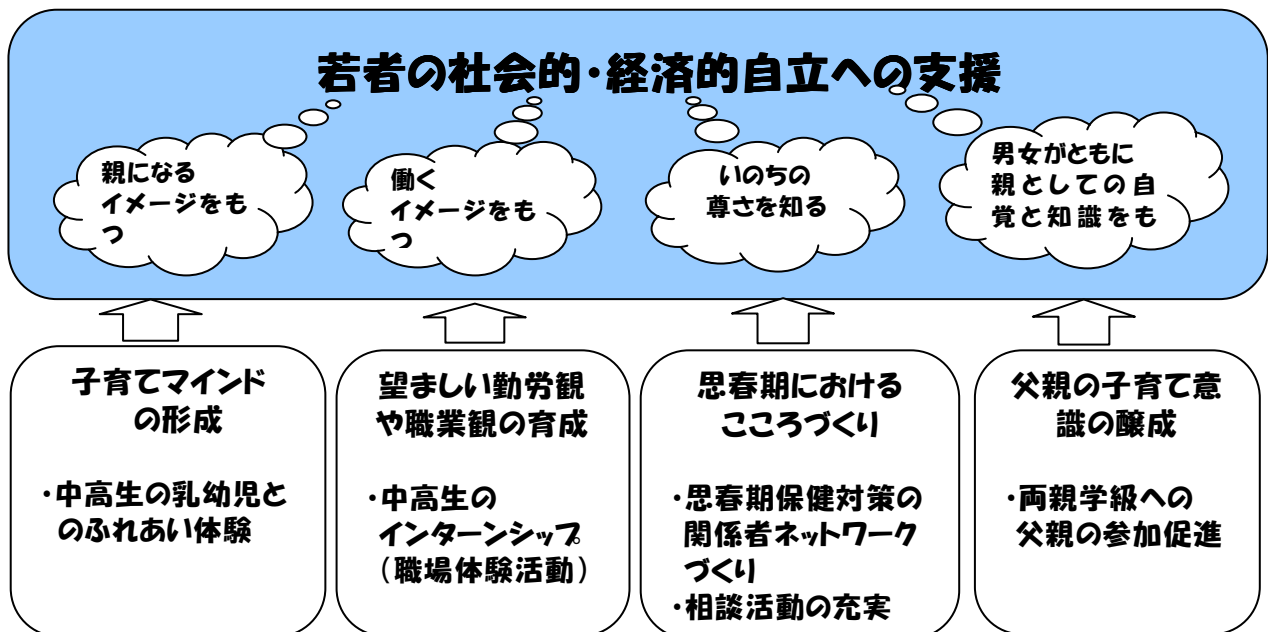
- 公民館や図書館など、身近な社会教育施設の整備を促進し、子どもの多様な学習機会の提供に努めます。
- 図書館での親子読書会や公民館での世代間交流、少年自然の家での体験活動など、社会教育施設における活動の充実に努めます。

重点推進施策8

(4) 若者の社会的・経済的自立の支援

乳幼児等とのふれあいによる子育てマインドの形成や勤労観・職業観を育成するための職場体験活動、思春期保健対策や父親の子育て意識の醸成などに取り組むとともに、ニート・フリーター等に対する個別相談の実施や、就労体験等による就業意欲の醸成を図り、職業訓練から職業選択、就職に至る一貫した支援を行うことにより、若者の社会的・経済的な自立の支援に努めます。

- 子育てマインドの形成
中学生・高校生を対象にした乳幼児とのふれあい体験学習等の実施
- 望ましい勤労観や職業観の育成
中学校・高校におけるインターンシップ（職場体験活動）の実施
- 思春期におけるこころづくり
思春期保健対策に係る関係者によるネットワークづくり
思春期電話相談やピアカウンセリングなど相談活動の充実
- 父親の子育て意識の醸成
母親とともに父親の子育て意識の醸成を図る両親学級の開催



① 子育てマインドの形成

- 将来親となる中学生・高校生などの若い世代を対象に、保育所、幼稚園への訪問や乳幼児健康診査などの機会を活用した乳幼児とのふれあい体験学習を通して乳幼児への理解と関心を高めるとともに、乳幼児と適切に関わることができる態度を育てます。そして、男女が共同して子育てを行う意義や子育ての喜びなどを啓発する学習機会の提供に努めます。

② 男女の固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成

- 男女が互いに協力し、家庭を築くことの重要性を認識し、家族関係をよりよくしようとする家庭科教育の充実を図るなど、学校教育全体を通じて男女平等を推進する教育の充実を図るとともに、学校生活の中で男女がともに協力しながら活動する機会の提供を行い、教職員を含めて男女の固定的な役割分担意識の是正に努めます。
- 「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに家庭生活や地域社会に一層関わるができるようさまざまな媒体を活用した広報や啓発活動などを通して、家事や育児に対する男女共同参画意識の普及啓発を行います。
- 女性のエンパワーメントや男性の家庭生活・地域活動を支援する学習機会を提供し、男女相互の理解と協力の重要性について認識を深め、男女の平等や自立の意識を育むよう努めます。

③ 思春期におけるこころづくり

《関係者のネットワークづくり》

- 思春期における子どもの性や心の問題に対応するため、学校、家庭、市町、保健所、医療機関などが連携を図りながら、相談活動や保健指導の充実に努めるとともに、情報や意見交換を行うためのネットワークづくりを推進し、情報提供等の充実に努めます。

《思春期保健対策の推進》

- 思春期の子どもやその保護者に対して、思春期特有の心身に関する不安や悩みなどについて、保健師等が専門的立場から「思春期電話相談」などを行うとともに、保健、教育等の関係者を対象とした研修の充実を図ります。
- 思春期保健対策を推進するため、関係機関と連携をとりながら、市町、学校等において保健・福祉体験学習や性教育を実施し、性や感染症予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- 思春期のこころの健康問題について普及啓発に努めるとともに、思春期やせ症（神経性食欲不振症）やひきこもりなどの深刻な問題についても、市町、保健所、精神保健福祉センター等が連携して、相談支援に努めます。
- 学校において、妊娠・出産等についての知識や家族計画の意義についての理解を深めるとともに、避妊やエイズ・性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るなど、学校教育全体を通じて思春期における性の問題について適切な指導が行えるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。
- 学校において、さまざまな健康問題に対応するため、医師などの専門家を学校や研修会に派遣するほか、保健所等と連携を図るなど、健康相談活動に対する支援体制の充実を図ります。

- 思春期の子どもの心に影響を与える有害情報について、規制などの必要な対策を推進することで、子どもたちの健全な育成を促進します。

《薬物乱用防止対策等の推進》

- 飲酒、喫煙の問題は、法律で禁止されている未成年のみならず、成人にとっても心身の健康に与える影響が大きいため、その危険性に関する正しい知識の普及や情報の提供に努めます。また、学校における敷地内禁煙を推進するとともに、子どもへの喫煙防止教育の充実に努めます。
- シンナーなどの薬物禍から子どもを守るため、麻薬・覚せい剤・シンナー禍対策推進員による地域に根ざした防止啓発活動を強化するとともに、学校薬剤師会や警察などの協力による薬物乱用の防止についての早期教育の推進や広報啓発活動に努めます。

④ 若者の職業的自立の支援

- 児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望をもって将来の生き方を設計し、適切に進路を選択できるよう、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。(再掲)
- 若年者向けの教育・職業能力開発の仕組みとして、実務と教育・職業訓練を組み合わせた実践的な職業能力の開発をめざすデュアルシステムに取り組めます。
- 若年者が自立し、安定した職業生活や家庭生活を営むことができるよう、ニート・フリーター等に対する個別相談の実施や、セミナー開催、就労体験等による就業意欲の醸成を図るとともに、職業訓練から職業選択、就職に至る一貫した支援を行い、若年者が自ら職業意識や職業能力を身につけ、望ましい職業人となれる環境づくりに取り組みます。
- 職業経験が十分でない若年者を対象とした就労支援施策について周知し、正規就労を目指す若年者の安定就労を促進します。

⑤ 父親の子育て意識の醸成

- 父親の家事、育児、地域社会活動などへの積極的な参加を促進するため、家庭や地域社会、企業などに対する啓発活動を推進します。
- 母親の育児不安の予防や解消を図るうえで必要な、父親の育児協力の知識を深めるために、父親の育児について学習の機会となる両親学級等への父親の参加を促進するよう支援します。

能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援の数値目標一覧

	目標項目	平成 20 年度末 最新値	目標年次	目標水準
40	体験活動・ボランティア活動を全学年で年間 7 日（35 時間程度）以上実施している小・中学校の割合	小学校 42.2% 中学校 55.4%	平成 22 年度	100%
41	家で、読み聞かせ、または読書を週 1 回以上行っている子どもの割合（幼児 3～5 歳）	90%	平成 24 年度	現状維持
42	保育所・児童館等での乳幼児ふれあい交流活動実施か所数	8 市町	平成 26 年度	増加傾向
43	10 代の人工妊娠中絶実施率（15 歳以上 20 歳未満の女子人口千対）	（H19 年度） 9.8% 全国平均 7.8	平成 26 年度	全国平均値 より低率
44	薬物乱用防止教室等の実施率	中学校 61.3% 高校 93.3%	平成 26 年度	中学校 100% 高校 100%
45	インターンシップ（職場体験活動）を実施している学校の割合	中学校 96.0% 高校 74.0%	平成 22 年度	中学校 100% 高校 80%
46	両親学級を開催している市町数	11 市町	平成 26 年度	全市町

2 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進

【施策の方向性】

地域における関係機関との連携を強め、児童虐待防止対策を総合的、計画的に推進し、さらに、家庭的養護の推進や自立支援の強化など社会的養護体制の充実に努めます。

また、地域の療育支援体制の整備・充実に努めるほか、発達障害児など、障害のある子どもへの支援体制づくりを推進します。

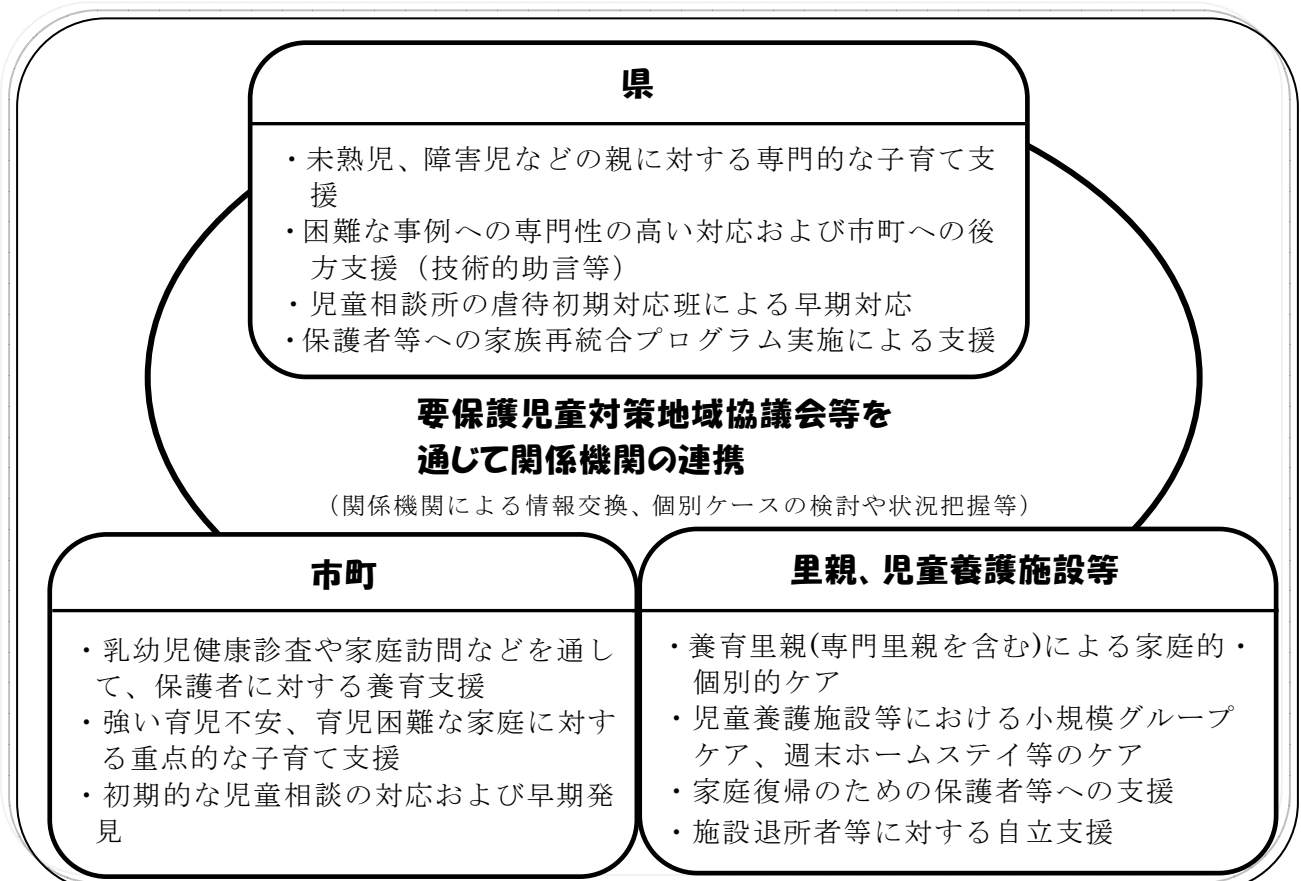
さらに、ひとり親家庭の就業や自立への支援など、きめ細かな施策を推進します。

重点推進施策9

(1) 児童虐待防止対策の推進

深刻化する児童虐待に対応するため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応および再発防止・自立支援の観点にたち、市町との適切な役割分担と連携のもと、総合的、計画的に児童虐待防止対策を推進します。

児童虐待防止対策の推進



① 虐待の未然防止

- 市町と協力し、健康診査や家庭訪問等を通して、未熟児、多胎児、障害児を持つ親や育児に伴う不安感や負担感を抱いている親の早期発見を行い、早期対応を図るとともに、親の養育支援や虐待の予防に努めます。
- 特に養育不安を抱える家庭に対する専門的、重点的な子育て支援施策を実施し、虐待の防止に努めます。
- ポスターの配布や講演会を行うなど、児童虐待防止について広く県民に広報啓発を行うとともに、NPO 等民間団体と連携するなど地域に密着した虐待、非行などの相談・支援を行い、虐待の未然防止に努めます。

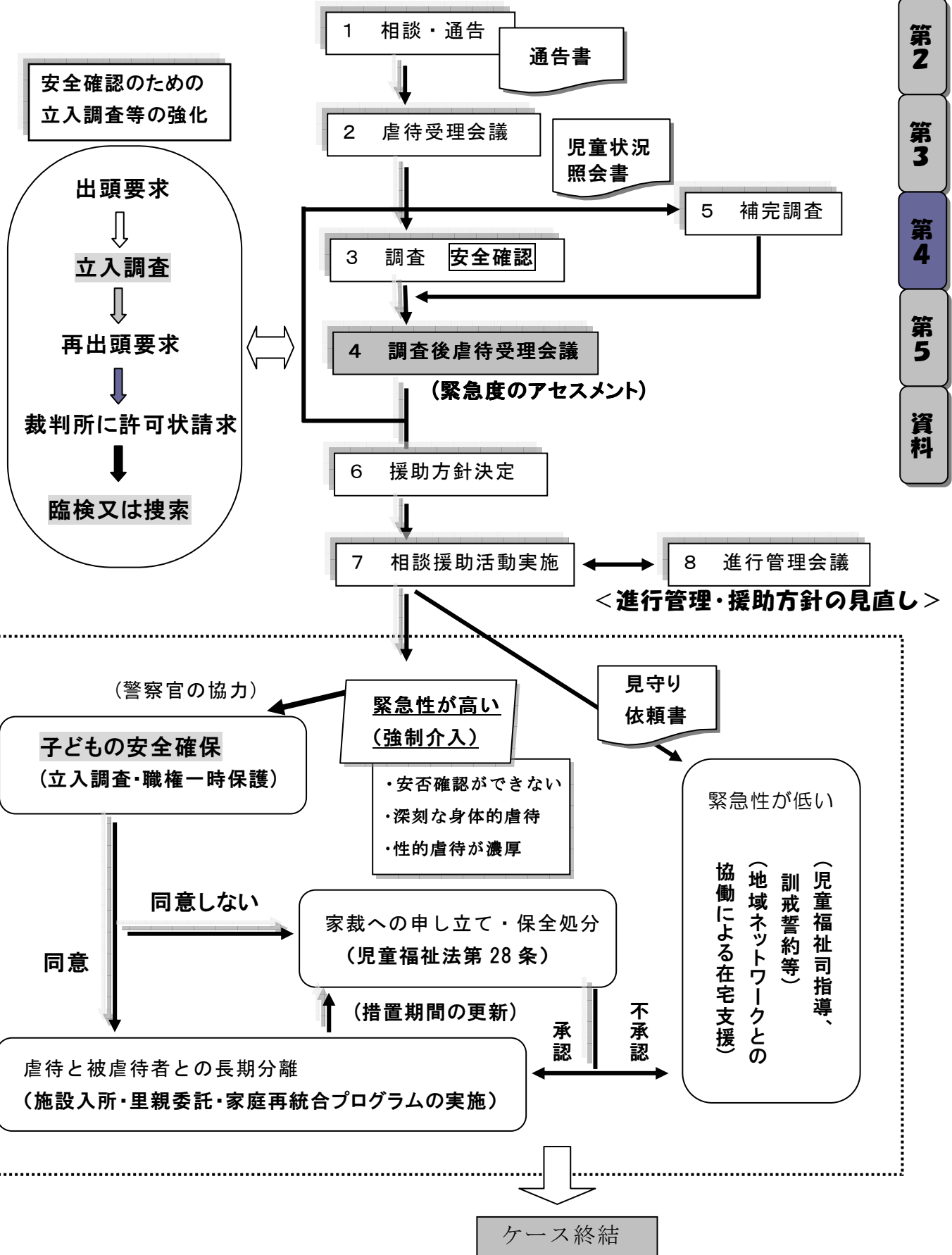
② 虐待の早期発見・早期対応

- 児童相談に関し、初期的な相談を行う市町の相談体制の充実を促進するほか、児童相談所の体制強化を図り、困難な事例への専門性の高い対応や連絡調整、情報提供、研修などの市町の後方支援（技術的助言等）に努めます。
- 児童相談所に設置している虐待初期対応班を中心に、市町と連携し、児童虐待を受けた子どもの安全確認や安全確保のため、迅速な対応を行います。また、必要があるときには、立入調査や裁判官の許可状を得て臨検・捜索を行います。
- 民間団体や関係機関との連携強化を図るため、市町域での要保護児童対策地域協議会の設置を促進するとともに、児童家庭支援センターを活用するなど、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 虐待を受けた子どもや保護者に対する医療的ケアの重要性を踏まえ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図ります。

③ 虐待の再発防止・自立支援

- 児童相談所等において、児童虐待を行った保護者等に対する家族再統合プログラムを実施することにより、虐待の再発の防止のための支援に努めます。
- 市町域での要保護児童対策地域協議会を活用し、関係者が連携し、虐待を受けた子どもと家族の自立に向けた長期的な支援に努めます。
- 児童虐待による死亡事例等児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例が生じた場合は、当該事例について検証作業を行い、その結果に基づき必要な措置を講じ、死亡事例等の再発防止に努めます。

児童相談所における虐待相談の流れ



重点推進施策 10

(2) 社会的養護体制の充実

保護を要する子どもの養育環境の整備を図るため、里親制度の普及啓発、児童養護施設等におけるケアの充実や自立支援策の強化など、社会的養護体制の充実を図っていきます。

① 家庭的養護の推進

- 家庭的・個別的なケアを行える里親制度について、普及啓発を行い、新規里親の開拓を行うなど、里親委託の推進に努めます。
- 里親に対する研修会を行うほか、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設等に預るレスパイト・ケアの実施、里親相互の連絡や情報交換の場の提供、相談支援の実施など、里親に対する支援の充実に努めます。
- 専門里親を活用して、被虐待児など家族関係を通して密接な援助を必要とする子どもに対して、ケアの充実を図ります。
- 養育者の住まいにおいて一定人数の子どもたちを養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の促進を図ります。

里親の種類



養育里親の愛称
ドレミファミリー

養育里親	何らかの事情により、保護者のいない子ども、又は保護者に監護させることが不適当な子ども(以下「要保護児童」という。)を、養育していただく里親です。養育の経験と専門的知識を活かし、虐待を受けた子どもや非行、発達障害など特別なニーズを有する子どもを養育していただく専門里親も含まれます。 所定の研修を修了していることが認定要件になります。
親族里親	保護者が、死亡、行方不明又は拘禁等により、子どもを養育できなくなったときに、子どもの三親等内の親族で、適当と認められた方に養育していただく里親です。
養子縁組希望里親	要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望される方に、その方との養子縁組が成立するまで養育していただく里親です。

② 児童養護施設等におけるケアの充実

- 児童養護施設等において、ケアの充実を図るため、子どもへの個別面接等を行う個別対応職員や保護者等への支援を行う家庭支援専門相談員、虐待を受けた子ども等に心理療法を行う職員、医療的ケアを行う看護師、自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導を行う基幹的職員（スーパーバイザー）の配置に努めます。
- 社会的養護の質を確保するため、その担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修を行います。

- 児童養護施設等において虐待を要因とした子どもの入所が増えていること等を踏まえ、社会的養護の量と質を確保するため、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設のあり方について検討します。
- 児童養護施設等において、子どものプライバシーに配慮した生活環境の整備に努めます。
- 長期間家庭復帰が見込めない子どもに対し、地域の中で家庭的な環境の下、社会的自立を促進する地域小規模児童養護施設の設置に努めます。
- 児童養護施設等に入所している子どものうち、保護者等への一時帰省が困難な子どもに対し、週末や休暇期間中などに、短期間、家庭生活を体験してもらう週末ホームステイ事業を推進します。

※児童養護施設等には、乳児院・児童養護施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設を含みます。

③ 家庭支援機能等の強化

- 家庭支援機能の強化を図るために、児童相談所の体制強化を進めるとともに、市町や児童家庭支援センター等の関係機関との役割分担及び連携を推進します。
- 母子生活支援施設については、児童相談所や婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所等と連携し、母親と子どもとの関係性に着目した支援を推進します。

④ 自立支援策の強化

- 義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進するため、児童自立生活援助事業の推進を図ります。また、自立援助ホームの設置を促進します。
- 社会的養護の下で育った子ども等が地域生活を送るために必要な支援が得られるような相談拠点の整備に努めます。

(3) 障害のある子どもやひとり親家庭の子どもに対する支援

① 障害のある子どもに対する支援

- 「共生社会づくり」、「生涯支援」、「自立支援」や「地域生活支援」の基本理念のもと、本県における障害者福祉の基本指針である「かがわ障害者プラン～地域でいきいきと暮らす～」に基づき、それぞれの障害児が夢と希望、目標をもって、その持てる個性や能力を最大限に発揮しながら充実した人生を送ることができるよう、支援体制づくりを推進します。

《地域の療育支援体制の整備・充実》

- 地域において通園できる療育機関として、児童デイサービスの普及を図るとともに、障害児の施設の確保に努めます。また、発達に不安のある子どもへの早期対応や専門的な訓練等が必要な学齢期の児童への対応のため、社会資源の改善（開発）を働きかけます。
- 在宅の障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等を受けることができるよう、療育機関に委託して、訪問や来所による各種の相談・指導を行います。
- 障害のある子どもたちを地域で支えるボランティアやNPOの活動を支援します。
- 在宅の重症心身障害児（者）が日常生活動作等に関する適切な訓練等を受けることができるよう、重症心身障害児（者）通園事業を引き続き実施します。
- 障害の軽減や機能回復を図るための育成医療の給付および補装具や日常生活用具の給付により、障害児の福祉の向上を図ります。
- 発達障害について、保護者をはじめ地域住民の理解を深めるために、講演会やパンフレット配布等、普及啓発に努めます。
- 障害のある子どもの健全な発達を支援するため、保育所における障害児等の保育を促進します。

《発達障害児への支援》

- 乳幼児健康診査等を通じ、市町や保健所において、発達に不安のある子どもの早期発見、早期対応に努めます。また、発達障害の疑いがある場合には、市町等において、継続的な相談や支援が行えるよう体制の整備を促進します。
- 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害について、全ての教員の理解を進めるとともに、特別支援教育コーディネーターに対する専門的な研修の充実を図るなど、教員の資質向上に努めます。
- 発達障害者（児）支援の中核的な役割を担う発達障害者支援センターを中心に、発達障害者（児）に対する相談支援、発達支援、就労支援を実施するとともに、増加する相談に対応するため、地域における発達障害者支援を行っている保育所、学校などへの支援を進めます。

- 各圏域ごとに発達障害支援を行うリーダーを養成するとともに、研修会やパンフレット作成などを通じて、発達障害に関する理解促進を進めます。
- 市町に、発達障害者（児）に対する一貫した支援を行うための個別支援計画の作成を促すとともに、適切な助言を行うことにより、支援体制の整備に取り組みます。

《特別支援教育の推進》

- 障害の種類や程度などに応じた適切な教育が受けられるよう、就学支援や教育相談を実施し、特別支援教育に対する理解を深めるとともに、障害のある子どもが積極的に社会参加できるよう交流および共同学習や進路指導の充実を図ります。
- 学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒への適切な指導の推進を図るため、教職員を対象とした研修を実施するとともに、盲・聾・養護学校の教員などが、小・中学校などへの相談や助言に努めます。また、小・中学校において、校内の協力体制や関係機関との連携協力体制の整備を進めます。
- 障害の重度・重複化などに対応するため、児童生徒の実態に即した教育施設や設備の整備を推進します。
- 私立幼稚園における障害のある子どもの就園の機会の拡大を図ります。

② ひとり親家庭の子どもに対する支援

《就業・自立支援》

- 母子家庭の就業を促進するため、母子家庭等就業・自立支援センターを活用し、就業相談や講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供に努めます。また、就業支援の実施に当たっては、ハローワークと十分に連携し、効果的な実施に努めます。なお、父子家庭についても、母子家庭に準じ、必要な就業支援を行います。
- 母子家庭の自立支援を図るため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進事業の普及啓発を図り、積極的な能力開発の取組みを支援します。
- 母子家庭の自立を促進するため、母子自立支援員による就労相談・生活支援活動の充実を図るとともに、研修会を通して母子自立支援員の資質の向上に努めます。

《子育て・生活支援》

- ひとり親家庭の子育て・生活への相談・支援体制の充実を図るとともに、ひとり親家庭相互の交流が円滑に行われるように努めます。
- ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、関係機関の相談・支援体制の充実を促進します。
- ひとり親家庭の母等が、修学や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合または生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣して生活の安定を図ります。

-
- ひとり親家庭の子育て・生活支援を図るため、母子寡婦福祉団体等と連携し、電話相談などの相談・支援活動の充実に努めます。
 - 父子家庭における子どもの福祉の向上を図るため、各種制度などの情報提供に努めます。

《経済的支援》

- 母子家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度、母子家庭等医療費支給制度や母子福祉資金貸付制度の普及を図ります。

(4) 子どもの権利の尊重

① 児童の権利に関する条約などの普及啓発

- 児童憲章や児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、すべての子どもが差別や権利侵害を受けることなく、人格を持った一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動を推進し、子どもの権利擁護に努めます。
- 社会科や公民科での児童の権利に関する条約の学習など、学校教育活動全体を通して、基本的人権の尊重の精神の徹底を図ります。
- 障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加する人間に育てるため、障害の状態に応じた適切な教育および療育を行うとともに、地域の人々や子どもとさまざまな機会を通じてともに活動し、ふれあう機会を積極的に設け、障害のある子どもに対する理解や権利についての普及啓発に努めます。

② 子どもの意見が尊重される社会づくり

- 子どもの意見が尊重される社会づくりを推進するため、子どもが自らの考えを表明し、主体的なかかわりが持てる機会を積極的に設けるとともに、子どもを対象とした行事などの実施に当たっては、常に子どもの視点に立った運営に努めます。
- 児童養護施設等において、第三者機関による苦情解決制度など意見や苦情を密室化させない制度の普及・充実に努めます。また、児童養護施設等におけるサービスの質の向上や利用者が福祉サービスの内容を十分把握できるようにするため、福祉サービス第三者評価の実施を促進します。
- 児童養護施設等に入所する子どもの虐待に関する通告や子どもからの届出があった場合の適切な措置等に関し、ガイドラインを定め、被措置児童等虐待について研修会等を行うなど、適切な対応を取ることができる体制整備に努めます。
- P T Aの研修活動や家庭教育学級などの開催を通して、子どもの人権について考える機会を提供し、子どもの意見が尊重される社会づくりに努めます。
- 子どもの人権に十分配慮し、一人ひとりの個性を大切にした教育や子どもの意見を尊重した学校運営に努めるとともに、子ども同士がお互いのよさを大切にし、認め合う学校づくりを一層推進します。

③ いじめ、不登校の防止や相談体制の充実

- 問題行動の未然防止や早期発見、早期対応のため、学校内はもとより、教育センターなど学校外における相談体制の充実に努めます。学校内では、児童生徒が悩みを抱え込まず、気軽に相談できるような環境づくりに努め、学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や連携を推進します。
- 「中1ギャップ」に対応するため、教員のカウンセリング能力の向上や校内組織の見直しなどを行い、児童生徒の状況に応じた指導の充実に努めます。

-
- 不登校の児童生徒に対するきめ細かな支援を行うため、学校、家庭、関係機関の連携を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの一層の活用や、学生ボランティアの学校や教育支援センターなどへの派遣に努めます。
 - いじめを学校における問題として捉えるだけでなく、教育や福祉等の関係機関をはじめとして、児童生徒を取り巻くすべての関係者がいじめ問題の解決に向けて取り組みます。

特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進数値目標一覧

	目標項目	平成 20 年度末 最新値	目標年次	目標水準
47	要保護児童対策地域協議会設置市町数	13 市町	平成 26 年度	全市町
48	児童相談所での虐待相談対応件数	489 件	平成 26 年度	480 件
49	養育里親登録数 専門里親登録数	28 世帯 2 世帯 (H21.4)	平成 26 年度	37 世帯 5 世帯
50	小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) 実施か所数	0 か所	平成 26 年度	1 か所
51	地域小規模児童養護施設設置数	0 か所	平成 26 年度	1 か所
52	自立援助ホーム数	0 か所	平成 26 年度	1 か所
53	発達障害者支援センターの保育所・学校などへの支援件数	94 件／年	平成 23 年度	110 件／年
54	特別支援教育コーディネーターを位置付けている小・中学校の割合	100%	平成 26 年度	100%
55	盲・聾・養護学校教員が小・中学校等を訪問し相談・助言にあたる年間連携訪問回数	290 回	平成 26 年度	300 回
56	スクールカウンセラーを派遣している学校数	中学校 74 校 高校 34 校	平成 22 年度	中学校 72 校 高校 31 校
57	不登校児童比率 (小学校年間 30 日以上欠席者)	0.27%	平成 22 年度	0.29%
	不登校生徒比率 (中学校年間 30 日以上欠席者)	2.94%	平成 22 年度	2.69%

第5 計画の推進方法

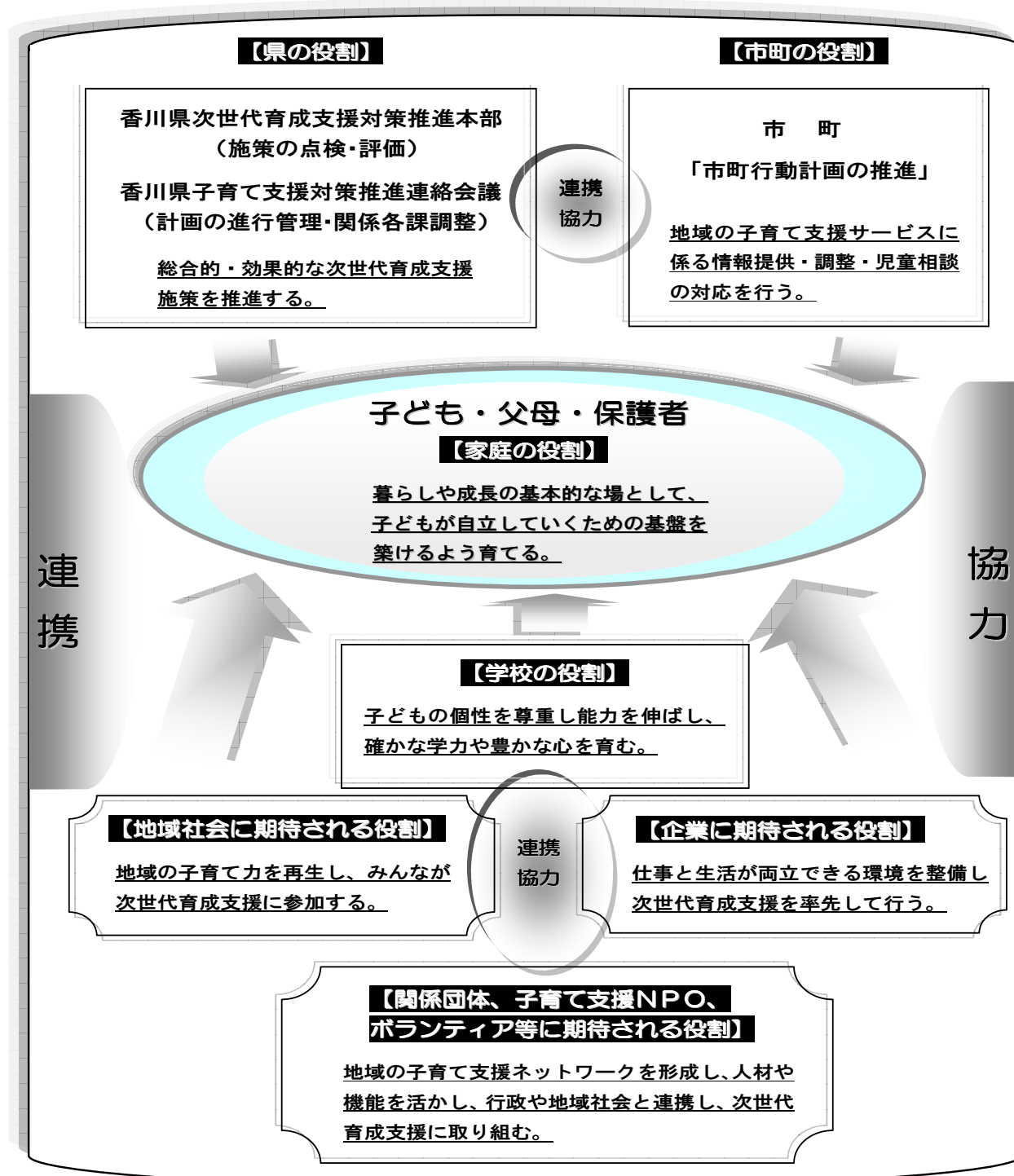
- I 計画推進のための連携・協力
- II 計画の進行管理

第5 計画の推進方法

I 計画推進のための連携・協力

この計画に盛り込まれた次世代育成支援施策が総合的かつ効果的に行われるためには行政、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体、NPOなど幅広い関係者が連携・協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

計画推進のための連携・協力イメージ



II 計画の進行管理

計画の実効性を上げるためには、施策の選択・重点化を行い、住民の満足度の向上や施策の実施状況について検証・評価し、住民や関係機関の意見等による見直しを図るマネジメントサイクル（Plan-Do-Check-Action）により、運営する必要があります。

1 検証・評価

計画の実施状況について、個別事業に係る数値目標等の進捗状況や個別事業を束ねた施策・計画レベルの進捗状況について検証・評価を行います。

（1）個別事業の検証・評価

- ① 計画に関わる庁内関係各課で構成する香川県子育て支援対策推進連絡会議（委員長：健康福祉部長）は、毎年度、個別事業の執行状況や数値目標の進捗状況を把握し、計画の進行管理等を行います。
- ② 委員長は、毎年度、計画の実施状況について香川県次世代育成支援対策推進本部（本部長：知事）に報告します。
- ③ 本部長は、計画の実施状況の報告を受け、計画の円滑な実施が図られるよう、必要に応じ関係機関等の連絡及び調整を図ります。

（2）施策・計画レベルの検証・評価

毎年度の個別事業の検証・評価に加え、県民の視点に立った取組みの進捗状況を把握するため、計画期間中において、個別事業を束ねた施策レベル、計画全体の満足度等の検証・評価を県政世論調査等を活用して行います。

<評価指標例>

- ① 地域における子育ての支援
 - ・子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合
 - ・希望する保育サービスを利用できたと感じる割合
 - ・子育てが地域の人に支えられていると感じる割合
- ② 職業生活と家庭生活との両立の推進
 - ・仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる割合

2 報告・公表

計画の進捗状況およびその評価については、毎年度、香川県児童福祉審議会に報告し、意見を求めるとともに、ホームページ等により公表します。

3 計画の見直し

計画期間中においても、次世代育成支援施策の動向、子育て家庭のニーズや社会経済の変化等を踏まえ、施策の選択・重点化と満足度の向上を図るため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第6 資料

- I 数値目標一覧
- II 用語の解説
- III 参考

第6 資料

I 数値目標一覧

I みんなが次世代育成支援に参加するかがわづくり

1 地域における子育て支援の充実

No.	担当課	目標項目	平成20年度末 最新値	目標年次	目標水準
1	子育て支援課	地域子育て支援センター設置か所数	49か所	平成26年度	60か所
2	子育て支援課	つどいの広場設置か所数	11か所	平成26年度	16か所
3	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター設置か所数(再掲)	4か所	平成26年度	7か所
4	子育て支援課	一時預かり事業実施か所数(再掲)	76か所	平成26年度	85か所
5	子育て支援課	病児・病後児保育実施か所数(再掲)	12か所	平成26年度	24か所
6	子育て支援課	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)実施市町数	12市町	平成26年度	14市町
7	義務教育課	子育て支援活動を実施している幼稚園の割合	94.8%	平成22年度	100%
8	子育て支援課	放課後児童クラブ設置か所数(再掲)	183か所	平成26年度	205か所
9	子育て支援課	みんな子育て応援団参加施設数	722か所	平成26年度	900か所
10	子育て支援課	登録子育てボランティア活用団体数	—	平成26年度	15団体(累計)
11	子育て支援課	子育てボランティア等スキルアップ研修派遣者数	—	平成26年度	100人(累計)

2 子育て家庭にやさしい生活環境の整備

No.	担当課	目標項目	平成20年度末 最新値	目標年次	目標水準
12	住宅課	子育て世帯の誘導居住面積水準達成率	52% (平成15年)	平成27年	60%
13	道路課	歩車道の分離	712.8km (平成19年度末)	平成22年度	744km
14	道路課	歩道のバリアフリー化(H13年度からの累計)	21.1km	平成22年度	24km
15	交通政策課	低床バスの導入率	33.7%	平成22年度	30.0%
16	交通規制課	特定経路における信号機のバリアフリー化率	高松市87.8% 丸亀市92.6%	平成22年度	100% 他地域への展開目指す
17	交通規制課	あんしん歩行エリア内の死傷事故数(年km ² あたりの件数)	—	平成24年度末	指定エリア内の歩行者・自転車事故件数を減少
18	都市計画課	都市公園(住区基幹公園)整備数	257か所	平成26年度	266か所
19	河川砂防課	河川環境の整備	(高水敷整備面積)	平成26年度	57.60ha
			(低水護岸整備延長)		14,940m
20	農村整備課・ 土地改良課	ため池・水路を活用した水辺空間創出地区数	81地区	平成26年度	86地区
21	都市計画課	国営讃岐まんのう公園の整備(供用面積)	157.7ha	平成24年度	350.0ha
22	交通企画課	チャイルドシート使用率の全国順位	全国ベスト8位 (平成21年3月)	平成26年度	全国ベスト1位
23	子育て支援課	子育てバリアフリー化施設のか所数	—	平成26年度	100か所

II 安心してゆとりをもって子育てできるかがわづくり

1 すこやか親子支援の推進

No.	担当課	目標項目	平成20年度末 最新値	目標年次	目標水準
24	子育て支援課	乳児死亡率（出生千対）	過去3年間 （平成18～20年）の 平均値：2.3 前年（平成19年）の 全国死亡率：2.6 （暦年）	平成26年度	過去3年間（H24～26）の 平均値が前年（H25）の全 国死亡率より下回る水準
		周産期死亡率（出産千対）	過去3年間 （平成18～20年）の 平均値：4.2 前年（平成19年）の 全国死亡率：4.5 （暦年）	平成26年度	過去3年間（H24～26）の 平均値が前年（H25）の全 国死亡率より下回る水準
25	子育て支援課	1歳6か月児健康診査受診率	92.9%	平成26年度	受診率の向上
		3歳児健康診査受診率	88.4%	平成26年度	受診率の向上
26	子育て支援課	総合周産期母子医療センター	2病院	平成26年度	現状維持
27	健康福祉総務課	食育ネットワーク設置数	（保健所） 4	平成22年度	現状維持
			（市町） 1町		全市町
28	子育て支援課	不慮の事故による乳児（0歳）平均死亡率（出生10万対）	（H17～19年平均） 23 全国（H18年） 11.7	平成26年度	過去3年間（H24～26）の 平均値が前年（H25）の全 国死亡率より下回る水準
		不慮の事故による幼児（1～4歳）平均死亡率（1～4歳の人口10万対）	（H17～19年平均） 5.6 全国（H18年） 4.2		過去3年間（H24～26）の 平均値が前年（H25）の全 国死亡率より下回る水準
		乳幼児突然死症候群（SIDS）による乳幼児死亡数 （過去5年間累計）	2 （H15～19年累計）		計画期間中減少傾向
29	薬務感染症対策課	麻しん定期予防接種率（第1期：1歳）	92.9%	平成26年度	95.0%
30	薬務感染症対策課	麻しん定期予防接種率（第2期：小学校入学前1年）	93.2%	平成26年度	95.0%
31	健康福祉総務課	3歳児のう歯罹患率	32.7%	平成24年度	20%未満

2 仕事と生活の両立支援

No.	担当課	目標項目	平成20年度末 最新値	目標年次	目標水準
32	労働政策課	一般事業主行動計画策定企業数 （従業員100人以下）	124社	平成22年度	150社
33	子育て支援課	保育所入所待機児童数	（年度当初） 0人 （H21年度）	平成26年度	現状維持
			（年度途中） 発生 （H21年度）		できる限り解消
34	子育て支援課	延長保育実施か所数	117か所	平成26年度	139か所
35	子育て支援課	休日保育実施か所数	12か所	平成26年度	15か所
36	子育て支援課	一時預かり事業実施か所数（再掲）	76か所	平成26年度	85か所
37	子育て支援課	病児・病後児保育実施か所数（再掲）	12か所	平成26年度	24か所
38	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター設置か所数（再掲）	4か所	平成26年度	7か所
39	子育て支援課	放課後児童クラブ設置か所数（再掲）	183か所	平成26年度	205か所

III 子どもが健やかに育つかがわづくり

1 能力・個性を伸ばす教育と若者の自立支援

No.	担当課	目標項目	平成20年度末 最新値	目標年次	目標水準
40	義務教育課	体験活動・ボランティア活動を全学年で年間7日（35時間程度）以上実施している小・中学校の割合	小学校42.2% 中学校55.4%	平成22年度	100%
41	生涯学習課・文化財課	家で、読み聞かせ、または読書を週1回以上行っている子どもの割合（幼児3～5歳）	90%	平成24年度	現状維持
42	子育て支援課	保育所・児童館等での乳幼児ふれあい交流活動実施か所数	8市町	平成26年度	増加傾向
43	子育て支援課	10代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満の女子人口千対）	9.8 （平成19年度） 全国平均7.8	平成26年度	全国平均値より低率
44	薬物感染症対策課	薬物乱用防止教室等の実施率	中学校61.3% 高校93.3%	平成26年度	中学校100% 高校100%
45	義務教育課 高校教育課	インターンシップ（職場体験活動）を実施している学校の割合	中学校96.0% 高校74.0%	平成22年度	中学校100% 高校80%
46	子育て支援課	両親学級を開催している市町数	11市町	平成26年度	全市町

2 特別な支援を必要とする子どもや家庭の自立の促進

No.	担当課	目標項目	平成20年度末 最新値	目標年次	目標水準
47	子育て支援課	要保護児童対策地域協議会設置市町数	13市町	平成26年度	全市町
48	子育て支援課	児童相談所での虐待相談対応件数	489件	平成26年度	480件
49	子育て支援課	養育里親登録数	28世帯 （平成21年4月）	平成26年度	37世帯
		専門里親登録数	2世帯 （平成21年4月）		5世帯
50	子育て支援課	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施か所数	0か所	平成26年度	1か所
51	子育て支援課	地域小規模児童養護施設設置数	0か所	平成26年度	1か所
52	子育て支援課	自立援助ホーム設置数	0か所	平成26年度	1か所
53	障害福祉課	発達障害者支援センターの保育所・学校などへの支援件数	94件／年	平成23年度	110件／年
54	特別支援教育課	特別支援教育コーディネーターを位置付けている小・中学校の割合	100%	平成26年度	100%
55	特別支援教育課	盲・聾・養護学校教員が小・中学校等を訪問し相談・助言にあたる年間連携訪問回数	290回	平成26年度	300回
56	義務教育課 高校教育課	スクールカウンセラーを派遣している学校数	中学校74校 高校34校	平成22年度	中学校72校 高校31校
57	義務教育課	不登校児童比率（小学校年間30日以上欠席者）	0.27%	平成22年度	0.29%
		不登校生徒比率（中学校年間30日以上欠席者）	2.94%		2.69%

（注）下記数値目標については、香川県新世紀基本構想、香川県教育基本計画等関係する計画の策定（変更）時に数値目標の見直しを行う。

数値目標番号	関係計画名
No13 No14 No15 No16 No32	香川県新世紀基本構想
No7 No40 No41 No45 No56 No57	香川県教育基本計画
No27	かがわ食育アクションプラン
No53	かがわ障害者プラン

II 用語の解説

あ 行

アメニティ

アメニティ (Amenity) とは、「心地よい環境」、「快適な環境」あるいは「魅力的な環境」と訳される。ここでは、生活環境を構成する自然や施設、歴史、文化、伝統などが人々の生活の中で調和した環境をいう。

あんしん歩行エリア

歩行者および自転車利用者の安全な通行を確保するため、緊急に対策が必要な地区を警察庁と国土交通省が指定したもので、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して面的かつ総合的な死傷事故抑止対策を講じる区域のこと。

一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病、介護等に伴う一時的な保育ニーズに対応するため、保育所等において子どもを一時的に預かるもの。

一時保護所

児童相談所に併設し、緊急保護、行動観察、短期入所指導など一時保護を要する児童について、解決策を見出すまでの間、一時的に預かる場所。

インターンシップ (職場体験活動)

生徒が企業などで仕事を体験しながら実習、研修すること。

ここでは、中高生が在学中に、企業などにおいて自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいう。

NPO

Non Profit Organization (民間非営利組織) の略。医療・福祉や環境保全、災害復興、地域おこしなど、さまざまな分野における、営利を目的としない民間の自発的な意志による活動団体。

LED (Light Emitting Diode) 式信号灯

ドライバーが、太陽光の影響により信号灯器が見えにくくなることを避けるため、発光ダイオード (接合部に電流を流すと光を発する特殊な半導体を利用し

た素子) を用いた信号機。従来の電球式と比べ消費電力が約4分の1以下と少なく、発熱量も少ないため、環境対策を推進する観点から整備が進んでいる。

延長保育

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加等に対応するため、保育所において通常の開所時間を超え、時間を延長して行う保育。

エンパワーメント

人がもっている力を引き出して自律的に行動できるよう心理的・社会的に支援する考え方。

OJT

(On the Job Training) の略。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術等を習得させる指導・育成手法。

か 行

外国語指導助手 (ALT)

(Assistant Language Teacher)

児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成、外国語教育の充実および地域レベルの国際交流の進展を図るため、学校訪問などにより、児童生徒や教員に対する語学指導などを行う者。

学習障害 (LD) (Learning Disabilities)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示すもの。

家族経営協定

働きがいや生きがいのある農林漁業、くらしやすい生活を創り出すため、経営に参画する個人の能力発揮と役割の適正な評価が行われるよう、経営目標、役割分担、就業条件およびくらし方等について、家族で話し合っルールを取り決め、それを文書にしたもの。

学校評議員制度

保護者や地域住民の意見を幅広く聴き、学校運営に生かすための制度。学識経験者、保護者、地域住民の代表者などが、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べるもの。

環境キャラバン隊

小・中学校などで環境学習を行う訪問教室。教室での授業のほか、校区の河川での水生生物調査、校庭の樹木観察など体験型の学習も実施している。

キャリア教育

児童生徒一人ひとりの望ましい勤労観や職業観を育て、職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、夢や希望を持って生き方や将来を設計し、適切に進路を選択できる能力や態度を育成する教育。

休日保育

日曜・祝日等の休日に保護者の勤務等により家庭で保育できない子どものための保育。

高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母親の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right\} \begin{matrix} 15 \text{歳から} \\ \text{49歳までの合} \\ \text{計} \end{matrix}$$

国営讃岐まんのう公園(仲多度郡まんのう町吉野4243-12)

豊かな自然と空海ゆかりの文化的土壌を活かし、「人間との語らい、自然、宇宙とのふれあい」を基本テーマに、四国で初めて、満濃町に、全国で12番目の国営公園として平成10年4月にその一部が開園、平成14年4月には自然生態園が追加開園。現在、計画総面積350㌥のうち、158㌥が開園し、自然とのふれあい、

自然のなかで遊び、自然を感じる、文化やレジャー&レクリエーションの一大拠点として親しまれている。

子育て行動計画策定企業認証マーク

主に、常用雇用労働者が300人以下で、「次世代育成支援対策推進法」で定める一般事業主行動計画を策定し、その内容が他の企業の模範となる優れた取り組みを行っている県内に本店を置く中小企業に認証マークを交付する。

子育てサークル

地域子育て支援センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的に集まる子育て家庭の親等からなるグループ。

子育て支援総合コーディネーター

子育て家庭に必要なサービスを適切に提供できるよう地域の子育て支援サービスについて総合調整を行う者。

子育てバリアフリー

子育てバリアフリーとは、障壁を取り除き、子どもを安心して生み育てることができる、子どもや子育て家庭にやさしい環境づくりをいう。

子育てボランティア

市町の社会福祉協議会などで実施する子育てボランティア養成研修の修了者または子育てに係る知識をもってボランティアとして子育て支援活動を行う者。

子ども読書の日

国民の間に広く子どもの読書活動についての理解と関心を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、子どもの読書活動の推進に関する法律第10条により、4月23日は「子ども読書の日」と定められている。

さ 行

里親制度

要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）を、都道府県知事により里親として登録を受けた者等に委託し、家庭的な環境の下で養育する制度。

- ・養育里親・・・要保護児童を養育する里親として要件を満たし、登録を受けた者。
- ・専門里親・・・養育里親のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童等、特に支援が必要な児童を養育する里親として要件を満たし、登録を受けた者。

このほか、親族里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親がある。

さぬきこどもの国（高松市香南町由佐3209）

わくわく児童館（大型児童館）を中心に児童に健全な遊びと創造的活動の場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、科学とのふれあいを通じて児童の科学に親しむ心を育み、次代の社会を担う児童の健全な資質の向上を図るための県立施設。

市街地再開発事業

市街地内の、土地利用の細分化や老朽化した木造建築物の密集、十分な公共施設がないなどの都市機能の低下がみられる地域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的として、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業。

次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策に関し、基本理念および関係者の責務を明らかにしたもので、行動計画策定指針に基づき、国、地方自治体、従業員301人以上の事業主に行動計画の策定が義務付けられた。（平成15年7月16日公布）

また、法律の一部改正により平成23年4月1日以降は、従業員101人以上に拡大。

シックハウス対策

シックハウスとは、住宅の建築材料などに含まれる化学物質による健康被害をいう。その対策の一例として、建築基準法では、平成15年7月以降に建築される建築物について、ホルムアルデヒドを発散する材料の使用制限や換気設備の設置義務等を定めている。

児童家庭支援センター

児童相談所等の関係機関と連携しつつ、地域に密着し、休日夜間も含めてきめ細やかな相談支援を行うことを目的とする施設。

児童デイサービス

在宅の障害児が、施設に通い日常生活における基本的動作の指導や訓練等を受けるもの。

児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

周産期医療

周産期とは、妊娠満22週から生後1週未満までの期間をいう。この期間は、母子ともに異常を生じやすく、突発的な緊急事態に備えて、産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されている。

情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、または保護者のもとから通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

小児慢性特定疾患治療研究事業

小児慢性疾患のうち、悪性新生物などの特定の疾患については、その治療が長期間にわたり医療費の負担が高額となるため、小児慢性疾患の研究を推進し、医療の確立、普及を促進するとともに、患者の医療費の負担軽減を図る事業。

食育

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

食生活改善推進員

市町が開催する「食生活改善推進員養成講座」を受講し、食生活改善や食を通じた健康づくりなどを積極的に推進する地域のボランティアのこと。

親水護岸

海岸や河岸において、水にふれあうことが容易にできる護岸。例えば、階段護岸や緩傾斜護岸など。

新世紀基本構想

県政運営の基本指針（～平成22年度）であり、「水と緑に恵まれた、美しい郷土香川を創る」、「互いにささえあい、心豊かにすごせる郷土香川を創る」、「活力に満ち、にぎわいのある郷土香川を創る」ことにより、「みどり・うるおい・にぎわいの創造」を基本目標とする香川県の総合計画。

スクールカウンセラー

学校に派遣された、臨床心理学などの知識や技術を有する心の専門家。児童生徒の人間関係やいじめ、不登校など学校生活上の悩みや心理的な問題の相談相手になるほか、保護者や教員からの児童生徒への指導についての相談に応じる。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒の問題行動などに対応するため教育や社会福祉などの専門知識を用いて、児童生徒が置かれたさまざまな環境へ働き掛けるほか、ネットワークを活用して支援を行う専門家。

健やか香川21ヘルスプラン

県民だれもが心身ともに健康で生きがいのある長寿を享受できるよう「健康長寿かがわの実現」を目的として策定した、県民の健康づくりのための計画。

専門里親

里親制度を参照。

た 行

多自然川づくり

生物の良好な育成環境に配慮し、あわせて美しい自然環境を保全あるいは創造することを基本理念に、河川改修などに当たって植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、川が有している多様性に富んだ機能を考慮した川づくりのこと。

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病・疲労など身体・精神・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業。

地域子育て支援センター

専業主婦家庭も含めた地域のすべての子育て家庭を対象とした、育児に関する相談指導・情報提供や子育てサークルへの支援などを保育所等の施設において行うもの。

地域コミュニティ

地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住み良いまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

地産地消

「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、「地域でとれた農林水産物を地域で消費する」という意味。消費者の食料に対する安全・安心や健康志向の高まりを背景にその必要性が見直されており、本県では、県産農産物の需要拡大と県民の健康で豊かな食生活の実現をめざし、地産地消を推進している。

チャイルドケア教室

少年補導職員等が保育所や幼稚園等に出向き、保護者に子どもを非行等に走らせることなく豊かな心と思いやりを持った人間にするために、乳幼児期に何を教え、どう諭していけばよいかというしつけ教育のポイントについて補導や相談事例を交えて紹介する教室。

注意欠陥多動性障害（ADHD）**（Attention—Deficit Hyperactivity Disorder）**

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

つどいの広場

子育て中の親子を対象として、子育ての不安の解消などを図るために、商店街の空き店舗やマンション、アパートの一室等において、子育て親子の交流、悩み相談、子育て支援情報の提供等を行うもの。

ティーム・ティーチング

複数の教員が協力して授業などを行う指導方法。一人が授業を進め、もう一人が個別指導が必要な児童生徒に補助的な指導を行う方法や、集団を2つに分けて2人が別々に授業を行う方法など、さまざまな指導方法がある。

デュアルシステム

若者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みとして、企業での実習と学校での講義などの教育を組み合わせることで実施することにより、若者を一人前の職業人に育てる仕組みのこと。例えば、週3日学校で学び、週2日企業で実技を磨くなど学びながら働くなど。

特定不妊治療助成事業

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）が必要と医師に判断された夫婦に対し、特定不妊治療に要した費用の一部を助成する事業。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育を進めるうえで、校内の関係者や関係機関との連携調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者。

な 行**ニート**

イギリスで、学校にも雇用にも職業訓練にも参加していない若者（Not in Education, Employment or Training）を、その頭文字をとってニートと呼んだものの。

乳幼児突然死症候群（SIDS）

Sudden Infant Death Syndrome の略で、それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息などのはっきりした理由もなく、突然死亡してしまう病気。

認定こども園

保護者の就労形態にかかわらず、就学前のすべての子どもに対して保育・教育を一体的に提供するとともに、すべての子育て家庭を対象に地域における子育て支援を行う施設として県の認定を受けたもの。

は 行**発達障害者支援センター**

発達障害者（児）に対する支援を総合的に推進する地域の拠点となる機関として、専門の職員による相談支援、医学的な診断及び心理的な判定、就労支援などを行う専門的な相談窓口。

香川県発達障害者支援センター「アルプスカがわ」はかがわ総合リハビリテーションセンター内に設置。

8020（ハチマル・ニイマル）運動

歯および口腔の健康づくりを図り、80歳で20本以上自分の歯を有することを目標とした運動のこと。

母親クラブ

小さな子どもを持つ母親に限らず、地域の児童健全育成に関心のある人々が性別・年齢を問わず集まり、子ども達の健全育成を願い、児童館等の福祉施設を拠点として地域ぐるみで活動を行う組織のこと。

バリアフリー

元来は「障壁（バリア）のない」という意味。建築物などにおいて段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障害者などが社会生活を送るうえでの、さまざまな障害を取り除くことをいう。今日では物理的なバリアフリーのみならず、広く情報のバリアフリーや意識のバリアフリーなども含まれている。

ピア（仲間）カウンセリング

カウンセリング技術を身につけた人が、同じような立場や境遇にある仲間たちの相談にあたり、問題を解決できるよう支援すること。

病児・病後児保育

病気や病気の回復期で集団保育が困難な子どもを病児・病後児の対応が可能な保育所や病院等に併設した専用施設において一時的に預かるもの。

ファミリー・サポート・センター

地域の中で、「子育ての援助をしたい人」と「子育ての援助をしてほしい人」が会員となって、一時的な子育てを助け合う有償ボランティアで、急な仕事で保育所のお迎えができない時、通院や用事があるとき子どもを預かってほしい時、リフレッシュしたい時などに利用できる会員制の組織。

放課後子ども教室

学校等を活用して、子どもたちの居場所(活動拠点)を整備し、子どもたちの放課後や週末におけるスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援する。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない、主として小学校低学年の児童に対し、授業の終了後等に児童館、学校の余裕教室などを活用して遊びや生活の場を提供するもの。

母子愛育会

若い母親から高齢者まで幅広い会員で構成される住民の自主組織で、母子の支援を中心に、声かけ・見守り訪問や母子保健に関する知識の普及等を行う。

ま 行

道の駅

地域の創意工夫により、道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設であり、24時間使用できる水洗トイレや駐車場、公衆電話などの設備を有する。

みんな子育て応援団 (事務局:子育て支援課)

官民一体となって子育て支援の環境づくりを推進するため、県内企業、個人商店等に参加を呼びかけ、社会全体での子育て支援への取組みのこと。

みんなで子どもを育てる県民運動

(事務局:県民活動・男女共同参画課)

地域の大人みんなで積極的に子どもたちにかかわって、子どもたちを健やかに育んでいこうと、「君が好き!あなたが大事!」を合言葉に、小学校区ごとに設けた校区会議が中心となって、あいさつ運動や美化運動、安全パトロール、ふれあい活動など、さまざまな活動を実施している。

知事部局、教育委員会、警察本部、青少年育成香川県民会議が連携、協力して実施している。

や 行

夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合の緊急の場合に、児童養護施設などで児童を預る事業。

ユニバーサルデザイン

いろいろな人にとって利用しやすいデザイン、設計のことをいい、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが利用しやすいような「まちづくり」や「ものづくり」を行っていこうとする考え方。

養育里親

里親制度を参照。

幼児教育振興プラン

本県の幼児教育の振興のため、県や各市町および各園における幼児教育の取組みとして策定された計画(平成22年度～)。

ら 行

ライフステージ

人間の一生を段階区分したものであり、通常は、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分ける。

レスパイト・ケア

里親の一時的な休息のために、委託されている子どもを、他の里親家庭や乳児院、児童養護施設等に預かってもらう制度のこと。

Ⅲ 参考

1 計画策定の経緯

時 期	経 緯
平成 21 年 3 月まで	市町子育て支援サービスに係るニーズ量調査
平成 21 年 6 月 22 日	第 1 回香川県児童福祉審議会児童家庭部会 ・計画の基本方針、基本目標について
	香川県次世代育成支援行動計画・後期計画(案)策定作業部会設置
平成 21 年 6 月 25 日～7 月 13 日	香川県県政世論調査実施
平成 21 年 7 月 24 日	第 1 回香川県次世代育成支援行動計画・後期計画(案)策定作業部会 ・前期計画の施策評価と課題について ・後期計画の施策の方向と施策体系について
平成 21 年 7 月 31 日	香川県次世代育成支援対策推進連絡会議 ・庁内関係各課各論作成依頼（～8 月末）
平成 21 年 8 月末	市町ニーズ調査に基づく目標事業量集計
平成 21 年 8 月 31 日	第 2 回香川県次世代育成支援行動計画・後期計画(案)策定作業部会 ・施策体系(案)について
平成 21 年 9 月 11 日	第 2 回香川県児童福祉審議会児童家庭部会 ・施策体系(案)について
平成 21 年 10 月 26 日	第 3 回香川県次世代育成支援行動計画・後期計画(案)策定作業部会 ・計画素案について
平成 21 年 10 月 28 日	香川県児童福祉審議会に諮問
平成 21 年 11 月 9 日	第 3 回香川県児童福祉審議会児童家庭部会 ・計画素案について
	香川県人口減少対策推進本部 ・計画概要、素案報告
平成 21 年 12 月 7 日 ～平成 22 年 1 月 15 日	計画素案についてパブリックコメント(県民の意見)募集
平成 22 年 1 月 25 日	第 4 回香川県次世代育成支援行動計画・後期計画(案)策定作業部会 ・計画(案)について
平成 22 年 2 月 1 日	第 3 回香川県児童福祉審議会児童家庭部会 ・計画(案)について（答申）

2 香川県児童福祉審議会児童家庭部会委員

児童家庭部会（委員11名 臨時委員8名）

●部会長 ◎副部会長 ○臨時委員

役職名	委員名
●香川県医師会長	森下 立昭
◎四国学院大学社会福祉学部教授	村田 哲康
香川県商工会議所女性会連合会長	穴吹 惠美
香川県私立認可保育園連盟会長	鎌田 宏一
香川県知的障害者福祉協会会長	小松 守
香川県議会議員	筒井 敏行
香川県民間児・者福祉施設振興会理事	中地 眞知子
公認会計士	平野 幸代
香川県母子寡婦福祉連合会理事	古川 繁子
香川県地域活動連絡協議会会長	宮井 文子
NHK高松放送局長	吉川 武宏
○子育てネットワークかがわ代表	荒谷 節子
○香川大学生涯学習センター長	清國 祐二
○日本労働組合総連合会香川県連合会副事務局長	千田 建雄
○香川経済同友会幹事	竹内 麗子
○香川大学教育学部准教授	竹森 元彦
○香川県立保健医療大学講師	辻 よしみ
○NPO法人わははネット理事長	中橋 恵美子
○栗林おやじ塾代表	早谷川 悟

平成 22 年 3 月 31 日現在

（委員長・副委員長以外は五十音順 敬称略）

3 香川県次世代育成支援行動計画・後期計画(案)策定作業部会委員

◎作業部会長

◎

役職名	委員名
四国学院大学社会福祉学部教授	村田 哲康
子育てネットワークかがわ代表	荒谷 節子
香川大学生涯学習センター長	清國 祐二
日本労働組合総連合会香川県連合会副事務局長	千田 建雄
香川経済同友会幹事	竹内 麗子
香川大学教育学部准教授	竹森 元彦
香川県立保健医療大学講師	辻 よしみ
NPO法人わははネット理事長	中橋 恵美子
栗林おやじ塾代表	早谷川 悟

(作業部会長以外は五十音順 敬称略)

4 次世代育成支援対策推進法

(平成十五年七月十六日法律第百二十号)

最終改正：平成二〇年一月三日法律第八五号

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第七条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第八条—第十一条）

第三節 一般事業主行動計画（第十二条—第十八条）

第四節 特定事業主行動計画（第十九条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第二十条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条・第二十三条）

第五章 罰則（第二十四条—第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上

重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第十一条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用

する同条第二項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第四項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第四節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第五節 次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。）であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第一項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四章 雑則

（主務大臣等）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第九条第五項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第七条第二項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五章 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

香川県次世代育成支援行動計画（後期計画）

平成 22 年 3 月

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県健康福祉部子育て支援課

電話:087-832-3287 FAX:087-806-0207

Mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kosodate/shoshi/>